

重点要望

(要望)

1 東京五輪セーリング大会開催に向けた環境整備について

本年 6 月に 2020 年東京五輪セーリング大会の開催地が本県藤沢市江ノ島に決定した。1964 年以來 56 年ぶりの同地での開催であり、この大会を契機として、神奈川県の魅力が国内外に発信すると共に、本県のさらなる活性化に向けた取り組みが大いに期待される。

大会開催にあたり江ノ島周辺の渋滞対策、基盤整備、宿泊施設の整備等の課題が山積している。県においては「神奈川県オリンピック・パラリンピック推進本部」を設置し、東京 2020 大会に向けた体制を整備した所である。

大会の成功に向け、本県においては地元自治体と十分に連携をし、必要な財政措置等を国に対して強く求めること。

(回答)

東京 2020 大会・セーリング競技の成功に向け、今後、地元自治体を含めた推進組織の設置を検討しており、こうした場を通じて、地元自治体との協議及び連携を図るとともに、必要な支援を国等に求めてまいります。

(要望)

2 基地問題に対する取り組みの強化について

本年 8 月相模原市中央区の在日米陸軍相模総合補給廠で大規模な爆発火災が発生した。同施設周辺は住宅、学校施設、駅、商業施設があり、状況によっては大惨事となっていた可能性もある。事故原因についての徹底的な究明と再発防止並びに、県内基地における安全対策のさらなる徹底を国に求めること。

空母艦載機の移駐については、2017(平成29)年まで延期されたが、厚木基地周辺の実情を認識し、1日でも早い移駐の実現に向けて最大限努力するとともに、移駐後の厚木基地の運用面等についても、速やかに明らかにするよう国に働きかけること。

市民は、今後も節電対策としてエアコンの使用を控え、窓を開放するため、騒音の増大が予測されると共に、近年騒音被害を受ける範囲も広がっていることから、騒音被害の実態把握と住宅防音工事対象区域の拡大に努める等、騒音軽減策を積極的に講じるよう国に働きかけること。

硫黄島に替わる恒常的訓練施設の選定については、当初の期限が2009年7月とされていたにもかかわらず、依然として選定されていない。ついては、一刻も早く選定するとともに明確な情報提供をするよう国に働きかけ、移駐実施までの間は、日米両政府間において、できる限り着陸訓練を硫黄島で実施することが了解事項とされていることから、硫黄島での着陸訓練全面実施及び激しい騒音を伴う訓練についても硫黄島で行うなど、騒音の解消に努めるとともに、着陸訓練同様に事前に情報を提供するよう国に働きかけること。また、米海兵隊輸送機MV-22オスプレイの飛来をめぐっては、今後の展開可能性を注視すると共に、安全性の確保や地元への情報提供を求めること。

さらに、県内基地返還促進に向けた取り組みの充実及び返還基地の跡地利用の促進を

図ること。

(回答)

相模総合補給廠の火災事故については、平成 27 年 8 月 24 日、知事が会長を務める「神奈川県基地関係県市連絡協議会」として、防衛大臣に対し、早期の原因究明と再発防止策の徹底を米側に求めることを強く要請いたしました。12 月 4 日には、国から調査状況の説明がありましたが、引き続き原因究明に向けた調査、再発防止策の徹底及び基地周辺住民の安全確保に向けた万全の措置を求めてまいります。

県では、厚木基地の航空機騒音問題の抜本的解決を図るため、早期かつ着実に空母艦載機の移駐等を実施すること、恒常的訓練施設の早期の選定や、その見通しについて速やかに情報提供すること及びそれまでの間の硫黄島での着陸訓練全面実施や、事前の情報提供など、騒音軽減対策を確実にを行うことについて、基地周辺市と連携して、国等に対して粘り強く働きかけを行ってまいります。

移駐後の厚木基地の運用については、現時点では国から明確な回答が得られておりませんが、基地周辺市と連携して、情報提供を行うよう求めてまいります。

また、騒音調査体制等を充実し、騒音被害を把握することや、住宅防音工事の対象範囲の拡大について、国へ要請してまいります。

オスプレイについては、国の責任において丁寧な説明や適時適切な情報提供を行うよう、引き続き国に対し求めてまいります。

基地の整理・縮小・返還については、「かながわグランドデザイン」において、政策の基本方向として掲げ、その実現に向けて、国へ要望してまいります。基地返還後の国有地の利用に際しては、できる限り地元負担がかかることのないよう適切な措置を講ずるとともに、地元の意向を尊重し、必要な支援策を講ずるよう求めてまいります。

(要望)

3 箱根大涌谷の火山活動に対する一連の対策について

本県では、平成 27 年 4 月 26 日から箱根地域で地震活動が活発化しており、大涌谷周辺では蒸気の噴出や地盤の隆起など、火山活動が活発な状態が続いている。

神奈川県や箱根町を始めとする関係機関は、地震活動の活発化直後から迅速に対応し、6 月 30 日には噴火警戒レベルが 3 に引き上げられ 7 月 3 日には災害対策基本法に基づき警戒区域も設定した。8 月 26 日には箱根町及び箱根火山防災協議会が箱根山(大涌谷)火山避難計画を策定し、火山防災意識の啓発、防災訓練等を行うことになった。

これらの迅速な対応は、神奈川県温泉地学研究所が長年箱根地域を観測・研究してきた成果や、気象庁などと連携した対応によるところが大きい。

箱根地域への観光客は多く、火山活動の沈静化が見通せないことから、更なる観測体制の強化や、地方自治体と国が連携した避難対策などが不可欠である。

万が一、広域に被害を及ぼす噴火災害が発生する事象を踏まえ、国に対し、神奈川県温泉地学研究所と連携して観測機器の更なる充実強化を図るよう要望すること。また、救出・救助体制の迅速な支援策を整備する等、特段の措置を講ずるよう要望すること。

さらに、地域の基幹産業である観光産業への影響を考え、風評被害の防止をはかり、

雇用面も含めしかるべき支援策を講じること。

あわせて富士山の噴火等、大規模災害時においても米軍・自衛隊との連携や、他県との広域連携を強化すること。

(回答)

箱根大涌谷の火山活動の監視観測体制については、温泉地学研究所を中心に、気象庁や箱根町など関係機関と連携し、観測機器等の整備など、充実・強化を進めてまいります。

国に対しては、観測体制の充実・強化について「平成 28 年度国の施策・制度・予算に関する提案」で要望しております。

また、引き続き正確な情報を発信することにより、風評被害の防止に努めるとともに、国や箱根町と情報共有し、連携して必要な支援を行うことにより、従業員の雇用の維持に努めてまいります。

あわせて、県は、平成 24 年度から、大規模災害発生時の救急医療等を主体とし、消防、警察、海上保安庁、自衛隊、在日米軍、民間医療機関等、100 以上の関係機関が参加した実践的訓練「ビッグレスキューかながわ」を実施して連携強化を図っており、今後も、訓練等を通じ連携強化に努めてまいります。

(要望)

4 小児医療費助成制度の拡充について

小児医療費助成制度の拡充は、安心して子育てできる環境のために欠かせない制度であり、本来、全国一律の制度が必要である。しかし現状では、県内格差が生じていること、

また、近隣都県と比べても本県の補助率が低いことは、本県が提唱する「子育てするなら神奈川」というメッセージにそぐわない。市町村からも子育て支援の最優先課題として県への要望書が提出されるなど要望が高まっていることを踏まえ、補助率等の拡大を図るとともに、小児医療費助成制度の創設を国に強く働きかけること。

(回答)

小児医療費助成事業補助金については、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、実施主体である市町村に対して県が補助を行っており、制度設計については市町村も参加する検討会で協議を行って定めたものです。

補助率については、制度の安定的かつ継続的な運営を図るため、市町村とも協議を行ないながら定めたものですが、今後の方向性や見直しに当たっては、慎重に検討してまいります。

また、小児医療費助成については、子育て世帯など、その家族の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するよう、県として、「平成 28 年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、国に対して要望いたしました。

今後も、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。

(要望)

5 子どもの貧困対策について

平成 24 年の日本の子どもの貧困率は 16.3%とこれまでで最も高く、OECD 諸国でも平均を上回っており格差拡大が社会問題となっている。国では「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、県も「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を策定したが、数値目標の設定、学校のプラットホーム化、関係機関の連携を図り、実効性のある取り組みを着実に進めること。

(回答)

県では、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を策定して、子どもの貧困の状況に関する指標を設定し、定期的に貧困対策の検証・評価を行うとともに、関係部局と連携して全庁的な取組を進めております。

また、この計画を着実に推進していくためには、貧困の状況にある子どもの実情やニーズを把握する必要があると考え、主にひとり親家庭に支給している児童扶養手当の県内受給者を対象としたアンケート調査を平成 27 年 8 月に実施し、ひとり親家庭が置かれた厳しい現状が明らかになりました。

この調査結果も踏まえながら、県として情報提供の充実や、「かながわ子どもの貧困対策会議(仮称)」の設置、子どもの居場所づくりの施策を実施してまいります。

また、個別の支援は地域に密着した市町村が大きな役割を担っていることから、県市町村連絡会議で情報交換を行いながら、市町村と連携して子どもの貧困対策に取り組んでまいります。

(要望)

6 子ども・青少年を非行や犯罪から守る対策について

川崎市の中学生在が殺害されるという大変痛ましい事件に続き、他県においても深夜に徘徊していた中学生が殺害された事件は社会に大きな衝撃を与えた。青少年保護育成条例を制定している本県として、再発防止への取り組みを強化しなければならない。県や教育委員会、警察、地域など関係機関がしっかりと連携を図り夜間徘徊防止等の対策を推進すること。

また、子どもが孤立化するのを防ぎ、犯罪に巻き込まれない、非行に走らせない居場所づくりが重要である。改訂予定の「かながわ青少年育成・支援指針」に青少年の居場所づくりを位置付け、市町村や地域の NPO 等と連携した地域での取り組みを促進すること。

さらに、合同庁舎や空き店舗等を活用し、市町村と連携したモデル事業に取り組むこと。

(回答)

現在、各地域の実情に応じて行われている青少年指導員のパトロール活動が、今後さらに他の青少年関係団体や地元の警察署などの関係機関と連携しながら行えるよう、各地域の様々な取組について情報収集し、情報提供を行ってまいります。

また、県と市町村や地域の NPO 等とが連携した、地域における青少年の居場所づくりを促進するため、居場所づくりについて新たな指針に位置付けてまいります。

さらに、青少年の居場所づくりのモデル事業に取り組んでまいります。

(要望)

7 神奈川県環境基本計画の策定について

神奈川県環境基本条例に基づく県環境基本計画は今年度で計画最終年を迎え、新たな策定の検討を進めている。策定にあたっては「かながわグランドデザイン」はじめ他の関連計画との関連、連携を考慮し、今後の人口減少や単独世帯の増加など環境負荷、環境保全と開発、産業集積などの県の実情をふまえたものとする。

また、地球温暖化、資源循環、環境保全、大気汚染などへの対応とともに計画の実行にあたる人材の育成に力を入れること。

さらに、市町村、県民への十分な説明と意見募集を図り、計画に反映させること。そして、神奈川の豊かな自然と多種多様な生物について、保全及び持続可能な利活用に資するよう地域の実情をふまえた計画とすること。

(回答)

世帯の少人数化と世帯数の増加により、一人当たりの環境負荷が増えて、人口減少による環境負荷の低減を相殺していく可能性もあるため、新たな環境基本計画では、こうした県の実情を踏まえて、「かながわグランドデザイン」における政策分野「エネルギー・環境」の軸となる計画として、「神奈川県地球温暖化対策計画」や「神奈川県循環型社会づくり計画」等の個別計画と補完・連携しながら、地球温暖化への対応や資源循環等の取組を進めてまいります。開発や産業集積においても、自然環境の保全とのバランスのとれたものとなるよう、環境に配慮したまちづくりを進めます。

また、様々な環境問題を解決していくためには、県はもとより、県民、NPO、事業者等のすべての行動主体が、自ら環境保全活動に取り組む必要があることから、次世代を担う若年層に対しての環境教育や環境学習を進めます。

なお、計画の策定に当たっては、「環境審議会」をはじめ、県民、市町村からの意見を十分伺い、計画に反映してまいります。

また、施策体系に「生物多様性の保全」を位置付け、「地域の特性に応じた生物多様性の保全」を重点施策として取り組んでまいります。

(要望)

8 地域医療体制の強化について

超高齢化社会では医療ニーズの増大が懸念される中、病床の機能分化や在宅医療の充実、介護との連携が急務となっている。地域の医師、看護職員、ケアマネージャーなど医療、介護に従事する多様な人材が専門知識を生かし、チームとして連携しながら患者と家族を支えていくことが重要である。

その為に人材育成に取り組むとともに、訪問看護ステーションや地域包括支援センターなどを活用した連携拠点の整備をさらに進めること。また専門病院とかかりつけ医の連携を図り、継続的な治療体制の整備を推進すること。

更に、救急患者への対応について、病院前救護の推進や救命率の向上に向け、救急医療体制の充実に取り組むこと。

(回答)

県では、広域的な取組として、先行する自治体の取組事例を紹介するなど、市町村の体制づくりを支援するとともに、「地域医療介護総合確保基金」を活用して、在宅医療の担い手となる医師、看護師等の育成などを行い、市町村の取組を支援してまいります。

市町村が実施する地域支援事業の在宅医療・介護連携推進事業実施による在宅医療と介護サービスの一体的な提供体制の構築に向け、地域における医療・介護連携の検討を行う地域ケア会議の開催などを通じ、多職種と協働した質の高いケアを提供する人材の育成支援に今後も取り組んでまいります。

なお、県では救急患者が症状に応じた適切な医療が受けられるよう総合的な救急医療体制の整備に取り組むとともに、救命率の向上に向けた取り組みも検討してまいります。

(要望)

9 中小企業・小規模企業支援について

小規模企業振興基本法の制定を受け、本県の「中小企業活性化推進条例」でも見直しがなされ、小規模企業が明確に位置付けられた。国際的な競争の中、本県の中小企業・小規模企業は依然として厳しい状況におかれ、特に事業承継については後継者不足を背景に廃業に至る企業数も増加している。

中小企業活性化推進にあたっては、公益財団法人神奈川産業振興センターを核に、より実効性のある支援を検討すること。また、条例見直しの主旨をふまえ、小規模企業については特にきめ細やかな支援をはかること。

クラウドファンディングやクラウドソーシングなど、新たな ICT 技術も生かしながら、神奈川らしい中小企業支援をはかること。

(回答)

県は、中小企業支援法に基づき、公益財団法人神奈川産業振興センターを都道府県等中小企業支援センターとして指定し、中小企業支援を実施しております。

特に事業承継を支援するため、平成 27 年 9 月に当該財団に設置した「神奈川県事業引継ぎ支援センター」が、後継者不在の中小企業・小規模企業にワンストップで対応しているほか、当該財団の総合相談窓口では、中小企業・小規模企業の多岐にわたる経営相談に対応しております。

また、平成 28 年 1 月からスタートした神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画では、展示会への出展支援など小規模企業に対する支援策の充実を図っており、今後は、この計画に基づき、より実効性のある支援を行ってまいります。

なお、小規模企業の持続的発展を図ることを目的に、商工会・商工会議所が実施する支援事業を強化する小規模企業支援強化事業費補助を、平成 28 年度当初予算案において新たに計上しております。

ICTを活用した中小企業・小規模企業の支援については、平成 27 年 1 月に、「神奈川ものづくり『わくわく』夢ファンド」を創設し、既にいくつかの夢ファンドプロジェクトが資金調達に成功しております。

また、平成 27 年 6 月に「クラウドソーシング活用型新商品開発支援事業」の参加企業を募集し、3 事業者を選定して消費者等からのアイデアを活かした商品づくりを支援して

おります。

(要望)

10 いじめ・不登校・体罰等について

岩手県で発生した、いじめを苦にした生徒の自殺において、教師一人が問題を抱えていたことにより、この生徒の命を守ることが結果できなかった。本県の公立学校もいじめは後を絶たず、不登校児童生徒数及び暴力行為の発生件数も依然として高い水準にある。

これまで講じられてきた課題の検証を進め、いじめ、体罰や暴力の根絶を図り、児童・生徒が安心して学べる環境整備を早急に図ること。心のケアや教育相談体制の充実・強化を図ること。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを学校に配置拡大し、緊急課題解決に向けた取組を推進すること。

また、未然防止・早期発見・解決・再発防止を行えるような指導・相談・対応体制の整備を行うこと。そのためにも児童相談所をはじめ、警察、地域などの外部機関との連携強化に向けて取り組むこと。特に、ネットいじめのように、今までの学校の範疇を超えたいじめの拡がりへの対応など幅広い対策を講じること。

(回答)

教育相談体制の充実について、県教育委員会では、各学校で教育相談の中核となる教員を教育相談コーディネーターとして養成・配置するとともに、政令市を除く全中学校へのスクールカウンセラーの配置や「いじめ 110 番」24 時間電話相談窓口の設置など、児童・生徒がいつでも相談できる体制づくりを進めております。また、平成 28 年度から、ソーシャルワークの視点を持つ教員を養成するための研修を県立保健福祉大学と連携して実施します。今後も引き続き、児童・生徒及び保護者に対して、これらの相談窓口を周知徹底するなど、事業の継続・充実に努めてまいります。

また、いじめ問題への対応について、平成 25 年 3 月に県及び市町村教育委員会で作成したいじめ対策サポート会議資料等を活用し、研修の実施を行うとともに、毎年度全公立学校に対して実施している「いじめ問題に係る点検調査」の結果に基づき、学校に対し未然防止策の充実等を促しております。

さらに、把握したいじめ事案に対し、必要に応じて学校緊急支援チームやスーパーバイザーを派遣するなど、即時的な支援に努め、早期の改善を図っております。これらの取組は今後も継続・充実に努めてまいります。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用については、平成 28 年度はスクールソーシャルワーカーを小・中学校に 6 人、県立高等学校に 10 人増員するとともに、スクールカウンセラーへのアドバイザーを配置いたします。

未然防止・早期発見・解決・再発防止を行えるような指導・相談・対応体制の整備を行うためにも児童相談所をはじめ、警察、地域などの外部機関との連携強化に向けて、引き続き取り組んでまいります。

ネットいじめについては、平成 27 年度に実施した「携帯電話及びパソコンにおけるインターネットの利用状況等に関するアンケート調査結果」を広く周知するとともに、未然防止に向けて、児童・生徒だけでなく保護者も対象とした企業との連携による携帯電話教

室等を活用し、メディアリテラシー教育の充実に努めてまいります。

総務政策

(要望)

1 財政の健全化に向けた取り組みについて

歳入、歳出の両面から本県の取り得る対策を整理するとともに、県債管理目標など取組を計画的に進めること。

(回答)

県債管理目標の達成に向けて、県債の発行抑制に取り組んだ結果、平成 27 年度最終予算において「県債残高の減少」を達成し、26 年度最終予算において達成した「プライマリーバランスの黒字化」と併せて、目標を達成することができました。

しかしながら、県財政は、これまでに大量発行してきた臨時財政対策債による公債費負担の増大や、急速な高齢化などに伴う介護・医療・児童関係費の増加が見込まれるなど、未だ厳しい状況にありますので、今後とも、行財政改革の取組を進めるとともに、歳入・歳出の両面から財政構造の改革に取り組んでまいります。

(要望)

2 地方交付税改革の推進について(臨時財政対策債制度の廃止について)

臨時財政対策債制度は、地方財政計画上の「地方の財源不足額の補填財源として地方交付税では補填しきれない部分の財源」として平成 13 年度の地方財政対策により 3 年間の臨時措置として導入されたものであるが、平成 28 年度まで依然継続され、抜本的な制度改正が行われていない。

臨時財政対策債は、地方交付税の代替手段とは言え「借入金」であることから、現状としては、地方の財源不足額を借入金で補填している状況であるとともに、本来は地方交付税で補填される部分を将来世代へ負担として押しつけている状況である。

については、地方交付税総額を法定率の引き上げ等により確保し、臨時財政対策債制度を廃止するよう他の自治体とも連携し強く国に働きかけること。

(回答)

臨時財政対策債については速やかに廃止し、地方交付税の法定率を更に引き上げ、地方交付税に還元するよう、他の自治体とも連携し、引き続き国に働きかけてまいります。

(要望)

3 都市税財源の充実・確保について

近年、いわゆるマイナンバー法の公布等、国の施策に起因する制度の創設・変更による情報システム開発・改修が増加しており、市町村における財政負担が生じている。

また、消費税増税による負担を緩和するための「簡易な給付制度」実施に係る一連の事務については、超過勤務手当を除いた人件費が市町村の負担となっている。

国の主導による全国一律の施策を実施する際、市町村が負担することとなる事務経費については、必要な財源が確実に配分される制度設計を行うなど、適切な見直しが図られるよう国に強く求めること。

(回答)

全国一律の施策を実施するなど、地方に影響を与える制度変更にあたっては、国と地方の適切な役割分担のもと、公平かつ十分な財源が確保される必要があることから、機会を捉えて国に要望してまいります。

(要望)

4 法人住民税の一部国税化の見直しについて

平成 26 年度税制改正において、財政力格差の縮小を図ることを目的とし、法人住民税法人税割の一部を国税化することとなった。

各市町村においては、企業誘致や地域経済活性化への取組を積極的に行い、常に自主財源の確保に努めてきたところであり、法人住民税は市町村の基幹税目のひとつとして重要な役割を果たしている。

本来、法人住民税は地域の構成員である法人が、市町村から社会資本整備などの行政サービスを受けていることに対する応益負担であることから、地方固有の財源である法人住民税を一部国税化することは、税負担の原則に反し、地方分権の歩みを止めるものである。

地域間の偏在是正は、国税の活用や税源移譲によりなされるべきであり、法人住民税法人税割の一部国税化の見直しを行うなど、適切な見直しが図られるよう国に強く求めること。

(回答)

法人住民税は、法人が所在市町村の行政サービスの提供を受けていることに対して課税される税であり、また、企業誘致等による税源涵養のインセンティブになっている面も持つ、地方団体の重要な自主財源です。

地方の税源の偏在是正に当たって、地方税を単純に国税化し、偏在是正の財源として活用することは、地方分権の観点に沿った税制のあり方としては不適切です。地方の税源の偏在是正は、税源移譲や地方交付税の増額により、地方税財源を拡充する中で国の責任で行うよう、あらゆる機会を捉えて国に要望してまいります。

(要望)

5 不交付団体における国庫補助金等の補助率の較差の解消及び特例債の創設について

県内、普通交付税の不交付団体においては、国の各種事業について交付税措置がなされても事業に必要な財源を独自に確保する必要がある。

依然厳しい財政状況の中、県内不交付団体に対しては、財政力指数による国庫補助金の較差が設けられている。さらに、平成 25 年度から不交付団体は臨時財政対策債の借入れができなくなるなど、不交付団体を理由に財政負担を余儀なくされている状況にある。

県内不交付団体において、サービスの低下を招くことなく、新たな施策を展開し、市民福祉の更なる向上を図るため、不交付団体における国庫補助金等の補助率の較差の解消及び特例債の創設を行うなど、適切な措置が図られるよう国に強く求めること。

(回答)

市町村が自立的かつ安定的な財政運営を行うことができるようにするためには、国と

地方の適切な役割分担のもと、公平かつ十分な財源が確保される必要があります。

こうしたことから、御要望の趣旨も踏まえ、国庫補助金等の補助率の較差の解消等を国に求めてまいります。

(要望)

6 県行政の電子化の推進について

本県では、ICT推進本部会議において、県民サービスの向上を目指し、県の業務を効率化し、職員の生産性を高める「スマート県庁大作戦」の実施を推進している。スマート県庁大作戦については、職員の生産性向上につながることから、当初掲げた工程表・マイルストーンに沿って、実行するよう強く要望する。併せて、モバイルからのアクセスを中心に据えた電子行政サービス各事業の拡充や官民連携・県民参加を推進する「オープンガバメント」に向けた具体的な施策として、行政データの二次利用を可能とするオープンデータを積極的に進めること。

また、ICT化拡充の取組みについては、わが国としても強く要望してきたところであるが、これらをさらに推進する事で、行政サービスの向上、事業の効率化、適正化を行うための次世代モデルを明確にし、実用化すること。

(回答)

「スマート県庁大作戦」については、アクションプランの内容を拡充し、更なる県民サービスの向上のため、引き続き業務効率化による生産性向上を目指してまいります。

「オープンガバメント」については、県民や事業者が必要とするデータを、市町村とも連携して数多く提供できるよう、オープンデータの取組を推進してまいります。

また、ICT化拡充の取組については、電子化全開宣言行動計画に基づいて推進しているところですが、新たな課題には改定を行って対応するなど、着実かつ柔軟に進めてまいります。

(要望)

7 県西地域活性化プロジェクトの推進について

県は、未病を治す様々な地域の魅力をつなげて産業力を高め、地域経済の活性化を図る「県西地域活性化プロジェクト」を策定したが、県西地域は規模の小さな自治体が多く、それぞれの町の個別の施策展開だけでは、様々な地域の魅力をつなげ、地域経済の活性化を図ることは、困難である。各市町の取組みをネットワーク化し、市町の区域を越えた横断的な施策については、プロジェクトの策定主体である県が自らの責任において主体的に取り組み、関係市町間の調整においてリーダーシップを発揮するとともに、施策を展開する市町に対する財政支援を行うこと。

(回答)

「県西地域活性化プロジェクト」に位置付けた取組については、市町の意見を十分に伺いながら策定したものです。

このため、複数の市町にまたがる広域的な施策や、各市町の取組みをネットワーク化することで効果が高まる施策については、広域自治体として県が主体的に、あるいは調整役

としての役割を果たしてまいります。プロジェクトを着実に推進していくためには、地域が一体となって取り組むことが不可欠ですので、「県西地域活性化推進協議会」の場を通じて、緊密に連携を図り、各構成員がそれぞれの役割を認識し、主体的にプロジェクトに関わっていただけるよう、取り組んでまいります。

なお、プロジェクトに位置付けられた施策を展開する市町への財政支援としては、平成 27 年度に「県西地域活性化プロジェクト推進交付金」を創設し、プロジェクトを先導するような取組について支援を行っております。

今後も、プロジェクトの推進に必要な支援について検討してまいります。

(要望)

8 総合計画の取組みについて

「かながわグランドデザイン基本構想」で掲げた基本理念や将来像の実現に向け、県の重点政策を分野横断的にまとめ、ねらいや具体的な取組み、工程などを示した総合計画を地方分権改革、行政改革と一体的に推進するとともに、「中期財政見通し」を踏まえ、数値目標と併せた厳格な進行管理を進めること。

(回答)

総合計画の推進に当たっては、地方分権改革を推進するとともに、「行政改革大綱」に基づく取組により行政組織の総合力を高め、計画を着実に推進して、進行管理を行っていくこととしております。具体的には、プロジェクトの達成度を測る数値目標を示すとともに、実施計画に示した施策の実施状況について政策評価を行い、その評価に基づき政策運営の改善を図る「政策のマネジメント・サイクル」により、効率的・効果的な政策運営を行うこととしております。

なお、財源については、新たな中期財政見通しを踏まえながら、必要な財源の確保に努めてまいります。

(要望)

9 自動車関係諸税の簡素化・負担軽減について

自動車関係諸税は、自動車の取得・保有・走行の各段階で国税・地方税を合わせて多くの税金が課せられ、非常に複雑かつ過重な体系となっている。さらには、消費税に加えて自動車取得税が課せられる税の併課の問題も抱えており、税の基本原則である「公平・透明・納得」に照らして多くの矛盾を抱えている。そこで軽油引取税等を始めとした自動車関係諸税の簡素化と負担軽減を図ること。

(回答)

平成 28 年度政府税制改正大綱では、自動車取得税を平成 29 年 4 月 1 日に廃止することとされております。

また、自動車取得税の廃止に合わせて、自動車税及び軽自動車税に環境性能割を導入することとされておりますが、これらの改正による税収影響は、差し引きで 200 億円程度の減収(負担軽減)となることを見込まれております。

今後、自動車関係諸税の更なる見直しについて検討が行われる場合には、地方財政に

影響を与えないよう、具体的な代替税財源の確保を前提とすることが必要と考えております。

(要望)

10 公用車に対する災害に強いLPガス自動車の導入について

LPガス自動車は、燃料費や維持コストが低廉である。また東日本大震災では、被災地において、ガソリン及び軽油が一時的に希少となったことなどから、生活及び産業に大きな影響を及ぼした。そこでエネルギー分散の観点からも、公用車にLPガス自動車を率先して採用すること。

(回答)

県では、地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定し、電気自動車(EV)など環境性能に優れた自動車の普及を重点的な取組としております。

このため、県の公用車の更新に際しては、できる限り電気自動車を採用することとしております。

(要望)

11 公契約条例の制定について

これまで会派として様々な場で提言を行ってきた公契約条例の制定については、一昨年度に外部有識者を交えた「公契約に関する協議会」で検討が行われた。依然として県内の経済情勢は厳しく、かつ執行案件の減少等により、業者間の受注競争が激化している。そのしわ寄せが、下請け業者や労働者におよび、労働条件の悪化を招いている状況が発生している。労働条件の悪化は、労働意欲の低下を招くだけでなく、新規入職者の減少や高い離職率、研修費などにもおよび、業務の質の低下にもつながることから、改善が喫緊の課題である。また、労働者の賃金の問題は、市などが制定する条例では対象の範囲が市内のみと限定的であるため、市民が市外の公共工事等に従事しても対象にならないなど問題があり、県が条例を制定することで、県内事業者の育成と、より多くの労働者の賃金が保障されることになり、結果として最低賃金の底上げや、労働意欲の向上、下請負契約の重層構造の改善につながる。そこで引き続き労働者等の労働環境の整備、適正な入札事務及び事業の質の向上を図るため、公契約に関する条例の制定を要望する。その際、社会保険労務士等の専門家を活用し「労働条件審査」を導入し、適正な労働環境を確保すること。

(回答)

平成26年3月にまとめられた「公契約に関する協議会」からの報告では、公契約条例の導入について、「必要がある」とする積極的な意見と、「適切ではない」とする両方の意見があり、意見の一致はみられませんでした。

一方、今後、県が検討すべき課題として、「入札・契約制度の見直し」や「賃金実態調査」などの継続を指摘しております。

そこで、入札・契約制度の見直しなどを引き続き進めながら、公契約条例については、その制定も視野に入れ、本県の賃金実態や、既に公契約条例を施行している自治体の運用

状況を調査し、検討を続けてまいります。

(要望)

12 特区における取組について

国家戦略特区の指定を全県域で受けたことは、産業振興と経済活性化に意義深いと評価している。京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区及びロボット産業特区の取組にあわせて、規制緩和等について国と積極的に協議を行うこと。また県民や事業者がメリットを実感できるよう、具体的な施策展開を行うこと。

(回答)

県では、最先端医療・技術の追求と未病を治すという2つのアプローチを融合させ、誰もが健康で長生きできる社会を目指し、新たな市場・産業を創出する「ヘルスケア・ニューフロンティア」を推進しております。

この取組においては、「国家戦略特区」など3つの特区を最大限活用して、必要な規制改革を実現し、イノベーションを生み出す基盤の構築を図り、健康・医療市場のビジネス環境を整備します。

「国家戦略特区」においては、本県提案の規制改革事項等について、現在も、引き続き、国家戦略特区ワーキンググループによるヒアリングの場で、各委員や関係省庁と協議を重ねております。また、個別に内閣府地方創生推進室とも調整を進めているところです。

今後、可能な限り、特定事業として「区域計画」に盛り込まれるよう、取組を進めてまいります。

(要望)

13 マイナンバー制度導入に伴うセキュリティ対策について

平成25年5月に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー制度)が成立、公布された。現在、平成27年10月の個人番号及び法人番号の通知、平成28年1月の個人番号及び法人番号の利用開始、さらには平成29年1月の情報提供ネットワークシステム及び情報提供等記録開示システムの運用開始に向けて国、地方自治体が準備を進めている。こうした状況の中、先般日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案が発生している。本事業は個人情報扱う問題であり、より一層のセキュリティ対策が求められる。よって制度運用に際し国に対してセキュリティ対策の充実を強く求めること。また、市町村とも十分に連携し、側面支援を行うこと。

(回答)

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)のセキュリティ対策については、国より一定の基準が示され、それに基づいて県、市町村とも強化対策を行うこととされております。

しかし、セキュリティの強化には多額の費用が必要なことから、全国知事会では、平成27年6月に、セキュリティ対策に必要な経費について財政措置を講ずることを国へ要請を行っており、また、県としても市町村も含めた適切な補助を国に対して要求してまい

ります。

併せて、県及び市町村のインターネット接続口を集約する自治体情報セキュリティクラウドの新たな構築をはじめ、県内市町村における必要な情報セキュリティ水準の確保のための支援にも努めてまいります。

(要望)

14 指定管理者施設における労働条件審査について

平成 15 年の自治法改正により「指定管理者制度」が導入され公共施設等の管理・運営を指定する株式会社や N P O 法人など民間企業等にも受注の門戸が開放されました。しかし、労務提供型請負（業務委託）では、人件費が経費の大きな割合を占めているため低価格で受注した場合、労働者の賃金や労働条件等に影響を及ぼす可能性があります。県内自治体において、平成 25 年海老名市にて 5 施設 7 社を、26 年 3 月には茅ヶ崎市でも 1 施設について「労働条件審査」を実施した。つきましては、県の指定管理者における労働環境を幅広く点検・確認するため「労働条件審査」を導入し、社会保険労務士等の専門家を活用すること。

(回答)

指定管理者の募集に当たっては、募集要項に労働関係法規の遵守を明記しており、指定管理者と県とが締結する基本協定書でも、募集要項等の記載に従って管理業務を実施することを規定しております。

また、指定期間中に法令違反等が発生した場合には、随時モニタリングを行い、必要に応じ、改善勧告、改善指示、業務停止命令、指定の取消しといった手続きを段階的に進める仕組みとしております。

今後は、指定管理者候補の選定に当たり、「労働環境の確保のための方針の有無」を評価の視点に加えるとともに、外部有識者で構成する指定管理者制度モニタリング会議において、労働環境の確保の取組を確認することとしております。

こうした労働環境確保に向けた取組は、指定管理施設における県民サービスの向上の観点から、指定管理者自ら労働環境を確認するよう意識向上を促すものであり、社会保険労務士による労働条件審査のような詳細な点検、確認は、本来、指定管理者の主体的な判断により行われるべきものと考えております。

なお、労働関係を含む法令遵守の観点からは、モニタリング会議の構成員として弁護士の方を選任しているところであり、社会保険労務士の活用は考えておりません。

防災警察

(要望)

1 新たな津波浸水想定を踏まえた津波地震対策の強化について

地震災害対策推進条例に基づき、災害発生時における緊急輸送道路や橋梁・港湾等の整備、広域避難場所となる都市公園の確保について市町村と連携し防災機能の充実を図ること。

また、津波対策では復興増税を活用し、沿岸市町と連携して避難階段、避難経路の整備を促進するとともに、市町と合同の津波対策実動訓練を継続的に実施すること。

さらに、津波・高潮の計画高の設定に伴い、国道 134 号下開口部への防潮扉の設置、河川遡上対策について速やかに取り組み、これまでの想定内容が大幅に見直された新たな津波浸水想定を踏まえ、県と市町村が連携しハード、ソフト両面から効果的な津波対策に取り組むこと。

(回答)

緊急時において緊急輸送道路となる道路、橋梁等については、整備を推進してまいります。

市町から広域避難地等に指定されている 13 の県立都市公園などについては、園路を改修するなど必要な防災機能の充実を図るとともに、支援物資の備蓄については、避難用の物資の備蓄を担う市町村と今後調整してまいります。

また、津波浸水想定に関するデータの提供など、必要な技術的支援を行ってまいります。

津波対策については、最大クラスの津波に対しては、避難することを最優先として避難体制の整備を進め、沿岸市町と共同で海浜利用者に参加いただきながら「津波対策訓練」を継続して実施してまいります。

また、県では、復興増税を活用して、沿岸部の急傾斜地崩壊防止施設に津波避難階段を整備しております。

発生頻度の高い津波に対しては、内陸への侵入を防ぐ施設整備に取り組むことが基本となります。

県管理河川の津波遡上対策や、県が管理する防潮堤などの海岸保全施設の整備に当たっては、高潮と発生頻度の高い津波のいずれか高い方を設計水位として整備計画を策定する必要があり、平成 27 年 3 月に「相模灘沿岸海岸保全基本計画」を変更し、各地域の設計水位を設定いたしました。

今後、この設計水位等に基づき、施工性・経済性・周辺環境との調和などを総合的に考慮し、地域の皆様や、鎌倉市の御意見を伺いながら、施設の整備計画を取りまとめてまいります。

国道 134 号に設置されている市管理の地下通路への防潮扉の設置や、浸水想定域への避難施設の設置に対する支援については、技術的助言を行うなど、県としても必要な支援を行ってまいります。

(要望)

2 防災に対する意識啓発への取組み充実について

防災・減災に向けた取組みは、県、市町村、事業者等の間で様々実施されているところであるが、災害に対する最大の取組みは日々の意識啓発である。防災意識の向上を図っていく必要性から、一部市町等で実施されている防災に関する【指導員】【専門員】等の養成に対する支援や拡充策の検討を図ること。

(回答)

県では、毎年度、地域の防災行動力を高めるために、自主防災組織リーダー等への研修会や、災害救援ボランティアの養成支援を実施しており、今後も支援に努めてまいります。

(要望)

3 防災・減災対策における市町村との連携と支援策について

各地域県政総合センターが災害応急対策活動を円滑に行うため、管内市町村や関係機関との連携を図り一体となった防災対策を今後も推進すること。

また、27年度に創設された「市町村減災推進事業」の補助対象を拡大し、補助額、補助率を引上げ地域防災力の更なる強化を図ること。

(回答)

県では、平成24年3月に締結した県内の市町村の相互応援協定について、相互応援の手順等の詳細を定めるマニュアルを策定し、災害時に県内の市町村間で相互応援を行うにあたり、県の役割である応援調整について明記いたしました。

さらに、地域県政総合センターが地域調整本部としての機能が果たせるよう、市町村連絡員の活動に必要な資機材の整備や研修の実施などに取り組みました。今後も、協定の実効性の向上に努めてまいります。

また、大規模災害発生時における人的被害や経済被害を軽減するため、市町村が実施する減災の取組に対して重点的な支援を行い、新たな地震防災戦略等の減災対策を推進することを目的に、「市町村消防防災力強化支援事業」と「市町村減災推進事業」を統合し、新たに「市町村地域防災力強化事業」を創設することといたしました。この事業において、県内の広域応援に資する常備消防の車両、消防団車両等を新たに補助対象とするとともに、耐震化、消防力強化等の重点事業の一部については、補助率を2分の1にすることといたしました。

(要望)

4 高速道路における消防力の支援策について

昨年度にさがみ縦貫道路が全線開通し、県内各市町では新東名高速道路の整備が進んでいるが、同時に供用開始後IC設置個所の自治体では消防活動が新たに課せられる。

迅速かつ的確な災害対応のためには消防力の充実強化が必要となる。消防隊の増員・増隊、車両・資機材等にかかる支援策を国に働きかけること。併せて、県独自の支援策の検討を図ること。

(回答)

新東名高速の供用にあたっては、トンネル事故など高速道路という特殊な環境による消防・救急需要に備えるため、消防力の充実強化を図ることが必要と認識しております。

そこで県は、沿道自治体と連携し、平成 26 年 3 月に国土交通省に対し財政措置等の要望を行いました。また、平成 27 年度は、県単独で、国に対し財政措置等の制度改正に向けた要望を行いました。

大規模災害発生時における人的被害や経済被害を軽減するため、市町村が実施する減災の取組に対して重点的な支援を行い、新たな地震防災戦略等の減災対策を推進することを目的に、「市町村消防防災力強化支援事業」と「市町村減災推進事業」を統合し、新たに「市町村地域防災力強化事業」を創設することといたしました。この事業において、県内の広域応援に資する常備消防の車両、消防団車両等を新たに補助対象とするとともに、耐震化、消防力強化等の重点事業の一部については、補助率を 2 分の 1 にすることといたしました。

(要望)

5 消防団員の確保対策について

大型台風やゲリラ豪雨、大地震、またそれらの災害に次いで起きる土砂崩れや河川の氾濫、火災など、いつ何時起きるか分からない自然災害・二次災害による危険性が身近に存在している今、消防団による初期防災や救助体制の構築は必要不可欠である。

しかしながら、県内消防団員の数は減少傾向となっており、神奈川県としても加入促進の取り組み、詰所の環境整備など、積極的な団員確保の対策を行うこと。

(回答)

県では、「かながわ消防応援フェア」において、消防団への加入促進を行うなど、積極的に普及PRを行っております。

(要望)

6 「神奈川県石油コンビナート等防災計画」に基づく安全対策について

石油コンビナート地震被害等予測調査を実施し、調査結果に基づき平成 27 年度には同計画を修正する予定となっているが、コンビナート事業者において、充実強化すべき地震対策を明示するなど、確実なる安全対策に繋がる修正とすること。

(回答)

県では、平成 25 年度及び 26 年度の 2 年間で「石油コンビナート地震被害等予測調査」を実施いたしました。その調査結果に基づき、「神奈川県石油コンビナート等防災計画」の災害想定や、災害の予防対策について更に見直し、本県の石油コンビナート等特別防災区域の防災体制の一層の充実・強化を図ってまいります。

(要望)

7 公共施設等におけるLPガスの拡充について

県有施設・県立学校・県営住宅・警察施設や害時の避難所等に、「災害に備えるエネルギー」として大変有用であるLPガスの設備拡充を一層促進すること。

(回答)

県としても、災害時のLPガスの有効性については認識しており、災害時に重要な機能を担う広域防災活動拠点8箇所のうち6箇所で導入するなど、LPガスの活用に努めております。

県立学校におけるガスの使用は、職員室等の管理諸室や化学教室等一部の教室に限られております。校舎の建築時にLPガスを使用することとした施設については、その後、都市ガス供給地域となっても、既存施設の有効活用の観点から、基本的には、引き続きLPガスを使用することとしております。

なお、避難所に指定されている体育館の改修工事においては、災害時の対応に配慮し、LPガスボンベを設置する場所の確保に努めております。

県営住宅については、LPガスの供給を行っている県営住宅の建替えに当たり、都市ガスとLPガスのどちらも供給が可能な場合は、両者にガス供給に当たって必要となる建設費や使用料等の見積りを依頼した上で、供給するガスの種別を決定することとしております。その際、価格に著しい差がない場合は、入居者に対して事業者(都市ガス、LPガス)から事業説明を行った上で、住民の意向を確認することとしております。

警察施設のガス設備については、県・国に指針というべきものはなく、都市ガス地域では都市ガス、その他の地域ではLPガスを使用することとしております。

なお、市町村に対し、市町村会議などの機会を通じて、災害時の有用性等を情報提供しております。

00032

(要望)

8 原子力災害対策について

原子力災害発生時には、国の行政機関、県、市、原子力事業者などの関係機関及び専門家などの関係者が一体となって対応する必要があることから、情報を共有し、指揮の調整を図る応急対策の拠点となるオフサイトセンターの更なる機能強化を図ること。

また、原子力艦船が渡来する本県の特性を鑑み、国に対して原子力災害対策指針などへ、原子力艦船を位置づけるように求めるとともに、安定ヨウ素剤などを始めとした災害対策用の備蓄についても、不測の事態に備えた整備を図ること。

(回答)

オフサイトセンター機能の充実強化については、発災時にオフサイトセンターで活動する県職員や関係機関の職員が国の研修に参加し、災害対応能力の向上に努めるとともに、国、県、市及び関係機関が参加する訓練において、初動時の情報受伝達体制や応急対策等を検証し、国や関係機関等との連携強化を図っております。

また、安定ヨウ素剤等については、国の原子力災害対策指針に沿って備蓄を図っております。

(要望)

9 犯罪被害者支援の取組みについて

平成26年から実施されている第2期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画に基づき、犯罪被害者等が犯罪被害等により壊された日常生活の早期回復を図ることができる施策に取り組むとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進するなど、犯罪被害者等への支援施策の強化を図ること。

また、平成26年4月に設置した24時間365日対応の「かながわ性犯罪・性暴力ホットライン」の効果的な広報に努め県民への周知を図ること。

(回答)

県は、平成26年3月に神奈川県犯罪被害者等支援推進計画を改定し、4月には24時間対応の性犯罪・性暴力専用ホットラインを設置するなど様々な施策を展開してまいりました。

今後も、改定した計画に基づき、「犯罪被害等により壊された日常生活の早期回復」と「犯罪被害者等を支える地域社会の形成」を基本目標とし、犯罪被害者等支援施策の更なる充実を図ってまいります。

また、「かながわ性犯罪・性暴力ホットライン」については、インターネットを活用した広報の実施など、効果的な広報に努めてまいります。

(要望)

10 感震ブレーカーの普及促進について

東日本大震災において、地震の揺れによる出火の主な原因は電気に起因するものと言われている。東日本大震災の教訓を踏まえ、横浜市や鳥取県では、地震を感知して電気を遮断する「感震ブレーカー」の設置を勧めている。本県においても「感震ブレーカー」の設置について、義務付けを含め、普及促進を図ること。

(回答)

地震の発生に伴う火災を減らすためには、揺れによって自動的にブレーカーを落とし電気を止める、感震ブレーカーは、有効な対策であると考えております。

今後、法改正による設置の義務付けを国に対して働きかけることを含めて、その普及方法を検討してまいります。

また、大規模災害発生時における人的被害や経済被害を軽減するため、市町村が実施する減災の取組に対して重点的な支援を行い、新たな地震防災戦略等の減災対策を推進することを目的に、「市町村消防防災力強化支援事業」と「市町村減災推進事業」を統合し、新たに「市町村地域防災力強化事業」を創設することといたしました。この事業において、市町村の感震ブレーカー設置についての取組を支援してまいります。

(要望)

11 信号機や横断歩道等の交通安全対策の推進について

交通の安全と円滑化を図るため、信号機や横断歩道の新設並びに更新・整備を迅速に進め、安全で安心なまちづくりを実現すること。

また、最も重要な取り組みの一つとして、幼児・児童の通園・通学の安全確保がある。警察庁は、交差点内の歩行者を守る手段としては『歩車分離式信号機』が有効であるとし

ていることから、地域の要望に合わせて通学路内の大きな交差点には早急に歩車分離式信号機導入推進を図ること。

(回答)

交通安全施設の整備・更新については、交通の安全と円滑を図るため、道路状況、歩行者を含めた交通量、沿道環境及び交通事故の発生状況等を総合的に検討し、必要性の高い箇所から順次整備・更新しております。

特に道路標示の補修を重点的に実施し、とりわけ横断歩道については、平成 27 年までに把握している著しく摩耗し視認性が低下している箇所を 2 か年で集中的に補修するよう実施してまいります。

また、通学路内における歩車分離式信号機の整備についても同様に検討してまいります。

(要望)

12 防犯カメラの設置推進について

犯罪が発生する蓋然性の極めて高い繁華街や駅周辺等における犯罪の予防と被害の未然防止を図るため防犯カメラの設置を推進しているところだが、市町村、町内会等や県民からの設置要望は後を絶たない。モバイル式防犯カメラの設置運用の増進を始めとした防犯カメラ設備増設を推進し、犯罪の抑止力を高めること。

さらに 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や、超高齢社会の到来など、急速に変化する社会情勢に的確に対応するため、防犯カメラの整備、充実に努めること。

(回答)

県警察では、これまで、川崎警察署管内に 50 台、金沢警察署ほか 9 警察署管内に 50 台の合計 100 台の防犯カメラを設置運用しており、加えて、平成 26 年 10 月からはモバイル式防犯カメラ 30 台の運用を開始しております。

今後も、犯罪情勢や県民ニーズ等を踏まえ、さらには 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や超高齢社会の到来など、急速に変化する社会情勢に的確に対応すべく、防犯カメラの整備拡充に努めてまいります。

また、県では、同オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、地域防犯力を更に高めて「安全・安心な神奈川」をつくりあげるため、防犯カメラの設置促進及び地域防犯活動の活性化に資する取組を支援するため、「地域防犯力強化支援事業」を創設いたしました。

(要望)

13 危険ドラッグ及び薬物の乱用防止と根絶に向けた取組みについて

県では危険ドラッグをはじめとする薬物乱用に対し、迅速かつ独自に乱用防止を図り、県民の健康及び安全を確保するとともに、県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、神奈川県薬物濫用防止条例(平成 27 年 6 月 1 日施行)を制定した。

今後は、危険ドラッグ根絶にむけ県民への周知徹底をはかること。

(回答)

条例の制定により実効性のある抑止策を進めるとともに、危険ドラッグの危険性等について、県が作成した危険ドラッグ乱用防止啓発動画をインターネットや主要駅で放映するなど、県民、特に、若年層に重点を置いた広報啓発活動を強化し、需要の根絶に向けた対策を推進してまいります。

(要望)

14 警察力の強化充実について

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、東京都では5000人の警察官の増員を検討していることを踏まえ、隣接する本県においても計画的な警察官の増員や治安維持の拠点である警察署、警察公舎の耐震化や建て替え、交番の新設・適正配置による警察体制の充実に一層取組み、地域における安全・安心の確保・拡充を図ること。

(回答)

県警察では、更なる警察力の向上を図るべく、警察庁に対し増員要求を行っておりますが、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた増員の要求も既に行っており、平成28年度については、本県に63人の地方警察官が増員配分されております。今後の警察官の増員についても、治安情勢の変化等を見ながら的確に対応してまいります。

警察施設の建替えについては、今後も財政状況を踏まえつつ計画的に実施することとし、建替えに際しては、東日本大震災による津波等の被害を教訓として、大規模災害発生時の警察活動拠点となるように整備してまいります。

交番の設置については、限られた予算及び人員で交番としての機能を最大限に発揮するために、スクラップ・アンド・ビルドを原則として、要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況のほか、警察署、隣接交番・駐在所との位置関係、交番用地の確保状況、配置に必要な警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。また、同オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、訪日外国人に対する的確な対応をする為、今後も地域の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら、交番等の適正な設置に努めてまいります。

(要望)

15 振り込め詐欺等の犯罪抑止対策の強化について

昨年、県内で発生した振り込め詐欺の被害額は約42億円となり、過去最高を記録した。本年は昨年と比べ、発生件数は減少しているものの依然として県民の大きな脅威であることから一層の対応策が求められる。今後も市町村、町内会、民間企業等との連携を密に図り、意識啓発などを講じること。また、振り込め詐欺の根絶に向けた犯罪防止対策を重点的に強化すること。

(回答)

県警察では、自治体等と連携し、振り込め詐欺被害防止に向けた広報啓発を推進して

いるほか、高齢者世帯への戸別訪問や振り込め詐欺等被害防止コールセンターによる注意喚起、金融機関と連携した声掛け等の被害防止対策を推進しております。

今後も、自治体、金融機関、防犯ボランティア団体等の関係機関・団体や県民の皆様との連携を一層強化し、社会全体で振り込め詐欺から県民を守る取組を推進してまいります。

また、県としても、平成 26 年 10 月に「振り込め詐欺犯罪防止特別宣言」を出すなど、県民に向け、啓発活動を行っており、今後も県民総ぐるみで振り込め詐欺の防止に取り組んでまいります。

(要望)

16 道路交通法改正に伴う、自転車の交通安全対策について

平成 27 年 6 月の道路交通法の改正により、危険運転を繰り返すと「自転車運転者講習」の受講が義務付けられるなど、罰則規定が盛り込まれた。県民の安心・安全のまちづくりのためには自転車利用者の違反率の低下、事故やトラブルを防ぐ対策が求められる。

本県県道における自転車レーンの整備や、新たな自転車交通ルールの周知など、自転車交通の安全を図るための措置を行うこと。合わせて、自転車の損害保険の加入義務付けを検討すること。

(回答)

国が定めた「自転車利用環境創出ガイドライン」によれば、自転車通行環境の改善等を進めるにあたっては、まず、自転車ネットワーク計画を策定することとされております。

県では、ネットワーク計画で選定された県が管理する路線について、実施可能な自転車通行空間の整備を検討してまいります。

また、自転車の交通安全対策は、首都圏共通の課題であるため、本県を含めた九都県市が協調し、統一スローガン「自転車も のれば 車の仲間入り」を掲げて、一斉キャンペーンや統一チラシを自治体等に配布し、交通安全啓発活動を行うなど、自転車利用者のマナー向上に取り組むとともに、企業との包括協定を活用し、TSマーク付帯保険の案内を掲載した自転車安全利用五則に関するポスターの掲出を県内のコンビニエンスストア（対象約 1,300 店舗）に依頼するなど、自転車利用者の保険加入についての広報啓発に努めております。

また、自転車の損害保険の加入義務付けについては、保険の加入状況など、条例制定の効果について研究してまいります。

県民企業

(要望)

1 子ども・子育て支援について

本年度から施行された子ども・子育て支援新制度の実施状況と課題を検証し、十分な財政措置を行うこと。

放課後児童健全育成事業については、学童保育を必要とする全ての子どもが適正規模で保育を受けられるように財政支援を充実させること。

また、支援員等の処遇改善を図るとともに、業務として参加しやすい計画で、質の向上に資する研修を行うこと。

(回答)

新制度の実施状況と課題については、「県・市町村子ども・子育て支援新制度運用会議」等で把握し、財源の確保や円滑な制度運用について、市町村と連携して国に提案・要望をしておりますが、今後も機会を捉えて要望を行ってまいります。

なお、施設型給付費や、放課後児童健全育成事業費を含む子ども・子育て支援交付金事業等、新制度の実施財源については、実施主体の市町村の事業量の見込みを踏まえ、必要な予算措置をしております。

また、平成 27 年度から創設された子ども・子育て支援交付金では、適正規模としているおおむね 40 人の支援単位の補助基準額を一番高い額に設定しております。

支援員等の処遇改善については、子ども・子育て支援交付金事業に基づき、実施主体である市町村への補助に取り組んでおり、質の向上に資する研修については、放課後児童クラブが開所する時間を避け、平日の午前中に行うなど、指導員が参加しやすい環境を作っております。

(要望)

2 私学助成の拡充について

本県の幼児教育・学校教育における私学の役割は重要であり、子どもの教育機会の均等を堅持するため、私学への経常費補助の拡充、特別支援教育の助成、全ての私立幼稚園における防災備蓄に対する加算など、支援を充実すること。

また、経済的に困難な私立の高校生に対する学費補助等の更なる拡充を図ること。

(回答)

県財政は非常に厳しい状況にありますが、経常費補助金については、標準的運営費方式を基に、私学助成制度運営協議会での議論を踏まえて実施しております。

なお、補正係数、補正項目の変更については、私学助成制度運営協議会にて関係団体の方々の御意見を伺いながら今後とも検討してまいります。御要望の私立幼稚園の防災備蓄に対する加算についても検討の結果盛り込むことといたしました。

私立幼稚園における特別支援教育費補助については、国の助成制度を活用しながら、これまでも補助対象園数の拡大を図ってまいりました。さらに、国の助成制度では対象とならない幼稚園等に対しても、県として補助してきたところです。今後も国の制度や県の財政状況を勘案しながら検討してまいります。

学費補助については、国の就学支援金と県の学費補助をあわせて、平成 22 年度から特に経済的課題を抱える生活保護世帯に対して県平均授業料相当額を助成してまいりました。その後も毎年度制度の充実を図り、平成 28 年度当初予算においては、平均授業料の上昇を踏まえ、生活保護世帯、住民税非課税世帯の補助基準額を増額いたしました。

(要望)

3 児童虐待の防止と所在不明児童の安全確認の徹底

児童虐待による痛ましい事件が後を絶たない中、県は児童福祉司を 10 人増員するなど、児童相談所の体制を強化した。一方で、児童虐待通告窓口が児童相談所や市町村、警察の多岐にわたることから、通告を受けた機関によって初動対応が異なるという指摘もなされている。児童虐待通告窓口を一本化し、緊急度、重症度をトリアージし、適切な機関に伝達する体制の構築に努めること。

また、新設された国の「児童相談所全国共通ダイヤル(189)」について、児童虐待通告受理コールセンターとして機能するように、国に制度改善を働きかけること。

更に、昨年度から国が開始した居住実態や安全確認が把握できない児童の調査について、国が情報を一元化し、追跡調査を可能とする実効性のある仕組みとなるように国に働きかけること。

(回答)

県所管の児童相談所においては、平成 27 年 4 月より新たに児童福祉司 10 名を増員いたしました。比較的軽微なケースの初動対応や要保護児童対策地域協議会への支援を重点的に行うことで、従来の地区担当福祉司の負担軽減にも一定の効果을あげているところです。

また、市町村との協働による「同行訪問モデル」として、児童相談所と市町村との役割分担をよりスムーズにできるようなモデル事業にも取り組んでおります。

こうした県独自の取組とは別に、現在、国における児童福祉法改正の議論が進められており、今後もその動向を見守ってまいります。

また、居住実態が把握できない児童への対応については、平成 26 年 9 月に「所在不明児童の情報共有の仕組みづくり」として、自治体間での所在不明児童についての情報共有が可能となるよう、国が情報を一元化する全国的な仕組みの創設と、個人情報提供を含む統一した情報提供のルール化について要望をしております。

(要望)

4 里親制度の推進

社会的養護を必要とする子どもの成長を支援するため、新たに里親センター「ひこばえ」を開設した。当センターを中心に、里親制度に対する理解を県民に広め、また里親の相談体制を整備し、制度の拡充を図ること。

(回答)

平成 27 年 6 月に設置した「里親センターひこばえ」では、里親制度の普及促進、里親委託の促進、里親支援の充実、を柱として里親制度の一層の充実に向けて取り組ん

であります。

また、児童相談所、里親、里親センター、児童養護施設が中心となり、里親委託推進プロジェクトチームを立ち上げ、里親委託推進に向けた具体的な取組をすすめております。このほか、国に対して里親制度の普及啓発や、里親に対する手当の拡充などについて要望しております。

(要望)

5 人権・男女共同参画の推進について

平成 27 年 4 月に藤沢合同庁舎で「かながわ男女共同参画センター(愛称 かなテラス)」が、新たにスタートした。これまでの「かながわ女性センター」の実績を踏まえ専門性を発揮しつつ、男女共同参画を促進するための人材育成、意識啓発に取り組むとともに、会議室の稼働率を向上させるよう情報発信に努めること。

また、配偶者暴力相談支援センターとして、近年増加している DV に対する迅速かつ適切な相談体制を構築し、関係機関との連携、フォローアップ、自立に向けた支援を強化すること。

更に、NPO 等と連携して加害者に対する教育などに取り組むこと。

(回答)

かながわ男女共同参画センター(愛称 かなテラス)は、男女共同参画社会の実現に向けた県の推進拠点として、「かながわ女性センター」の実績を踏まえ専門性を更に高め、これまでの女性を主な対象とした事業に併せ、男性・若者・企業の3者を対象とした人材育成、意識啓発にも取り組んでまいります。男女共同参画支援室(会議室)についても、かなテラスの実施事業やホームページを用いた情報発信により、利用の促進を図ってまいります。

また、平成 27 年 4 月に県配偶者暴力相談支援センターを再編し、県民向け DV 相談窓口をかなテラスに集約し、DV に対する相談体制を充実しております。

国・県・政令市の DV 相談機関等で構成する「女性への暴力相談等関係機関連絡会」などにより、関係機関と連携してフォローアップや自立に向けた支援の充実も図っております。

更に、加害者更生については、国が今年度、調査を行い必要があれば検討を行うと聞いておりますので、本県では加害者からの相談事例の蓄積をしながら国の動向を注視してまいります。

(要望)

6 消費者保護の充実・強化について

平成 26 年度の県内消費者の相談件数は、前年度比 1.9% 増の 70,997 件で、被害が複雑化し、高齢者等の「判断不十分者契約」による相談件数も増加傾向にある。県の消費者行政の更なる専門性を高め、市町村への人的支援や普及啓発の充実など未然防止対策を強化すること。特に判断力が不十分な方の相談については、福祉関係機関と連携した適切な対応を推進すること。

(回答)

県では、新手や対応困難な相談事例について、専門分野別に研究グループを作り検討を行い、その結果を市町村に情報提供しております。

また、相談状況や相談事例を取りまとめてホームページへ掲載するほか、悪質商法の被害事例や対処法、インターネットの危険性などを解説した教材資料を活用し、自治会や老人会、学校などへの出前講座を実施するなど、わかりやすい普及啓発に取り組んでまいります。

高齢者や判断力が不十分な方の相談については、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の福祉関係機関と連携し、適切な相談対応に引き続き取り組んでまいります。

(要望)

7 NPO の健全育成に関して

24 年度で終了した「新しい公共支援事業」の成果及び課題を踏まえて、「かながわボランティア活動推進基金 21」を活用した NPO への活動基盤強化等の支援を促進すること。

更なる当基金の活用を広く周知し、この基金を活用する NPO のすそ野を広げるよう努めること。

また、一定の活動実績があり、信頼性の高い NPO の協働事業提案に対して、積極的に官民連携の体制の構築に努めること。

(回答)

県では、「新しい公共支援事業」として進めた「活動基盤強化プログラム事業」の経験も踏まえ、今後ともかながわボランティア活動推進基金 21 を活用し、NPO の活動基盤の強化を支援してまいります。

また、県のたより、ホームページ、地域説明会などを通じて基金 21 の一層の周知を図るとともに、ボランティア団体等で構成する「かながわ協働推進協議会」における協議などを通じてさらなる NPO との協働の推進に努めてまいります。

(要望)

8 文化振興の充実と推進について

本県の文化施設を代表する県民ホール本館、神奈川芸術劇場及び音楽堂は 3 館一体となって、文化芸術の魅力で人を惹きつけるマグカル事業など、文化芸術の振興に取り組んでいる。今後は 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、3 館のみならず、教育委員会等とも連携し、県内の美術館、博物館等の文化施設全体をフィールドにして、海外からも訪れたいくなるような文化プログラムの創造と文化振興の推進に取り組むこと。

(回答)

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムとして、世界に向けて神奈川の文化の魅力を発信するため、市町村などと連携しながら、地域の文化資源を生かしたマグカル事業の全県展開を推進してまいります。

また、文化プログラムの展開にあたっては、市町村、民間の文化施設、文化芸術団体の方々等を構成員として、オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラム推進の

ための組織を立ち上げるなど、オール神奈川で推進してまいります。こうした中で、県内の美術館・博物館とのより効果的な連携方策を検討してまいります。

(要望)

9 安全安心な水道事業について

神奈川県営水道は昭和 8 年に湘南地区 1 市 9 町、給水人口 4 千人への給水を開始し、現在では 1 2 市 6 町、2 8 0 万人のライフラインとして水の安定的な供給を実現している。

一方で、高度経済成長期に集中的に整備した水道施設の更新や給水人口の減少により、経営環境は大変厳しい状況になる。平成 2 6 年度から 5 年間の「神奈川県営水道事業経営計画」がスタートしたが、1 年間の計画の進捗状況をしっかりと検証するとともに、残り 4 年間で本計画を着実かつ迅速に進め安定した事業運営に努めること。

また、水道事業は「かながわ方式による水ビジネスの推進」や「海外への技術支援」などにより地域社会や国際社会への貢献など付加価値を生み出せるだけでなく、県として政策財源を生み出せるという意味で広く県民の利益になる分野である。計画から実績につながる取り組みを積極的に推進すること。

(回答)

経営計画における主要事業の進捗状況を検証した結果、概ね計画通り推移しておりますので、引き続き「神奈川県営水道事業経営計画」で定めた事業を着実かつ迅速に実施して、安全で良質な水の安定的な供給という水道事業者の使命に努めてまいります。

また、箱根地区水道事業包括委託を着実に実施し、その取組状況を県内・国内に周知することで、公民連携の推進による国内水道事業の持続的発展に寄与するとともに、開発途上国の水道の状況を調査、把握した上で、現地のニーズに合致した技術協力にも積極的に取り組んでまいります。

(要望)

10 国際交流・多文化共生について

本県はこれまで国際交流や多文化共生の分野における先進的な役割を果たしてきた。新たに始まる海外人的ネットワークの構築においては、駐在員や関係機関との連携により、海外の支援ニーズを十分に調査したうえで、本県で習得した技術やノウハウを母国で生かせる仕組みを構築すること。

また、多文化共生においては神奈川県下における多言語支援の更なる推進を図ること。

更には市町村により問題点が異なっているため、市町村の問題点をしっかりと把握し対処する必要がある。今後、本県が市町村との連携を強化し、アウトリーチという手法で市町村問題を改善していくこと。

(回答)

海外人的ネットワーク事業で実施する研修員の受け入れに当たっては、県の駐在員や関係機関と十分に連携し、現地のニーズをしっかりと把握するよう努めてまいります。

言語、生活習慣などが異なる外国籍県民に必要な情報を届けることは、非常に大切であることから新たに多言語支援センターを開設し、県内支援団体、NPO等と連携し、更

なる多言語情報支援を進めてまいります。

より外国籍県民の方々に近い市町村と連携して問題意識を共有することは重要であることから、県では、毎年県及び市町村の国際政策関係課で開催している「かながわ自治体の国際政策研究会」において、地域の国際化に関する施策の充実と推進に資することを目的として情報交換等を行っております。

今後もこの研究会や各種会議において情報を収集し、県の施策に生かしてまいります。

環境農政

(要望)

1 神奈川県地球温暖化対策の推進について

次期「神奈川県地球温暖化対策計画」の改定に当たっては、東日本大震災後、地球温暖化対策やエネルギー政策を巡る情勢の変化をふまえ、本県のこれまでの温室効果ガスの削減効果を検証するとともに、1990年度に比べ増加している業務部門と家庭部門への対策等、新しい計画に反映すること。今後の国際情勢や国の動向を的確にとらえ、各部門に対する節減への取組を一層進めること。

また、エネルギー施策を重点に掲げる本県として、本年、国が農地への設置に係る取扱いを示した「ソーラーシェアリング」や、普及拡大に向けてプロジェクトが動き出した「薄膜太陽電池」、更に水素を活用した「燃料電池」等、新しい技術の促進を図りつつ、農家や市町村、エネルギー部門としっかり連携して、新たな目標に対する具体的な対策を着実に積み上げ、その実現に向けて神奈川県の地域特性を踏まえ、温暖化対策を実施すること。

(回答)

「神奈川県地球温暖化対策計画」の改定に当たっては、本県のこれまでの取組や温室効果ガス排出量の現状、国が新たに設定した温室効果ガス削減目標(2030年度に2013年度比で26.0%削減)などを踏まえ、検討してまいります。

エネルギー施策における新しい技術の促進については、本県においてポテンシャルの高い太陽光発電をより一層、普及させるため、引き続き、様々な用途に設置が可能な薄くて軽い薄膜太陽電池の普及拡大に向けたプロジェクトを進めているほか、水素エネルギーの導入拡大に向け、高い環境性能を有する燃料電池自動車や家庭用燃料電池(エネファーム)等の普及を促進しております。

今後も、再生可能エネルギーや水素エネルギーの普及拡大と、省エネの促進を図ってまいります。

こうした「かながわスマートエネルギー計画」による取組は地球温暖化対策にも大きく寄与することから、地球温暖化対策は分散型エネルギーシステムの構築と一体的に推進していくこととします。

(要望)

2 大気汚染対策の拡充について

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ 以下の非常に小さな粒子、通称PM2.5が、呼吸器の疾患、循環器の疾患、肺がんなど、健康上問題を引き起こす恐れがあるとして、県はその測定や情報公開などに取組んでいる。PM2.5の測定値を公表している県のホームページのアクセス数が多いことから県民の関心の高さがうかがえることから、原因物質である揮発性有機化合物(VOC)対策や、ORVR車の法制度化に向けた啓発・情報発信などガソリンペーパー発生抑制に向けた取組みを強化すること。

(回答)

PM2.5の低減対策として、原因の一つである旧式ディーゼル自動車の県内走行の監視

を強化するとともに、九都県市を構成する都県市で、夏場においては揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制対策に取り組んでおります。

また、ガソリンペーパー対策として有効なORVR車の法制度化に向け、電車内広告等の映像放送による情報発信を進めております。

今後とも、県内関係市と連携し、速やかな測定値の公表、高濃度予報などの情報発信を行うとともに、PM2.5の低減対策として、ガソリンペーパー対策など原因物質の低減に向けた取組を進め、県民の皆さんの不安を解消できるよう取り組んでまいります。

（要望）

3 廃棄物ゼロ社会実現に向けた廃棄物対策の促進について

「神奈川県循環型社会づくり計画」の事業計画最終年にあたり、この間の取組の検証・評価をふまえた廃棄物ゼロに向けた取組を進めること。

本県における産業廃棄物の排出量は膨大であり、今後の施設老朽化に伴う解体作業の増加から廃棄物の大量発生を鑑み、産業廃棄物処理施設の設置促進ならびに、確保が困難と思われる最終処分場についても早期の確保対策を図ること。

また、廃棄物の違法投棄については、実態調査と監視強化など総合的に対策を進めること。また、県民からの通報などに機敏に対応し、県警察を含む県行政が一体となり、毅然とした姿勢で対策をとること。

さらに、災害廃棄物の処理には広域処理の他、民間業者が果たす役割は大きく、広域ブロックによる会議が開催されていると聞き及んでいるが、関係自治体等との話し合いを進め、国に対しても必要な支援を求めていくこと。

（回答）

「神奈川県循環型社会づくり計画」については、これまでの取組の進捗状況や課題を踏まえて、平成28年度中に、新たな事業計画期間（平成29年度から33年度）の事業計画を定めるなど見直しを行ってまいります。

民間の産業廃棄物処理施設の設置については、関係法令に基づき適切に指導してまいります。

なお、廃棄物の3R（発生抑制・再使用・再生利用）を促進し、最終処分量を減らすよう一層取組を推進するとともに、既存の最終処分場の運営状況を踏まえながら、最終処分場設置の必要性について研究してまいります。

廃棄物の不適正処理対策については、引き続き、県警OB職員による監視パトロール、県・市町村の合同パトロール、民間業者への委託による夜間パトロール等を連携させながら、効果的な監視活動を行ってまいります。

また、県警察とは、引き続き連携体制を整えながら一体となって取り組んでまいります。

さらに、災害廃棄物の処理については、国が平成26年11月に設置した「大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会」において、関係機関、民間団体との連携・協力体制を明確にした実行性のある仕組みを作ることを、強く訴えてまいります。

また、この仕組みが確実に機能するよう、関係者の責務や実施手順等を定めた法令の

整備を国に要請してまいります。

(要望)

4 次期「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の策定について

「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」は平成28年度末には折り返し点を迎え、同時に「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の最終年度を迎える。個人県民税の超過課税等を財源に12の特別対策事業を実施しており、県事業に関しては概ね計画通りに進んでいるが、一部の市町村事業については整備に時間を要している。水源環境保全・再生に向けて、県民が将来にわたり必要とする良質な水の安定的確保のための取組みを着実に推進すること。

また、水源かん養など森林の持つ公益的機能を高めるとともに、県内の人工林で50年を超える高齢級は過半数を超えていることを踏まえ、水源かん養機能を損なわない一定面積の伐採を進め、無花粉や花粉の少ないスギ、本県で初めて発見された無花粉ヒノキを植栽し、森林再生を図ること。そして、森林保全に関わる人材の育成を推進すること。さらに、相模川水系県外上流域(山梨県)については、山梨県と調整、連携を図り推進すること。

さらに、次期「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の策定に当たっては、「水源環境保全・再生かながわ県民会議」による点検と評価を受け、フォーラムなどを通じた県民意見をはじめ、市町村、各種団体、関係者の意見を踏まえた計画とすること。

(回答)

水源環境の保全・再生については、「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に基づき、各市町村等と連携を密に図りながら、将来にわたり県民の皆さんが必要とする良質な水の安定的な確保に向けて、12の特別対策事業を着実に推進してまいります。

また、列状やパッチ状の間伐を行い、この伐採跡地に花粉対策苗木を植栽するなど、水源林としての公益的機能を維持しながら、人工林の若返りを図り、森林資源の平準化に向けて取り組んでまいります。

人材の育成については、林業の担い手育成機関として、平成21年度から「かながわ森林塾」を開校しており、引き続き、林業労働力の量的・質的確保に努めてまいります。

相模川水系県外上流域対策については、引き続き、山梨県と調整を図りながら、荒廃した森林を対象に間伐による森林整備や、桂川清流センター(下水処理施設)においてリン削減効果のある凝集剤による生活排水処理に、連携して取り組んでまいります。

第3期「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の策定については、県民会議から提出された「次期実行5か年計画に関する意見書」をはじめ、県民や市町村等の意見を踏まえた計画となるよう策定に向けて取り組んでまいります。

(要望)

5 有害鳥獣等被害の防止対策について

有害鳥獣等による農作物と県民生活への被害は甚大である。特に、生産者の意欲の低

下等については、県全体の食の確保にとっても深刻な影響をおよぼしている。

その被害状況は広域に渡っており、市町村独自の取組みには限界がある。広域行政体として県の果たすべき役割は大きい。よって県として主体的な取組みを行うこと。シカやサルに対しては、新たな管理計画が策定されたところである。農業被害等の削減に向けて、県として計画に基づき広域的な対策に取り組むこと。併せて計画の実効性を検証すること。

また、在来生物であるクマ、イノシシ・カラスについても県民の命や生活を守るといった観点からも引き続き重点的な対策を行うこと。

捕獲した鳥獣の処分に苦慮していることからシカ・イノシシ等の解体加工施設の開設に対し必要な助成措置を講じるとともに、県内ジビエの特産化・消費拡大を推進すること。

さらに、アライグマ・タイワンリスといった外来生物の増加への対応として、県の防除実施計画を策定するなど、対策の推進を図ること。要注外来生物に指定されているミシシippアカミミガメ、被害が増加している鳥類ガビチョウ等についても、早期の対策を講じること。吸血被害が増大しているヤマビルについても、対策を強化し、共同研究の結果をもとに、適切な対策知識・情報の普及、地域の実情に応じた継続的な対策を実施すること。

(回答)

野生鳥獣による被害対策は、被害が発生している地域の実情に応じて、捕獲や防護柵の設置、集落環境整備等を適切に組み合わせて、総合的に実施することが必要であり、地域関係者などによる主体的な取組があってこそ効果的な対策が可能と考えております。

県は、広域行政体として、地域が主体となって行う鳥獣被害対策に対する市町村への財政的支援や鳥獣被害防除対策専門員による技術的支援、捕獲の担い手や地域の指導者の育成等に引き続き取り組んでまいります。

ニホンジカ及びニホンザルについては、管理計画に基づき、モニタリング結果を検証しながら、個体数調整や生息環境整備、被害防除対策を総合的、計画的に進めてまいります。

ツキノワグマについては、出没時に迅速な対応を行うために、「神奈川県人里でのツキノワグマの出没時の対応マニュアル」に基づく対応を行ってまいります。

イノシシ及びカラスの被害対策については、鳥獣被害対策に対する市町村への財政的支援の一環として引き続き支援を行ってまいります。

解体処理施設の開設については、鳥獣被害防止特別措置法に基づく交付金の補助対象として財政的支援を行ってまいります。また、ジビエを地域の特産品としてPRすることについても協力してまいります。

外来生物に対する対応については、アライグマは防除実施計画に基づき、生息分布域の縮小、個体数の減少に努めております。

タイワンリスについては、これまで市町の防除実施計画の策定と捕獲事業を支援してきましたが、被害は依然として発生しており、今後とも市町村の行う事業に対して支援を行ってまいります。

ミシシippアカミミガメについては、現在、外来生物法による規制に向けて、国にお

いて検討しているところでありますので、その推移を見守ってまいります。

ガビチョウについては、国の動向を見ながら、情報収集に努めてまいります。

ヤマビル対策については、県試験研究機関等が行った研究の成果を踏まえて、被害対策について普及啓発に努めております。今後も環境整備活動を行う地域の取組などを支援してまいります。

(要望)

6 農地中間管理機構について

本県の農業課題である、耕作放棄地対策や担い手の減少や高齢化などを解決すべく農地中間管理機構がスタートした。

しかしながら、本県の様に地価が高い都市部の農地や、山間部の点在する農地を抱える自治体は農地集積が困難と予想される。農地の集積・集約化等によるコスト削減や地域農業の着実な発展に向けて、農業公社への目標管理指導と的確な実施体制を充実させること。

(回答)

県では農業公社と連携して、進捗状況や事業推進上の課題を共有しながら、農地中間管理事業に取り組んでまいります。

また、必要な予算措置を講ずることなどを通じて、農業公社が、地域の実情に精通する市町村、農業委員会等の関係機関とも連携しながら、着実な事業推進を図れるよう支援してまいります。

(要望)

7 魅力ある都市農業の推進について

大消費地に近いという利点を活かし、地産地消を推進し県内産農産物の積極的な普及・促進と新たな品目の開発、さらに「かながわブランド」のPRの拡充と販路の拡大を図ること。また、ICTの活用や農作業用ロボットスーツの実用化をすすめること。

さらに、平成25年度12月より始動した「6次産業化サポートセンター」を活用し、潜在的な案件の掘り起こしのため、行政やJA、農業者との緊密な連携強化を支援すること。

農業用水関係施設がいずれも老朽化しており、安定的な農作物の提供の観点から点検や再整備の計画を推進すること。

(回答)

「かながわブランド」のPRの拡充と販路の拡大等については、インターネットサイト「かなさんの畑」による情報発信やメディアの活用、かながわブランドサポート店との連携によるフェアの開催やイベントでのトップセールスまたは商品開発支援などにより、かながわブランドをはじめとした県産農畜産物を広くPRし、消費拡大にも努めてまいります。

また、ICTの活用や農作業用ロボットスーツの実用化については、農業技術センターで、平成26年度から農作業用アシストスーツの実証試験を、平成28年度からICTを

活用した生産技術の開発を行い、ロボット技術やICTを活用したスマート農業の推進を進めてまいります。

6次産業化の推進については、「神奈川県6次産業化推進計画」を策定し、関係機関との役割分担による支援や、密な情報交換を行うとともに、6次産業化サポートセンターを中心に6次産業化を目指す生産者への支援に加え、本県の都市農業の利点や特色を生かした生産者の掘り起こしなど、潜在的な案件の発掘に努めてまいります。

老朽化した農業用水関係施設については、計画的な整備に努めてまいります。

(要望)

8 安全・安心な食料等の安定供給の確保について

東日本大震災による放射能汚染の問題、また、BSEの対策、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病対策、豚流行性下痢(PED)の対応など「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」の徹底を進めるとともに、生産・加工・流通への監視を強化するためのトレーサビリティシステムの導入促進を図ること。

また、農産物の安全に係るリスクを低減させ、農作業記録を残すことで、消費者や食品関連事業者への説明や事故が発生した場合の原因究明に役立ち、さらに、コスト低減や品質向上など経営の改善につながる農業生産工程管理(GAP)の促進を図ること。

さらに、新基準に基づく農林水産物の検査体制や関係諸機関との連携をこれまで以上に強化するとともに、検査結果の迅速・的確な県民への提供と対応を図り、県民の食の安全・安心の確保をめざすこと。

さらに、生態系に打撃を与えるような除草剤や蜂の生育を阻害するような薬品の使用、遺伝子組み替え作物・食品・飼料の輸入について厳重な規制をかけるよう国にはたらきかけること。

(回答)

食の安全・安心の確保を推進するため、平成25年3月に策定した「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針(第2次)」に基づき、引き続き、庁内関係各課が連携し、農畜産物等の放射性物質検査や、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の予防対策・早期発見・まん延防止等の取組を進めてまいります。

トレーサビリティシステムについては、いわゆる米トレーサビリティ法や牛トレーサビリティ法に基づき、生産者等に対する指導や啓発を行ってまいります。

GAPの導入については、JAグループと連携し、市町村の協力を得ながら推進してまいります。なお、GAPを導入済みの産地等については、その定着と、産地等の実態を踏まえた内容のステップアップが図れるようJAグループ等の取組に対し、技術的な支援を行ってまいります。

また、県が実施する食品中の放射性物質の検査については、検査体制の充実を図っており、今後も県民の皆さんへ迅速でわかりやすく検査結果等の情報提供を行ってまいります。

除草剤を含めた農薬の適正使用については、「神奈川県農薬安全使用指導指針」を定めて指導しております。農薬の登録などは国が行っているため、国の制度と連携し対応し

てまいります。

遺伝子組み換え作物や食品等の輸入については、食品衛生法や飼料安全法に基づき、国が行う安全性審査により安全性が確認されたものしか輸入・販売はできません。なお県としては、安全性が確認されていない遺伝子組み換え食品が流通していないか、検査を実施しております。

(要望)

9 県産木材の流通促進について

県産木材の有効活用に関しては、一定施策の充実が図られているが、いまだその重要性は、県民全体が認識するに至っていない。より積極的な普及・啓発に取り組むこと。

また、普及促進の一環として有効な県有施設への積極的な県産木材の活用について、その前段となる加工、生産、流通の促進を図ること。

さらに、森林整備の担い手の高齢化が進み、人材が不足している状況の中、県は「かながわ森林塾」を開催して、担い手の確保に取り組んでいるが、事故・怪我のないよう安全管理や実施体制の点検をはかること。

(回答)

県産木材の県民に対する取組については、毎年、消費者を対象とした「家づくりフェア」や建築士を対象にした「セミナー」を開催しております。これに加え、「県庁公開」や商用施設のイベントにおいて県産木材のPRを行っているところですが、引き続き、県産木材の利用促進が行われるよう、積極的に普及・啓発を行ってまいります。

また、県では、安定的・効率的に県産材が流通するようにするため、国の補助制度を活用して、製材工場等の木材加工流通施設整備へ支援を行っておりますが、今後も、こうした制度を活用し、加工・生産・流通体制が更に促進されるよう取り組んでまいります。

一方、担い手の確保に取り組むに当たり、労働災害防止協会の講師による労働安全衛生の課目を増やす、特に事故が発生しやすいチェーンソーを使用する現場実習は指導員を増加する、研修生が自発的に安全に対する意識を高めていくため、現場実習の全日程で実施しているKYT(危険予知訓練)を全体方式からグループミーティング方式にするなど、既に改善した取組も含め、引き続き安全管理や実施体制の強化を図ってまいります。

(要望)

10 水産業の持続可能な発展について

水産業は、県民の豊かな食生活に貢献している。しかしながら、燃料価格の高騰や水産資源の減少、さらには魚価の低迷などが漁業経営に大きな影響を与え、昨今では海水温の上昇に伴い海洋生態系に変化が生じている。

貴重な水産資源の維持確保に向けて有効な栽培漁業について研究の促進を図ること。

また、定置網漁業は、本県の重要な漁業であり、新たな技術導入を目指し定置網漁業の更なる振興を図ること。

(回答)

栽培漁業については、平成26年度に「第7次栽培漁業基本計画」を策定いたしました。

稚魚、稚貝の生産技術が確立し、県内で既に放流が行われているマダイやアワビ等は、基本計画に掲げた放流数を確保してまいります。さらに、漁業者から要望の高かったカサゴについては、新たに本県産の親から稚魚を生産する研究を開始いたしました。

定置網漁業については、漁場の海底地形や潮流などの解析を行い、その結果に基づいた網型の提案を行う等の施策を引き続き進めてまいります。

(要望)

11 合併浄化槽の普及促進について

県下約 18 万基の浄化槽のうち、約 14 万基が未だに単独処理浄化槽であり、単独処理浄化槽の全体に占める割合は 78% で、全国ワースト 1 となっている。生活環境を改善するため、合併浄化槽の普及促進は急務であることから、整備に対する助成を拡充すること。

(回答)

県では、公共用水域の水質の改善のため、ダム集水域については水源環境保全・再生市町村交付金、それ以外の地域については合併処理浄化槽整備費補助金により、合併処理浄化槽の整備促進を図っております。

県としても、早期に単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する必要があると考えておりますので、補助金について、平成 21 年度から単独処理浄化槽の撤去費を補助対象に加えるなど、転換の促進に向けた取組を進めております。

また、水源環境保全・再生施策においては、「第 3 期かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画」策定に向けて、合併処理浄化槽整備の支援エリアの拡大を検討しております。

(要望)

12 効果ある担い手支援について

農業・林業・水産業に共通して担い手の育成・確保が求められている。若手就業者支援のための講習やセミナーの開催・技術指導経営改善指導等の指導体制を強化すること。

(回答)

農業分野では、農業技術センターの普及指導員により、農業セミナーを開催し、栽培技術の指導や経営計画へのアドバイスの実施など農業者の発展段階に応じた支援を行っております。

また、林業分野では「かながわ森林塾」を開校しており、林業への就労希望者向けの研修や林業従事者への技術研修の実施など林業労働力の量的・質的確保に努めております。

水産分野においても、平成 27 年度から、若者に漁業を PR するためのセミナーや体験漁業、就業マッチング会等を行う漁業就業支援事業を開始しており、各分野で担い手の育成・確保に向けた取組を進めております。

(要望)

13 2020 オリンピック・パラリンピックにむけた県特産品の普及・振興への取組につい

て

観光庁と農林水産省は、和食がユネスコの無形文化遺産に登録されたことや、「東京オリンピック・パラリンピック」開催決定をうけて訪日外国人に向け、日本ブランドの確立を目指して「農観連携の推進協定」を締結している。本県の豊かな自然に育まれた農水産物やその加工品など、神奈川ならではの特産品をユネスコの無形文化遺産に登録された「和食」を活用するとともに、県内はもちろん国内外に積極的にPR・普及を図ること。国内外の物産展や外国人観光客向けの情報サイトの活用など情報発信、販売促進を図ること。

(回答)

県では、引き続き需要に応じた農産物の生産振興や加工品の開発に努めてまいります。

また、県産品の販売促進を図るため、アンテナショップ「かながわ屋」や県内外の百貨店での物産展で、農水産物やその加工品を積極的にPRするとともに、かながわブランドアンテナショップ「かなさんの畑」で情報発信してまいります。

さらに、県産品の海外販路拡大に向けては、台湾での物産展の開催や香港での国際食品見本市への出展を通じて、積極的にPRしており、今後は、ウェブサイトなども活用し、県産品の魅力を情報発信してまいります。

厚生

(要望)

1 国民健康保険制度の見直しについて

国民健康保険制度は、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となるとともに、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率決定、賦課徴収、保険事業等を引き続きに担うこととなった。

また、市町村国保の財政上の構造的な問題の解決に向けては、全国で3400億円の財政支援の拡充が行われることになったところである。

県においては、国民健康保険制度の見直しが、大都市圏特有の保険者の課題を踏まえたものとなるよう、国に対して積極的に働きかけること。

(回答)

市町村国保の財政構造に関する本県特有の課題としては、国庫の普通調整交付金の交付額が少ないこと及び非正規の雇用労働者など中低所得者が多く保険料負担の重さから収納率が低いことがあげられます。

県としては、これまでの間も国に対して普通調整交付金の算定方法の見直しと、中低所得者の保険料負担軽減に向けた財政支援の拡充を要望・提案してきましたが、今後も引き続き、国に働きかけを行ってまいります。

(要望)

2 健康・医療・介護分野におけるICT化の推進について

地域の医療機関や介護事業所の連携による患者・利用者の状態にあった質の高い医療や介護の提供が重要であることから、より高度で効率の良い健康・医療・介護体制の構築を行うためICT技術を活用した医療情報連携ネットワークの構築を図ること。

また、エビデンスに基づく効果的な施策立案、医療技術の向上、医学研究の推進に取り組むことが不可欠である。わが国の医療・介護制度における様々な側面において情報化するビックデータを効果的・効率的に利活用し、その効果が県民に還元されるよう、質の向上や研究開発促進・事業者の利活用が行える環境整備を行うこと。

さらに、県民が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会実現のために、急性期から在宅医療介護までの機能分化と連携の推進や、地域包括ケアシステムの構築に寄与するような、ICT技術を活用した医療機関同士の、また介護事業所との情報共有が各地域で効果的に行われるよう取り組むこと。

(回答)

県では、「地域医療介護総合確保基金」を活用して、医療介護連携のICTシステム導入のモデル事業などを行っております。

また、本県では、「ヘルスケア・ニューフロンティア」の取組として、最先端医療・最新技術の追求と未病を治すという2つのアプローチの融合により、個別化医療を実現させ、健康寿命日本一を目指しております。この中で、健康・医療情報を電子化して活用する、ヘルスケアICTシステムの構築に向け、大学、医療機関、企業、研究機関と連携しながら、データベースの構築、整備に取り組んでいるところです。

(要望)

3 高齢者福祉の充実と介護職員の人材確保について

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括支援センターの体制を強化し、地域包括システムの充実を図り、県社協が行う高齢者の日常生活自立支援事業に対して十分な支援を行うこと。

また、急速な高齢化に対応するため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく老人福祉施設等の整備を着実に推進できるよう財政支援を強化するとともに、老朽化した施設の大規模修繕に対する支援を図ること。

今後、県としての中長期的な視点に立ったビジョンを示すとともに、介護予防の推進を通じた健康寿命延伸など、高齢者の生活の質を高める施策を展開していくこと。

更に、在宅・施設等で働く人材の確保に向けて、賃金の向上や労働環境の向上を、県としても図っていくこと。介護施設に対する研修については、厳しい経営環境を鑑み支援を行うこと。

(回答)

地域包括ケアシステム構築の実現を図る上で、地域包括支援センターがその役割を十分担うことができるよう、業務実態が反映された適切な報酬額とすることや、施設や事業所の運営の実態を踏まえた質の高いサービスが安定的に提供できる介護報酬や人員配置基準に見直すよう国に要望しております。

また、日常生活自立支援事業は、社会福祉法で都道府県社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助事業等として規定されており、県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会に委託し事業を実施しております。

県においては、引き続き、県社会福祉協議会への補助により事業を支援してまいります。

また、県では、平成 27 年度から地域医療介護総合確保基金を活用して、「多様な人材の確保」、「資質の向上」及び「労働環境等の改善」の 3 つを大きな柱として、介護従事者の確保に係る取組を拡充しております。具体的には、介護職員初任者研修を受講する際の受講料を事業者が負担する際の補助や、介護事業所の経営者を対象としたセミナーを開催しております。

なお、老人福祉施設等の整備については、「かながわ高齢者保健福祉計画」において計画的な整備促進を位置付けており、今後も計画の達成に向けて、予算の確保に努め、着実に整備してまいります。

老朽化した施設の大規模修繕に対する補助制度については、まずは新規施設の整備目標の達成に向けた着実な補助を行っているところですので、現時点では困難と考えております。

賃金等については、介護職員処遇改善加算の算定によって、各施設・事業所の介護職員等の処遇の改善を図ることとなっており、必要な手続きを円滑に進めてまいります。

(要望)

4 総合的な認知症対策の推進について

全国で約 462 万人、県内でも約 31 万人と推計され急増する「認知症」対策について、昨今は徘徊し行方不明になるケースも見受けられる。「神奈川県認知症対策推進協議会」で認知症対策を進めるとともに、市町村で行っている、事前登録やGPSを付ける「徘徊高齢者SOSネットワーク」の事前登録を増やすよう積極的に働きかけること。

また「早期発見・早期治療」の体制作りが重要なことから、認知症疾患医療センターは今年度までに 10 か所整備されたが、平成 29 年までに 11 か所整備目標を、前倒しに早急に進めること。

認知症サポーターの養成に引き続き取り組むこと。認知症サポーターを積極的に活用すること。

「神奈川県認知症対策推進協議会」での検討を通じ、総合的な認知症対策を進めること。

(回答)

徘徊による行方不明者や身元不明で保護された方については、警察と連携し、地域の関係機関に情報提供を行い、早期発見や身元確認につなげる「徘徊高齢者SOSネットワーク」が、市町村を事務局として、県内全域に構築されておりますが、市町村域を超える広域的な搜索や身元確認については、県を通じ、県内全域や他県に依頼を行っております。今後も引き続き、徘徊高齢者SOSネットワークの周知や、徘徊のおそれがある方の事前登録の推奨などを推進してまいります。

GPSの活用など、他の自治体における先駆的な取組については、会議などの場を通じて市町村に情報提供してまいります。

また、かかりつけ医を対象とした「認知症対応力向上研修」の実施や、「認知症サポート医」の養成に取り組むとともに、認知症の専門医療の提供や介護との連携の中核機関である「認知症疾患医療センター」の設置などを通じ、今後も引き続き認知症高齢者のケアの充実に向けた総合的な認知症対策を推進してまいります。

なお、認知症に対する正しい理解の普及を図るため、市町村とも連携し、認知症サポーターの養成を推進してまいります。

(要望)

5 障がい者支援について

障害者差別解消法が制定された。障がい者が安心して地域で自立した生活が送れるよう、「かながわ障害者計画」及び「神奈川県障害福祉計画」「かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱」を踏まえて、障がい者施策の取組を進めること。使い勝手に課題があると指摘される市町村地域生活サポート事業のメニューの検証を行うこと。障がい者の雇用拡大のため、障害者就業・生活支援センターにおける支援体制の充実を図ること。障がい者の高齢化に備えた体制整備を行うこと。

また、重度障害者医療費助成制度については、今後も 3 障がい全国一律不均衡のない制度となるよう、引き続き国に働きかけること。また県としても同様の姿勢で臨むこと。自立支援医療精神通院の更新時に医師の診断書に関わる当事者負担が軽減されるよう県と

して支援を行うこと。教育の場においても一層の精神障害者に対する理解促進を図ること。

さらに、今後も重度心身障害者施設の整備を図り、発達障害・高次脳機能障害・難病などの支援体制の強化を国に強く求めること。

また、障害者優先調達推進法の有効活用を図るため、小規模事業所や生活介護事業所に対して適切な情報提供を行うこと。

また県内施設及び事業所の機会均等を考慮して地域ごとの偏りの解消や、小規模事業所等への発注に配慮すること。更に、生活介護サービス費の報酬単価の見直しにより、運営が困難になっている生活介護中心の事業所を支援すること。

(回答)

「かながわ障害者計画」、「神奈川県障害福祉計画」では、基本理念である「ともに生きる社会かながわ」は「障害者が、自らの考えと判断により、地域社会の中で主体的に生き、自己実現を図ってゆくこと」と考え、計画を改定しました。それぞれの計画に基づき、取組を進めてまいります。また、障害者差別解消法についても県として取り組んでまいります。

障害者地域生活サポート事業については、関係団体や市町村の意見も伺いながら、引き続き検討を進めてまいります。

重症心身障害者の施設については、広域的な役割のある県として、県内に新たに整備された重症心身障害児者の入所施設に入所の必要性の高い重症心身障害児者の入所調整を行っているところです。

今後も、そうした入所調整を進めつつ、重症心身障害児者が地域で安心して生活できるよう、必要な対応について検討してまいります。

なお、事業者の経営基盤強化のため、平成 27 年度報酬改定の効果を検証するとともに、法の目指すサービス提供の確保や、福祉・介護人材の安定的確保ができるような報酬額等について必要な改善を図るよう、他の都道府県と共同で国に要望しております。

障害者就業・生活支援センターについては、国が就業支援のための職員配置を行い、県は就業に伴う生活支援のための職員を配置しておりますが、年々支援対象者が増加しており、特に精神障害の支援対象者の増加が顕著であることから、国や関係機関等と連携しながら、障害者の就労支援体制の充実を図ってまいります。

重度障害者医療費助成制度については、国の責任において、身体・知的・精神の重度障害者等への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであり、今後も引き続き要望してまいります。

また、今後の制度のあり方については、見直しによる県民や市町村の影響が大きいことから、まずは市町村との検討の場を設け、制度の様々な課題について協議してまいります。

自立支援医療精神通院における医師の診断書は、厚生労働省告示第 66 号指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程に特段の定めがないため、公費による負担は困難であります。

教育における精神障害者に対する理解促進については、児童・生徒は、学習指導要領に示された内容を発達段階に応じて学習しており、その中に心の健康や精神と健康に関する

る内容も含まれております。

発達障害、高次脳機能障害の支援体制の強化については、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として各種事業を実施しているところですが、国庫補助金の額が十分に確保されていないことから、「平成 28 年度国の施策・制度・予算に関する提案」の重点的提案項目として、必要な財源確保を国に要望しております。また、個別的提案事項として、発達障害に対応できる小児科医、児童精神科医等の専門医の確保・養成の推進等を国に要望しております。

優先調達については、県ホームページに障害者福祉サービス事業所等の取扱い品目や連絡先を一覧にした「受注希望！障害福祉サービス事業所一覧」を掲載しており、事業所に対しては、受注可能な業務等の掲載の呼びかけを行っております。引き続き適切な情報提供が出来るよう努めてまいります。また、市町村等の調達方針の策定状況をとりとめると、事業所から優先的・積極的に物品等を取りまとめるよう働きかけてまいります。

生活介護サービス費は、障害者総合支援法に基づく全国的な制度である自立支援給付により行われております。県では、国の制度について改善の必要があると考えられる事項については国に要望を行っておりますが、あくまでも国の制度が基本であり、これに重ねて県独自の措置を講ずる考えはありません。

(要望)

6 看護職員の定着支援について

看護職員は県民のいのちを守る重要な役割を果たしている。現在の神奈川の看護職員不足は看過できない。離職率が高いことも課題のひとつである。厳しい労働環境の改善等、県として看護職員の定着支援を行うこと。潜在看護師への対応を強化すること。

また地域看護領域で働く看護職の人材確保と資質向上について、県として一層の取り組みを行うこと。

(回答)

看護職員の離職防止対策として、各病院が実施する新人看護職員の職場内研修や中小病院の新人看護職員を対象に実施している集合研修に対して補助してまいります。

労働環境については、平成 27 年 4 月に、「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン（H25.3 日本看護協会作成）」の各基準の実施状況について調査した結果、前回調査に比べ一定の改善が確認されておりますが、引き続き職場環境の整備についての支援を行ってまいります。潜在看護師への対応については、平成 27 年 10 月から離職看護職員の届出制度が法制化されたため、届出された方が必要とする看護に関する情報を継続的に提供するとともに、県が実施する潜在看護職員を対象とした研修会や相談会の周知に努め、より多くの方が参加できるよう、内容や参加方法等を工夫してまいります。

また、訪問看護ステーションと病院の看護職員相互研修により、互いの知識向上を図る研修のほか、27 年度から、訪問看護に従事していない看護職員に対し、訪問看護に携わる動機づけとなるよう、「訪問看護導入研修」を実施しているところですが、引き続き、訪問看護ステーション等が人材を確保できるよう支援に努めてまいります。

(要望)

7 視覚障がい者及び聴覚障がい者に対する支援について

手話は音声言語と並ぶ言語である。昨年度制定された「神奈川県手話言語条例」の趣旨を踏まえて、県民や関係者の意見を丁寧に取り入れながら、実効性のある計画を策定すること。

また、視覚障がい者及び聴覚障がい者への相談体制や福祉などの支援体制を強化すること。

さらに、公共機関での支援体制も必要不可欠である。具体として、運転免許試験場等、公的機関への手話通訳設置についても対応を図ること。2020年東京オリンピックに向けた体制整備を図ること。

(回答)

現在、神奈川県手話言語条例の趣旨に則り、手話推進計画の策定に向けた意見をいただくため、関係者、有識者から構成される神奈川県手話言語普及推進協議会を開催するとともに、当事者団体や県民等からも様々な意見をいただきながら、市町村や関係団体と連携・協力を図り、県民の理解をさらに深めていただくようイベントの開催や手話講習の実施などに取り組んでまいります。

いただいた意見を踏まえ、実効性のある計画の策定に努めてまいります。

県では、昭和49年に神奈川県ライトセンター、昭和55年には、全国に先駆けて神奈川県聴覚障害者福祉センターを設置し、視覚障害者及び聴覚障害者への相談体制や支援体制の充実に努めております。

また、平成30年に開所予定の新たな運転免許試験場については、県の指針に則り、バリアフリー化を図っていくとともに、案内表示における色彩選定や明視性の確保にも配慮して整備を進めてまいります。

(要望)

8 少子化対策と母子保健の推進について

一般不妊治療や不育症治療については、医療保険の適用外となる治療が多く、医療費の個人負担が高額であるため、相談体制の充実及び治療費助成の拡充を図り、医療保険の適用拡大を引き続き国に働きかけること。

(回答)

県では高額な治療費がかかる体外受精など特定不妊治療について、その経済的負担を軽減するため、平成16年10月から治療費に要する費用の一部を補助しており、平成27年度の国補正予算に伴い、補助額の増など拡充を図ることとなりました。

国全体の少子化対策として、不妊治療に対する経済的支援を継続していくことは重要であることから、現在保険適用となっていない特定不妊治療についても医療保険の適用対象とされるよう、国に対して要望してまいります。

また、不育症については、妊娠はするけれども、流産、死産や早期新生児死亡などを繰り返している状態を指すものとされており、その原因は母体によるもの、胎児によるものなど様々で、詳しく調べても原因がわからない場合が約7割近くあるとされております。

不育症治療に関しては、一部の治療に関して保険適用されておりますが、検査や治療が可能な医療機関が限られていることや専門医が少なく、治療方法などの研究が十分には確立されておられません。

こうしたことから、県としては、不育症の研究や人材育成の推進について国に提案してまいります。

(要望)

9 産科医・看護師確保及び救急医療の充実について

今年度産科医不足で分娩を休止する医療機関が続出し深刻な産科医不足が起きている。

「神奈川県地域医療再生計画」において地域医療介護総合確保基金を活用して医師及び看護師の安定的な確保を図る対策を強化すること。専門看護師専門・認定看護師の役割の重要性を認識して、その積極的な養成と確保を支援すること。

また、医師不足により救急患者の受け入れ困難や県境を越えた病院搬送などが発生している。二次救急医療機関の機能強化、地域医療体制の充実に努めること。

さらに、助産所も周産期医療ネットワークに組み入れ、神奈川県をより安全な出産環境にすること。助産師による無料電話相談「ハローベビーかながわ」事業、「助産師が伝えるいのちのはなし」事業は、県民の出産と前後の不安の緩和に有意義なことから、その安定した継続に資するため県として支援を行うこと。

(回答)

「神奈川県地域医療再生計画」は一部の事業を除き、平成 25 年度で終了いたしました。これにより医師確保や救急医療が後退することがないように、今後も「地域医療介護総合確保基金」等を活用し、県内の医師確保対策の推進や救急医療体制の整備を図ってまいります。

看護職員の確保対策については、修学資金の貸付、民間養成施設及び実習受入施設への支援、潜在看護職員に対する再就業支援、看護職員の離職を防止するための研修、院内保育所に対する補助等に取り組んでおります。

また、認定看護師の養成についても、県立保健福祉大学で養成しているほか、県内の大学等に対し、認定看護師教育課程の開催を委託しております。

助産所については、現在は嘱託医師での対応が困難で緊急に高次医療機関での対応を必要とする救急患者が発生した場合、嘱託医師から周産期救急医療システムでの受入調整の依頼を受けることで運用しておりますが、ハイリスク分娩の増加に伴い緊急に高次医療機関での対応が必要な事案が増加している現状を鑑み、関係医療機関等と相談しながら、今後のシステムの運用について検討してまいります。

なお、母子保健事業は、母子保健法に基づき、市町村が実施しております。

子育て・女性支援センター事業「ハローベビーかながわ」については、広域的な電話相談事業として取り組まれていることから、平成 23 年度まで県として賛助金を拠出し支援してきたところです。

しかしながら、個別の団体への賛助金については、平成 24 年度から廃止させていただいたところであり、県が財政支援を実施することは困難であります。

(要望)

10 予防接種について

子宮頸がん予防ワクチンについては、厚労省は接種の勧奨を一時中止している。本県においても8月31日現在19件の副反応報告があり、安全性が確認されるまでの接種の見合わせ、被害者の救済を国に引き続き強く働き掛けること。

また、県として実施することになった治療費の支援については、患者と家族のニーズに即した実効性あるものにすること。指定医療機関の選定についても、患者と家族の意見に真摯に耳を傾けて対応すること。

さらに、県の「予防接種研究会」において、予防接種全般の問題や救済制度の在り方の検討を早急に進めること。

(回答)

県では、平成27年6月に、因果関係を明らかにするとともに、健康被害者の状況を勘案し、国の責任において速やかに救済措置を講ずるよう国に対し要望を行いました。そして、国では、予防接種法に基づく救済を9月18日に、PMDA法に基づくものは9月24日に審査を再開しております。

県では緊急支援として、医療費等の給付を行っていましたが、国が救済に向けた審査を再開したことから、県の支援は平成27年10月31日までの受診分としました。

なお、県では、総合相談窓口を設置し、患者や家族からの相談に丁寧に対応してまいります。

また、予防接種研究会における救済制度のあり方については、現在、開催に向けた準備を進めているところです。

(要望)

11 がん対策の充実強化について

がん検診の普及啓発を促進し、受診率向上に向けた方策を図ること。職域におけるがん検診についてもその促進を図ること。がん治療と並行した質の高い緩和ケアが実施されるよう、緩和ケア病棟の整備の拡充、人材育成に取り組み、がん拠点病院との連携体制や相談体制を強化し、緩和ケア診療体制を構築すること。

また、がん患者や家族への精神面の支援として、がん相談支援センターの普及啓発に努め、がん拠点病院におけるピアサポートの拡充や、心のケアの専門家であるサイコロジストの活用にも更なる取り組みを進めること。

さらに、県立がんセンターは本県のがん医療の拠点として、患者の視点に立った安心して受けられる医療の提供に努めること。加えて、平成27年12月に治療開始を予定している重粒子線治療が引き続き先進医療として扱われるよう努力するとともに、高額な治療の保険適用を国に働きかけ、加えて県として患者に対する医療費の直接補助を行う制度をつくること。

(回答)

県では、がん検診受診率の向上に向けて、がん検診の普及啓発リーフレットを作成、

配布するとともに、シンポジウム等の開催のほか、市町村やがん体験者等の協力を得て、がん検診普及啓発セミナーを地域において開催しております。職域に関しては、健康保険組合や生活衛生同業組合等が開催する研修会や会議の場を活用し、企業内の健康づくり担当者に対して、がん検診の必要性などの周知を図っております。また、平成 28 年度は職域のがん検診実施状況の調査を実施して、実態を把握し、職域における効果的な受診促進策を検討してまいります。

緩和ケアについては、がん診療連携拠点病院等が診断時から切れ目のない緩和ケア提供体制を構築するための支援や、在宅緩和ケアを進めるため、がん診療連携拠点病院等と連携して、緩和ケア研修を実施し、地域の緩和ケア人材の育成に取り組んでおります。また、緩和ケア病棟を有する病院を対象に、多職種によるネットワーク構築のための会議開催に対する補助を行っております。今後も、緩和ケア病棟の整備促進や地域連携による在宅緩和ケアの推進など、緩和ケアの充実を目指してまいります。

がん患者や家族への精神面の支援については、引き続き、がん診療連携拠点病院等に設置されているがん相談支援センターの普及啓発や、その機能強化に対する支援に取り組むとともに、がん診療連携拠点病院等におけるピアサポートの拡充に向け、関係機関と調整してまいります。

さらに、がん診療連携拠点病院等の緩和ケアチームには、精神症状の緩和に携わる専門医師の配置が必須とされているところですが、既に精神腫瘍医（サイコオンコロジスト）を配置している拠点病院もあります。今後も精神面の支援も含めた、がん患者やその家族に対する支援の充実について検討してまいります。

県立がんセンターについては、必要な人材の確保に努めるなど、引き続き県のがん診療連携拠点病院として質の高い医療を提供してまいります。重粒子線治療については、知事から内閣官房長官及び厚生労働大臣に対して、保険適用を要望するとともに、保険適用されない場合は先進医療 A を継続するよう直接要望いたしました。また、平成 28 年 1 月 14 日に開催された「先進医療会議」において一部保険適用とし、それ以外のものは先進医療を継続する方針が示されました。また、患者に対する医療費の直接補助制度については、県民の負担を軽減するため、重粒子線の治療費 350 万円の 1 割を支援してまいります。また、28 年度から治療費を金融機関から借り受ける場合の県民の経済的負担を軽減するため、利子補給制度を新たに創設することといたしました。

（要望）

12 地域福祉の推進について

障がい者・高齢者などの生活弱者が、住み慣れた町で安心して自立した生活を送るため、相談窓口の拡充、市民後見人の育成支援など成年後見制度の更なる普及に取り組み、昨今の制度の問題点に対して真摯に向き合い、課題解決に取り組むこと。

また、急増が懸念される生活保護費については、市町村の負担軽減のために、生活保護負担金の一層の国庫負担充実を国に対して強く要望すること。

C K D（慢性腎臓病）予防及び重症化予防に関する啓発活動に一層取り組むこと。

（回答）

県では、障害者・高齢者等が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、成年後見制度の利用促進を図るための拠点として、「かながわ成年後見推進センター」を設置し、成年後見に係る一般的な相談をはじめ、市町村等の困難事例に対応する専門相談を行っております。

また、市民後見人の養成は、老人福祉法等において、市町村の役割とされていますが、県の役割としても、市町村に対し助言、その他の援助を行うよう努めるとされているところであり、引き続き市町村と連携し、市民後見人養成講座基礎研修を実施するほか、市町村が実施する市民後見人養成に係る事業が適切に遂行できるよう努めてまいります。

また、生活保護負担金については、平成 27 年 7 月「全国主要都道府県民生主管部（局長連絡協議会）」を通じ、全額国庫負担とすることについて、国へ要望しております。

なお、平成 24 年度から神奈川県慢性腎臓病（CKD）対策連絡協議会を設置し、各分野の専門家などから御意見をいただきながら事業を推進しており、県民向け、かかりつけ医向けの普及啓発用ポスターやパンフレット等を作成、配布したほか、県のホームページにも掲載しております。

さらに、講演会による患者に対する普及啓発、かかりつけ医や栄養士などの医療従事者に対する研修を実施し、早期発見や適切な治療及び早期治療に繋げることができるよう取り組んでいるところです。今後も、こうした普及啓発等を実施し、慢性腎臓病の予防及び重症化の予防に努めてまいります。

00076

（要望）

13 生活困窮者の支援について

経済が必ずしも好転しないなかで、県民の生活は厳しい状況にある。加えて格差が拡大しており、生活困窮者に対する対策は急務である。「生活困窮者自立支援法」の趣旨を受け止め、生活保護に至る前の段階で、生活困窮者が抱える問題に対応し、関係機関が連携し、包括的な支援体制の整備に努めること。

また生活保護世帯に対する支援が減少しないよう、県として関係機関に要請すること。

（回答）

県では、生活保護に至る前の段階での支援が重要と考えており、社会福祉協議会や市町村、ハローワーク、民間の支援団体など様々な関係機関・団体と連携して支援を行っており、また、生活困窮者の相談窓口の周知、相談支援員の資質向上を図り、引き続き、関係機関等との連携に努めてまいります。

生活保護が必要な方については、適切に生活保護につなぐことが基本と考えております。

（要望）

14 災害対策について

大規模災害に備えて、災害時に中心的な役割を担う災害拠点病院に加えて、連携する中小病院においても耐震化の促進を図り、災害時における病院に対する非常用電源の燃料

供給体制の確保に努め、無線・衛生電話の整備等、総合的な支援を推進すること。

また、災害医療コーディネーターがしっかりと活動できるよう、その充実を図ること。

県災害医療コーディネーター活動の活動拠点場所及び装備を充実すること。地域災害医療コーディネーターの創立と充実をはかるために支援を行うこと。

さらに、障がい者の災害対策を充実するとともに、災害時の透析医療の確保については「災害時透析患者支援マニュアル」を県内の病院や透析施設に周知し、連携強化を図り支援体制を確立すること。

(回答)

県では災害時の医療提供体制確保のため、国庫補助制度を活用し、病院の耐震診断及び改築・改修に要する費用に対して支援を行っております。また、災害拠点病院以外の中小の医療機関に対する非常用自家発電設備の燃料確保、設備の設置・拡充への支援について、財源措置を講ずるよう国に対して要望しております。

また、災害医療コーディネーターは、災害発生時に、知事の要請に基づき、県庁舎内に設置する県医療救護本部に参集し、ここを活動拠点場所として、県医療救護本部で医療救護活動に関して必要な判断・調整等を行うこととなります。県医療救護本部には、行政防災無線網、MCA無線、災害情報管理システム、衛星携帯電話等を災害時の情報収集のために整備しております。

神奈川県医師会をはじめとした医療関係団体、神奈川県災害医療コーディネーター、消防、警察、市町村等の関係機関が参加した神奈川県災害医療対策会議やその下の専門部会(医療活動部会等)において、地域のコーディネート機能の充実について協議を進めた結果、平成27年12月に新たに地域災害医療コーディネーターを設置し、平成28年度当初予算案においてもコーディネーター研修等の予算を計上しております。

なお、本県では、平成27年3月に「災害時透析患者支援マニュアル」を改定し、県内市町村及び透析施設に配布するとともに、透析施設の「神奈川県救急医療情報システム」への登録を進めてまいりました。

今後とも県内全透析施設の登録に向けて働きかけるとともに、関係機関と協力しながら、様々な機会を活用し、マニュアルが十分に浸透するよう努め、実効性のある支援体制づくりを推進してまいります。

(要望)

15 動物愛護の普及啓発について

本県の県所管施設においては、犬・ネコの殺処分ゼロが達成された。その背景には県民の愛護意識の向上等もあるが、何より日々の活動を具体的に展開しているボランティア等、関係者の尽力が大きい。今後も県として動物愛護の普及啓発を推進すること。

また動物保護センターの着実な整備を促進すること。県職員や県と業務上の関わりのある企業等に寄付を求める行為は慎むこと。

(回答)

動物愛護の普及啓発は、動物愛護管理行政の推進に向けた根幹をなすものであり、終生飼養や避妊・去勢手術の実施、ボランティアから譲り受けた動物の飼養等、今後も積極

的に普及啓発に努めてまいります。また、殺処分ゼロに大きく尽力しているボランティアの活動を支援するため、平成 28 年度から新たに、活動費に対する補助を行ってまいります。

動物保護センターの再整備に当たっては、平成 27 年度は、測量、調査設計等を確実に行うとともに、平成 28 年度には、適切に基本・実施設計を実施できるよう、準備を進めております。さらに、県職員や企業等の寄附については、適切に対応してまいります。

(要望)

16 自殺対策

本県の自殺者数は、様々な対策の効果が波及しつつあり、減少傾向にあるが、いまだ 1500 名をこえる尊い命が失われている。自殺未遂者や自死遺族へのサポートを拡充すると共に、未然防止の支え手となるゲートキーパー養成をより広い分野に広げること。特に各種相談機関の相談員や警察・消防等の職員の対応能力を高めるよう研修を充実させること。

(回答)

自殺対策は、国の「自殺総合対策大綱」及び県の「かながわ自殺総合対策指針」に基づき、今後も自殺未遂者支援、自死遺族支援を行い、ゲートキーパー養成の充実につとめてまいります。

また、各種相談機関の相談員及び警察・消防等の職員については、機会ある毎に受講を勧めてまいります。

産業労働

(要望)

1 企業誘致施策について

本県の企業誘致施策である「インベスト神奈川」も2ndステップを経て、新たな展開を迎える段階となった。

新たなインベスト神奈川の展開にあたっては、過去の実績を精査検証し、県税収入や雇用効果、さらには県内中小企業の活性化に資する下請け体制の構築など、さらに費用対効果の高い施策となるよう検討すること。

(回答)

インベスト神奈川2ndステップ終了後の企業誘致施策については、これまでの経済的効果や雇用実績等を踏まえつつ、近年の企業誘致をめぐる環境や動向等を踏まえ、今後の成長が見込まれる産業の企業等をターゲットとし、製造業以外の業種を対象に加えるなど誘致対象の見直しや、投資額要件の引き下げ、さらに特区制度等を活用して事業展開を図る企業等への支援策充実など、効果的な施策展開をまいります。

(要望)

2 さがみロボット産業特区の推進について

生活支援ロボットの実用化を図り展開してきた「さがみロボット産業特区」であるが、現在では新たな災害用ロボットや医療ロボットなどの研究開発も進み、さらにロボットの世界が拡大している。こうしたロボットの研究開発も積極的に支援し、実用化に向けての取り組みを推進すること。

従来より要望を続けている生活支援ロボットへの介護保険適用拡大についても引き続き国へ働きかけること。

(回答)

「さがみロボット産業特区」では、企業等の研究開発に係る国庫補助金等の獲得を支援しているほか、平成26年度からはプレ実証フィールドを用意し、実証実験における環境整備を行うなど、生活支援ロボットの早期実用化を図っており、今後もこうした取組を進めてまいります。

生活支援ロボットへの介護保険適用については、平成27年4月から、介護保険の給付対象となる福祉用具の要望受付の随時化が図られるなど、介護ロボットの技術革新に対応した手続きの弾力化が図られたところですが、保険適用の実績はまだ十分ではないことから、福祉用具の設定について、介護ロボットの利用を考慮した種目等の設定とすることについて国に要望しております。

(要望)

3 就労支援について

若者・女性・高齢者など、就労を希望する人々にきめ細やかな実効性ある支援を行うよう、企業・団体・教育機関などと緊密に連携をはかり施策を推進すること。

国や市町でも行われている同様の支援と事業内容が重なることがないように、役割分担

をはかること。

建設や介護など人材不足が懸念される業種には、資格取得や職業訓練等事業の拡充をはかること。

また、女性の就労支援にあたっては、国での「女性活躍推進法」の成立もふまえ、女性登用推進を促す施策を展開すること。

また、昨今の子どもの貧困問題の観点からも、特にシングルマザーへの就労支援も充実させること。

(回答)

県では、30歳代までの若年者向けに「かながわ若者就職支援センター」を、40歳以上の中高年齢者向けに「シニア・ジョブスタイル・かながわ」を運営し、職業紹介機能を持つ国、地域に根ざした身近な相談業務を行う市町村、関係団体とも役割分担しながら連携し、一人ひとりの希望に合った就業支援を行っております。

また、職業紹介機能を持つ国と連携して、女性の就業支援に向けた一体的な取組を進めており、利便性の高い横浜駅西口のマザーズハローワーク横浜において、就労前から就労後までの女性の幅広い相談に応じるため、キャリアカウンセリングや労働相談を実施するなど、女性のライフステージや希望に応じた就業促進に向けた取組を進めてまいります。

建設や介護などの分野で働くには専門的な技能や資格が必要なため、離転職者を対象として訓練修了まで雇用保険を受給できる職業訓練を実施し、技能や資格の習得を支援してまいります。

建設分野では、27年10月からの新たな取組として、訓練終了後に採用の意向を有する求人事業者に委託して建設躯体工事関連の技能を習得する3か月間の訓練コースを設定いたしました。28年度も引き続き建設業関係の民間委託訓練の実施に取り組んでまいります。

介護分野では、東西の総合職業技術校で介護人材の育成に取り組むとともに、民間にも委託して介護福祉士の養成などに取り組んでおり、引き続き就労に必要な技術や資格取得に向けた職業訓練を実施してまいります。

また、県では、女性の活躍を促進するため、女性が開発に貢献した商品を「神奈川なでしこブランド」として認定し、女性の活躍の効果を具体的にPRし、女性の就労を支援してまいります。

シングルマザーに限らず、生活保護受給者等を含む、生活困窮者を対象として、福祉事務所とハローワークとの連携により、就労支援チームを設置し、決定された支援方針に基づき、就労支援を行っております。

さらに、生活保護受給者については、福祉事務所の就労支援プログラムを活用した支援、福祉事務所に配置された就労支援員による支援、生活保護ケースワーカーによる支援を行っております。

社会全体で女性の活躍を応援する機運を高めていくために、平成27年11月5日に神奈川県にゆかりの深い企業のトップ10人と知事による「かながわ女性の活躍応援団」を結成いたしました。この応援団により、今後、女性活躍応援のムーブメントを社会全体に広げる取組を推進し、女性の登用についても促してまいりたいと考えております。

母子家庭の母については、子育てと生計の維持をひとりで担っており、様々な課題がある場合が多いことから、就業相談や就業支援講習会、就業情報の提供などの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスの提供など、母子家庭の母等への総合的な支援を推進してまいります。

(要望)

4 ブラック企業対策の強化と労働基準法遵守に向けた取り組みについて

ブラック企業、ブラックバイトという言葉に代表されるような、悪質な労働環境での就労を強いる企業に対しては、「絶対に許さない」という姿勢で対策を講じること。また、働く側に対しても労働法規などの情報の周知徹底をはかること。

労働基準監督署と連携をはかり、労働法規の遵守、賃金不払いなどの防止につとめるのみならず、最近社会問題化しているパワーハラスメントやセクシャルハラスメント、マタニティハラスメントなどについても防止と周知に取り組むこと。

(回答)

県では、平成 26 年 11 月に、神奈川労働局、経済団体、労働団体との連名により、「『若者の使い捨て』撲滅かながわ宣言」を発表し、一人でも多くの若者が将来に希望を持ち、安心して働けるよう啓発に取り組んでいるところです。

平成 27 年度は、労働関係法令の基礎をわかりやすく解説した「若者労働ハンドブック」を作成したほか、セミナー、出前労働講座及びホームページ等で、労働法規の遵守について、普及啓発を図っております。

また、平成 26 年に引き続き、神奈川労働局と連携した街頭労働相談を実施するとともに、ハラスメントの未然防止、解決促進のため、12 月に「職場のハラスメント相談強化期間」を設定し、かながわ労働センター及び各支所において、通常の労働相談体制に加えて弁護士やカウンセラーを配置した特別労働相談や各種セミナー等を実施し、労働環境の更なる改善、充実に取り組んでおります。

平成 28 年度も、引き続き、労働法規遵守の啓発及び職場におけるハラスメント対策に取り組んでまいります。

(要望)

5 障がい者雇用の促進について

法定雇用率が 2% に引き上げられたことに伴い、障がい者を雇用しなければならぬ事業主の範囲が従業員 50 人以上に変更された。また平成 30 年からはその算定基礎に精神障がい者も加わることになる。

しかしながら、本県の民間企業における障がい者の雇用率は 1.75% と全国平均を下回る状況である。企業への訪問も始まったところであるが、法定雇用率達成のため、更なる効果的な取り組みをはかること。

(回答)

神奈川県障害者就労相談センターでは、「職域拡大担当員」が企業に出向き、障害者が担当する仕事を生み出すための工夫を助言するなど職場開拓や求人の獲得等を行ってお

ります。

また、同センターでは、企業の人事労務経験者や福祉施設の障害者支援業務等経験者等による「障害者しごとサポーター」を県内各地域に配置して、障害者の身近な地域において職場の定着支援を含め就労支援を行っております。

さらに、労働団体、使用者団体及び行政機関で構成する神奈川県障害者雇用推進連絡会の取組として、企業への戸別訪問による障害者雇用の働きかけを実施しております。平成 27 年度は、大企業と比較し障害者雇用が進んでいない法定雇用率未達成の従業員 500 人未満の中堅・中小企業を対象に実施しております。

このほか、障害者雇用促進フォーラムを開催し、企業等への障害者雇用の理解促進を図るなど、引き続き障害者雇用の促進に努めてまいります。

(要望)

6 新たなエネルギー等技術の導入について

再生可能エネルギーへの転換は、我が会派として継続し訴えてきた、基幹となる施策のひとつである。本県は「かながわスマートエネルギー計画」に基づき、再生可能エネルギー拡大に向け、太陽光発電を中心に施策展開を進めているところであるが、水素エネルギーなど新たなエネルギー技術も日進月歩している。計画の確実な推進を図り、新たなエネルギー技術に対してもしかるべき支援を行うなど、再生可能エネルギー等への転換をはかるための施策を展開すること。

(回答)

新たなエネルギー技術の促進については、様々な用途に設置が可能な薄くて軽い薄膜太陽電池の普及拡大に向けたプロジェクトを進めているところです。

水素エネルギーの導入にも取り組んでおり、水素を燃料として走行する燃料電池自動車（FCV）の普及拡大に向けて、平成 27 年度に引き続き、FCV の購入に対して 1 台 101 万円の補助の予算措置を講じました。また、水素ステーションの整備費用に対する補助についても新たに予算措置を講じました。

今後も再生可能エネルギー等の導入加速化など、分散型エネルギーシステムの構築に向けた取組を進めてまいります。

(要望)

7 観光振興施策の推進について

2020 年オリンピック東京大会のセーリング会場が藤沢市江ノ島に決定した。この決定は本県の観光産業にも振興の絶好の好機到来と考える。

県内外はもちろん、国際的にも観光客誘致に取り組むために、すでに観光都市として知名度も高い箱根・鎌倉・横浜はもとより、大山、江ノ島など魅力ある新たな観光の拠点の整備と情報発信に取り組むこと。特に外国人観光客を対象にした案内表示や ICT を活用した多言語支援や通訳ボランティアの育成、トイレの整備などはオリンピック開催年をひとつの目標に整備を促進すること。

近年は産業観光など、新たな観光資源が注目されている。産業施設、文化施設、本県

を舞台とした映画やアニメといった映像媒体、食など様々な観光資源を生かした観光振興をはかること。

(回答)

城ヶ島・三崎地域、大山地域、大磯地域における「新たな観光の核づくり」の推進に当たっては、各地域の構想実現に向けて先導的な役割を果たすと認められる事業に対して「新たな観光の核づくり促進交付金」を交付することにより、構想実現に向けた取組を推進するとともに、引き続き知事によるトップセールスをはじめとした積極的な情報発信に取り組んでまいります。

また、外国人観光客の誘致に向けて、新たな観光地づくりを進めるとともに、海外の観光展への出展、商談会の開催、海外の旅行会社やメディアの招請などを通じて、神奈川の観光魅力のPRに取り組んでまいります。

外国人観光客の受入環境整備に向けては、ICTを活用した案内表示の多言語表記や飲食店のメニューの多言語化等に取り組むとともに、通訳ボランティアガイド団体の取組支援を通じて、通訳ボランティアガイドの育成を促進してまいります。

さらに食文化、ドラマ、アニメ、映画など、新しい観光資源に係る観光客の多様なニーズに応えるため、観光事業者と連携して、このようなニーズに対応したツアーを企画してまいります。

(要望)

8 ドライバー不足に対応した人材確保対策について

物流は本県の産業活性化実現のための基本である。しかしながら、それを支えるトラック運転手に関しては、慢性的な不足に悩まされているのが現実である。こうした人材確保に苦しむ業界に特化した合同企業説明会の実施や確保のための雇用関係の助成金の検討など国に積極的に働きかけること。

(回答)

トラック運転手を確保するには、荷主との取引環境の改善及び長時間労働の抑制等を実現することが、大変重要であると考えております。

また、国は、平成27年7月27日に、トラック運送事業者、荷主等の関係者からなる、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川県地方協議会」を立ち上げ、県もこの協議会に参加し、協議を始めたところです。

県としては、同協議会の中で、トラック運転手確保のための雇用関係の助成金の創設や、トラック運送業界に特化した合同説明会等の開催など、労働環境の改善について積極的に提案し、議論を深めながら、国に引き続き要請してまいります。

県土整備

(要望)

1 ゲリラ豪雨等の災害に対する総合的な浸水対策の推進と県内市町村との連携について
昨今のゲリラ豪雨や大型台風による災害の未然防止を図るため、「都市河川重点整備計画(新セイフティリバー)」による治水施設の整備を促進するとともに、市町村や県民と連携を図りながら総合的な浸水対策の仕組みを構築すること。

また、総合的な水害対策を推進するため、各市町村とともに設置している「神奈川県流域対策連絡協議会」を活用し、市町村と連携を強化し、総合的な水害対策に取り組むこと。

(回答)

県では、平成 22 年 3 月に策定した「都市河川重点整備計画・新セイフティリバー」に基づき、今後も、河川整備を推進してまいります。

また、「神奈川県流域対策連絡協議会」を活用し、浸水被害が発生した際に、原因の分析や対策の方向性を協議するなど、今後も市町村との連携強化を図ってまいります。

(要望)

2 急傾斜地崩壊対策について

急傾斜地崩壊防止施設の整備については、住宅等の立地状況のほか、福祉施設の有無などを考慮し、優先度の高い箇所から順次、コンクリート擁壁などの整備を進めている。

特に重点整備地域においては、これまでの整備実績を上回る水準で県単独事業を拡大し、がけ地対策の整備促進を図ること。

(回答)

県では、重点整備地域(横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市)においても、優先度の高い箇所から、順次、コンクリート擁壁や法枠などの急傾斜地崩壊防止施設の整備を着実に進めてまいります。

また、県単独事業については、引き続き、予算の確保に努めてまいります。

(要望)

3 地籍調査の推進について

地籍調査は国土調査の中の一つの調査で、一筆ごとの土地についてその所有者、地番、地目を調査するとともに、境界の確認、測量、面積の測定を行い、現況に合った正確な地図及び簿冊を作成する調査のことである。国土交通省は、地籍調査は自治事務として、市町村等の地方公共団体が中心となって実施されると定めている。

市町村や都道府県が負担する経費については 80%が特別交付税の対象となっていることから、実質的には、市町村には 5%の負担で地籍調査事業を実施することが可能であるとされている。

本県においては、地元基礎自治体と連携し、地籍調査に必要な費用の補助を初め必要な知識や情報を提供し、取り組みを進めてきた。地籍調査が行われることにより、土地の所有者や境界が明確になり、公共事業の効率化に資するのみならず、震災後の復旧・復興

に際し、重要な情報となる。

地籍調査の重要性、必要性があるにもかかわらず、地籍調査の取り組みは進んでおりません。平成 26 年度末の全国の地籍調査の実施状況によると、本県における地籍調査の進捗率はわずか 13%であり、全国都道府県の中で 41 位です。進捗率の全国平均 51 %と比較しても非常に低い進捗率となっている。

緊急重点地域への支援は勿論のこと、全県的にも県民への啓発を強化し、県内基礎自治体へ調査促進を積極的に働きかけ支援すること。

(回答)

地籍調査の促進に当たり、県は、県内の全市町村で構成する神奈川県国土調査推進協議会の事務局として、市町村職員を対象とした実務研修会を開催するなど、市町村への技術的な支援を行うとともに、調査を実施していない市町村への働きかけを行っております。

また、市町村と連携を図りながら、県民のご理解とご協力を得るための啓発にも努めてまいります。

(要望)

4 京浜臨海部における交通基盤の整備について

本県全域と東京都 9 区などが「国家戦略特区」として広域指定されたことを受け、本県臨海部と羽田空港を結ぶ連絡道路について、2020 年の東京五輪開催までの整備を目指す方針が示された。

特に東京と神奈川を結ぶ連絡道路の整備については、平成 26 年 5 月に大田区と川崎市が東京圏の一部として国家戦略特別区域に指定されたことを踏まえ、県としても財政負担も含めた協力を強く推進していくこと。

また、ひきつづき国が主体となって早期具体化を図るよう、関係自治体とも連携して国の積極的な取組みを促すこと。

(回答)

県では、羽田空港の再拡張・国際化の効果を、県はもとより、首都圏の活性化に結びつけるために、羽田空港を活用したまちづくりなどに取り組んでおり、空港周辺のアクセス整備に向けた取組を進めるよう国に要望してきました。

そうした中、特に東京と神奈川を結ぶ連絡道路の整備については、平成 26 年 5 月に大田区と川崎市が東京圏の一部として国家戦略特別区域に指定されたことを踏まえ、両地区の連携強化の具体化に向けた調整・協議の場として、国が同年 9 月に「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化委員会」を設置して、具体策を検討することとなりました。

そして、平成 27 年 5 月に開催された第 2 回の同委員会において、「羽田空港跡地地区と殿町地区の中央部に両地区を結ぶ新たな橋梁として、測量や構造の設計、環境影響についての調査など整備に向けた検討の深度化を図る。」ことや「取組に当たっては、多摩川における渡河部の一般ルールを基本に、東京都、川崎市及び国土交通省航空局が協力し、2020 年を目指した成長戦略拠点の形成を支えるインフラとして事業の実現を目指す。」こと、「神奈川県は、川崎市の取組に対する必要な支援を行う。」ことが合意されました。

これらを踏まえ、県としては、国や川崎市などの関係自治体等と連携しながら、事業

の実現に向けた検討を進めてまいります。

(要望)

5 県営住宅ストック総合活用計画の推進について

本県では、平成13年度から住宅の建替・改善工事を主体とした県営住宅ストックの有効活用に取り組んできたが、建物の老朽化と入居者の高齢化に伴う課題は一層深刻化している。

また、入居者の高齢化が著しい県営団地を、健康で安心して住み続けられる団地とするため、団地の空き住戸や空き施設、余剰地を活用して、高齢者の支え合い活動や保健・医療・福祉サービスの拠点を整備していく、「健康団地」への再生に取り組むとともに、維持保全のために行う修繕工事については、住棟ごとの耐用年数や劣化の状況等について検証し、計画的に実施している。

居住者の安心・安全や暮らしやすさを確保するために、ハード面での整備に加え健康団地の取組み、バリアフリー化など福祉面の更なる充実も必要である。部局間はもとより市町村や関係機関との連携強化に努め、収入確保策や様々な整備手法を工夫し、計画を着実に推進すること。

(回答)

県営住宅の建替えや改善工事に際しては、建物及び設備の劣化などから着手の優先順位を総合的に判断したうえで、入居者等との調整状況を勘案し、計画的に事業を推進いたします。

このほか、維持保全のために行う修繕工事については、住棟ごとの耐用年数や劣化の状況等について検証し、計画的に実施いたします。

また、入居者の高齢化が著しい県営団地を、健康で安心して住み続けられる団地とするため、団地の空き住戸や施設、余剰地を活用して、高齢者の支え合い活動や保健・医療・福祉サービスの拠点を整備していく、「健康団地」への再生に取り組んでまいります。

この取組については、すでに市町村等で構成される「公共住宅推進協議会」等で周知を図っておりますが、平成26年度中に策定した「神奈川県県営団地再生計画」を、様々な機会を捉えて市町村等に情報提供し、広く展開していくこととしております。

(要望)

6 放射性物質を含む汚泥等への対策について

県管理の放射性物質を含む下水道汚泥焼却灰の保管量はピーク時に比べると減少したものの、未だに処分が進まず保管に苦慮している自治体も少なくない。焼却灰及び学校の側溝等に溜まった土砂の処分に係る費用について東京電力から速やかに補てんされるよう、また適切に処分するための措置を国に働きかけること。

(回答)

県では、「原子力損害の判定等に関する中間指針」で示された損害類型(下水道・水道事業)に係わらず、事故由来の放射線対策に支出した費用全額について東京電力株式会社に賠償請求を行うこととし、請求に先立ち、県、市長会及び町村会の三者連名で同社に

要請を行いました。

こうした中、東京電力株式会社からは自治体への補償に関する方針が段階的に示され、賠償手続きも順次進められているところです。

下水汚泥焼却灰の処分に係る費用の速やかな補てんについては、「平成 28 年度国の施策・制度・予算に関する提案」で要望しており、引き続き、他の自治体と連携を図りながら、国に働きかけてまいります。

また、適切に処分するための措置については、放射性セシウムの濃度が 8,000 ベクレル / k g 以下の下水汚泥焼却灰等についても、国の責任で最終処分場を確保することを要望しております。

(要望)

7 公共建築物の点検等に係る災害協定締結事業者を対象とするインセンティブ発注について

本県では平成 26 年度から「いのち貢献度指名競争入札」を導入し、選定基準に社会貢献企業等を取り入れたことは評価するものである。また、平成 27 年度から試行範囲を全庁に拡大したことに伴い、災害協定を締結していない事務所等にあっては、「神奈川県公共建築物に係る地震時の点検等の協力に関する協定」による出動や県の震災対策訓練に参加した業者等について、「いのち貢献度指名競争入札」の指名対象業者としている。

地震災害時における設備点検の協力を評価し、「県公共建築物に係る地震時の点検等に協力に関する協定」を締結する事業者においてもインセンティブ発注の対象を拡大すること。

(回答)

県では、県内建設業者の健全育成を図るため、県内に本店を置き、出先機関の長と災害協定を締結している団体への加入者等や、過去の工事で優秀な評価点を取った業者を対象とした条件付き一般競争入札を従来から実施しております。

これに加えて、「いのち貢献度指名競争入札」においては、平成 27 年度から運用の改善を行い、緊急工事等への出動実績や建設機械の保有状況を考慮し、特に地域貢献の高い企業を指名業者として選定することとしております。

平成 27 年度から「神奈川県公共建築物に係る地震時の点検等の協力に関する協定」に基づく人員等の編成表（指定施設自動出動編成表）に登録された会員を対象として、条件付一般競争入札制度によるインセンティブ発注を行っております。

(要望)

8 海岸の保全について

「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき各海岸の対策を実施し、県民や沿岸市町から広く意見聴取している。その意見を踏まえ養浜対策の拡大を図るとともに、砂質にも留意すること。

また、山・川・海の連続的な土砂の流れを捉えた総合的な対策を具体化し県民に公表すること。

(回答)

県では「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、養浜を主体とした侵食対策を、砂浜の変化や回復状況に応じて着実に実施しております。

実施に当たっては、「山・川・海の連続性を考える県民会議」を開催し、県が進める侵食対策について、県民の方々から広く御意見を伺うとともに、茅ヶ崎海岸などでは、地元住民、海岸利用者、漁業者等で構成する協議会を開催し、御意見を伺っております。

併せて、沿岸市町からも意見をいただいております。

また、山・川・海の連続性をとらえたなぎさづくりに関する計画として、「酒匂川総合土砂管理プラン」や「相模川流砂系総合土砂管理計画」を、県民の御意見を伺いながら策定し、公表しております。

(要望)

9 リニア中央新幹線の神奈川駅周辺のまちづくりについて

リニア中央新幹線については、平成 26 年 10 月、工事实施計画が認可され、神奈川駅が、県立相原高等学校の敷地地下に設置されることが決定されました。

中間駅の建設費負担・駅誘致地区の決定等を経て、今後は周辺環境整備が重要となる。環境影響評価を受け、県立相原高等学校の移転を含め周辺まちづくり整備に向けた取り組みの一層の推進を図ること。

(回答)

県立相原高等学校については、職業能力開発総合大学校相模原キャンパス跡地へ移転する方向で、現在、関係者と具体的な調整を進めております。

また、県は神奈川県駅周辺のまちづくりについて、その主体である相模原市が設置する検討委員会の場などを通じて「北のゲート」に相応しい、魅力的なまちづくりに取り組んでまいります。

(要望)

10 広域交通網の一体的整備について

圏央道・新東名高速道路・国道 246 号バイパス(厚木秦野道路)など新たな骨格を形成する道路網の整備が進められる中、新幹線新駅設置や神奈川東部方面線などの鉄道網と合わせた広域交通網の整備は県域発展のために極めて重要であることから、一層の促進を図ること。合わせて計画期間が 2016 年度までの「かながわのみちづくり計画」に位置づけられている計画道路の整備を促進すること。

また、西湘バイパス等、既存高規格道路の老朽化に伴う課題も多く指摘される中において、県民目線に立った安全対策につとめること。

さらにツインシティ構想の実現のための具体的な取り組みを進めること。

(回答)

道路網や鉄道網といった広域交通網の整備については、今後とも、県の交通施策の基本的な方向を示す「かながわ交通計画」に基づいて、取り組んでまいります。

県が管理する国道及び県道については、「改定・かながわのみちづくり計画」に基づ

き、効率的・効果的な道路整備に取り組んでまいります。

西湘バイパス等の既存高速道路等の老朽化対策については、県内市町村や民間団体と連携して、予防保全の観点から、継続的な点検診断に基づく効率的・効果的な維持管理・更新を推進するよう、道路管理者である国や高速道路会社に要望しており、今後も、引き続き、様々な機会を捉え、国等に強く働きかけてまいります。

また、ツインシティ関連のアクセス道路については、「ツインシティ整備計画」に基づき、自動車専用道路の整備状況やツインシティの都市づくりにあわせて取り組んでまいります。

(要望)

11 空き家対策について

急速な高齢化がもたらす社会問題の一つとして管理されない空き家の増加がある。地域の治安に悪影響を及ぼすとともに、景観などへの悪影響が問題となっている。このような空き家の多くは老朽化が目立ち、大地震で倒壊する危険性も高く、早急かつ継続的な対応が必要である。

県では、空き家問題に対して事例集を作成するなど、不動産団体や社会福祉団体等と連携した取り組みを進めているが、今後、県民への普及啓発を拡充させること。

また、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市町村の具体的な取り組みに対して連携し、支援すること。

(回答)

空き家問題解決のための事例集については、不動産団体や居住支援団体等で構成する居住支援協議会空き家問題対策分科会で検討・作成し、平成 27 年 2 月より居住支援協議会のホームページで公表しております。

また、いわゆる空き家対策法が施行され、県は市町村相互間の連絡調整等の役割を担うものとされたことから、全市町村で構成する「行政実務者会議」を設置し、意見交換や専門家を招いての講演等により市町村支援を行っております。

(要望)

12 海水浴場の健全化について

海水浴場の「健全化」については、当該市町や事業者等の協議によって様々なルールが定められる等、一定の進展がみられるところである。

小さな子どもも含めて家族で楽しめるようにするためには、より一層の県としての取組が重要である。

今年強化した「ガイドライン」の実効性をしっかり検証すること。

また、海の家占有許可のあり方についても引き続き、課題の解決に向けて取り組んでいくこと。

さらに海水浴場における喫煙場所以外での喫煙禁止のルールは浸透してきているが、今後もたばこのポイ捨て禁止の普及啓発、更なる取り組みの強化を図ること。

(回答)

「海水浴場ルールに関するガイドライン」に沿った取組のうち、海水浴場ルールによる取組については、主要な海水浴場を抱える6市町で、海水浴場ルールが策定されました。今シーズンのルール遵守の状況などを検証し、ガイドラインを見直すなど、更なる改善を行ってまいります。

また、海の家占有許可のあり方については、海水浴場ルールの遵守を占有許可条件にできるかなど、ルール遵守を法的にバックアップする手法等を引き続き検討します。

「かながわの海水浴場では、喫煙場所以外では喫煙してはいけない」というルールの普及啓発に当たっては、関係市町や海水浴場設置者、海水浴場組合連合会など関係団体等を構成員とする「神奈川県海水浴場たばこ対策推進協議会」の場において、それぞれが役割分担をしながら、連携・協力して、取り組んでおります。

今後も、県、市町、海水浴場設置者、関係団体等それぞれが持っている既存の広報手段や媒体を最大限に活用しながら、できるだけ効果的・効率的な方法でルールの周知・定着を推進してまいります。

文教

(要望)

1 高校教育の充実・推進について

外部有識者で構成された県立高校改革推進検討協議会の報告を受けた改革計画の策定にあたっては、入学予定の中学生や保護者の意見をはじめ広く県民や関係機関から意見を聴取するとともに、県民と直接向き合って教育論議を行う機会を設けるなど、策定のプロセスを大切に、途中経過も含め早期の広報を行うこと。

今回の改定にあたっては、インクルーシブ教育の導入への取組が重要であると認識している。その実現に向けて、インクルーシブ教育実践推進校を指定するなど課題と実践と成果を着実に蓄積すること。

「新しいタイプの高校」については、その特色を生かす施設整備を進めること。定時制高校・通信制高校については、より勉学に励みやすい環境を作ること。

高校授業料の無償化に向け、国に働きかけること。経済的な支援が必要な生徒に対し、奨学金の拡大を図ること。未収金対策を進めること。

(回答)

県立高校改革基本計画及び実施計画の策定にあたっては、計画素案を策定し、県民意見募集、関係団体への意見照会等、県民から幅広く意見を頂きました。

また、インクルーシブ教育推進に向けて、障がいのある生徒に高校教育を受ける機会を拡大するため、地域バランス等に配慮しながら、インクルーシブ教育実践推進校を指定する予定です。まず、県立高校改革実施計画の当初4年間で3校をパイロット校として指定し、同計画期間中において段階的に20校程度まで拡大します。この指定校において、入学者選抜や教育課程、進路支援等の研究を行ってまいります。

新しいタイプの高校については、その特色ある教育内容による多様な学習ニーズに対応できるよう、支援を行っております。今後の施設整備については、県立高校改革の検討を踏まえた計画を策定し、実施してまいります。

定時制・通信制高校については、学び直しを含めた、個に応じた授業に引き続き取り組んでまいります。

なお、平成26年度新入生から、公立高校の授業料の無償化が廃止され、新たに所得制限が導入されたところですが、この所得制限により捻出した財源を活用して、返還不要の奨学給付金制度を創設し、市町村民税所得割が非課税である世帯又は生活保護を受給している世帯に対して、奨学給付金を支給しておりますので、直ちに所得制限をなくし、すべての高校生の授業料を無償化することは困難であります。

奨学金については、平成28年度から成績要件を撤廃し、学業等に意欲があり学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に対して、引き続き貸し付けに努めてまいります。

奨学金の未収金については、返還方法の一つである口座振替を利用できる金融機関を拡大するとともに、催告書を連帯保証人に発送するなど今後も圧縮に努めてまいります。

(要望)

2 まなびや計画の更なる充実について

県立の高校及び特別支援学校における耐震化率は、平成 27 年 4 月現在、高校 68.3%、特別支援学校 88.3%の達成率となっている。学校の耐震化の推進は児童・生徒の生命の安全を守るのみならず、災害時の避難所としての重要な役割を担うことから、いつなるとき到来するかわからない災害に対し、計画の前倒し実施で耐震化を推進するとともに、老朽化している県立学校の整備・補修を耐震化と並行して実施すること。熱中症対策からも空調設備整備を早急に進めること。

(回答)

「県立教育施設再整備 10 か年計画(まなびや計画)」では、現在、大規模補強が必要な校舎棟の耐震化を最優先課題として取り組んでおります。

一方で、現状の耐震化率を踏まえ、さらなる耐震化への取組が必要であることや、県立高校の 8 割以上が建築後 30 年以上経過していることから、今後、県立高校改革と整合を図りながら、新たな計画を策定し、平成 35 年度までに小規模補強が必要な約 200 棟の校舎等の耐震化を完了し、県立高校改革期間内で総合的な老朽化対策等に取り組んでまいります。また、緊急に老朽化対策が必要な箇所については、平成 28 年度から 29 年度の 2 か年で先行実施いたします。

また、空調設備整備については、平成 23 年度に特別支援学校の整備を行い、平成 25 年度から 3 か年で県立高校の整備を行い、平成 27 年度中に全校の普通教室等への整備を終える予定です。

(要望)

3 スポーツ振興の充実について

本県は 2020 年東京五輪のセーリング会場として 1964 年の東京五輪でも会場となった江ノ島が会場と決定し、県民は約半世紀ぶりに繰り広げられる熱戦に期待を寄せている。黒岩知事も「最高の大会となるよう全力を尽くしたい」とのコメントをされ、本県での開催は競技振興のみならず、観光や地域コミュニティの活性化や健康づくりに活用できることから、県としての準備も含めた競技振興やハード整備などを 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功、支援に向け、効率的に進めること。

特に、障がい者・高齢者の参加にも配慮したスポーツ施策の推進を図り、体育センターの大規模改修と県民利用スポーツ施設のバリアフリー化を進め、グラウンドや体育施設、競技以外の観客席も含めた施設環境の整備を推進すること。県民がスポーツに親しめるスポーツ環境の整備、スポーツを支える人づくり、ネットワークづくりに取り組むこと。

「かながわアスリートネットワーク」による競技振興と地域、学校への巡回指導の充実など本県のスポーツの発展を支える好循環を創出すること。各競技の活動や次世代への指導者の確保・育成など競技団体への支援を行うこと。

(回答)

東京 2020 大会のオリンピック・セーリング競技の開催準備については、大会組織委員会や東京都と調整を進めております。

また、セーリング競技の振興については、セーリング関係者と連携した体験型のセーリングイベントに取り組むとともに、オリンピックの中心となる湘南港についてジュニア

の育成拠点としての活用も検討してまいります。

老朽化が著しい県立体育センターについては、バリアフリー化を進め、全ての県民のスポーツ振興拠点として、また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプにも対応できるよう、2020 年 3 月の完成を目途に再整備を進めてまいります。

また、県民が運動やスポーツに親しむきっかけづくりとしての「県民スポーツ週間」の開催や、誰もがそれぞれのニーズに合わせてスポーツを楽しめる「総合型地域スポーツクラブ」に対して巡回・相談、人材育成などの支援を行っており、引き続き県民の皆様がスポーツに親しめる仕組みづくりに取り組んでまいります。

「かながわアスリートネットワーク」については、「県民スポーツ週間」への協力や、市町村のスポーツ教室への講師派遣等の事業に御協力いただいておりますが、今後も引き続きこうした取組を進めてまいります。

指導者の育成等に関しては、県立体育センターにおいて指導者への基礎的知識や技能、マネジメント、指導方法等に関する研修を行っております。また、競技団体等が実施するアスリート育成のための指導者研修への支援も行っており、今後とも競技団体等のニーズに応じた取組に努めてまいります。

(要望)

4 特別支援学校の整備について

特別支援学校の過大規模化解消のための新設・分教室の設置など早急な対応を図ること。

老朽・狭隘化の問題に、必要に応じ、施設改修など早急に対応すること。

また、児童・生徒の通学の負担軽減と安全確保のため、地域ごとの実情を考慮し、スクールバスを増車すること。特に、障害の状況等により自力通学が困難な高校生に関しては、その実情を配慮しスクールバスへの乗車ができるよう対策を進めること。

そして、生徒や保護者が安心して学習できる環境を整え、医療等に関する専門職、理学療法士、作業療法士、看護師等の常駐化や言語聴覚士の配置を推進すること。

(回答)

特別支援学校の設置については、「県立教育施設再整備 10 か年計画(まなびや計画)」に基づき新設校の整備を進めており、計画終了後の対応については、児童・生徒の通学状況やインクルーシブ教育の推進の状況を踏まえ、検討してまいります。

また、スクールバスについては、平成 26 年度は特別支援学校 5 校に計 5 台を増車いたしました。今後は、知的障害教育部門高等部の生徒のスクールバスの乗車について、障害の状況等により自力通学が困難な生徒もいることから、これらの生徒への対応について、何らかの工夫ができないか、検討してまいります。

県立特別支援学校には、障害の重度化・多岐化に対応するために、医療等の専門的な資格を有する教員(理学療法士、作業療法士等)を、25 校に 38 名配置しております。特別支援学校の専門性を高めるとともに、地域のセンター的機能の強化を図るために、平成 28 年度の配置に向け、新たに 3 名の採用を予定しております。

看護師についても、県立特別支援学校 15 校に常勤 29 名、非常勤 9 名の計 38 名を配置

しております。今後も、特別支援教育の充実のために必要な配置について検討してまいります。

(要望)

5 インクルーシブ教育の充実について

昨年度からはじまった県立高校2校での学習支援の研究を今後の県立高校でのインクルーシブ教育推進の良き事例となるよう取組を支援し、インクルーシブ教育推進運営協議会の継続などの具体的な取組により、小中学校から高校まで連続したインクルーシブな学校づくりを推進すること。

多様な教育的ニーズに応じた学習、教育相談、校内支援体制のための人的配置について特段の支援を行うこと、とりわけ、市町村が設置する「教育支援センター」等への専任教員の配置を継続すること。小中学校へ配置する「教育相談コーディネーター」の人的配置と人材育成の支援を実施すること。

(回答)

県では、障害があることなどで「学び」に支障が生じないように、これまで、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育に取り組んできました。

インクルーシブな学校づくりに向けた条件整備等については、支援教育の理念に基づいて、市町村教育委員会、関係部局、関係団体等と密接な連携を図るとともに、県立高校においては、文部科学省委託事業の研究開発で指定された2校の取組成果等を基に、小中学校から高校に向けての支援の継続を図るなど、連続性を意識したインクルーシブ教育の推進を図ってまいります。

教育支援センター専任教員は、県単独予算として配置しており、これ以上の増員は困難であります。ねじれ解消を踏まえ、県域分について現在の配置継続に努めてまいります。

また、教育相談コーディネーターについては、業務補助のための非常勤講師を配置しております。

(要望)

6 国際社会に対応出来る人材育成について

グローバル時代に対応した人材育成に向け、学校教育においても、英語教育の更なる充実を進めること。外国語におけるコミュニケーションを重視したカリキュラム改善や国際バカロレア認定校の設置など、新たな教育手法の研究を引き続き進めること。

A L Tの増員など外国語活動の更なる拡充を推進すること。e ラーニングをはじめICTを活用した学習方法の工夫を図ること。

(回答)

小学校外国語活動については、実践研究を進めるとともに、全県教育課程研究会の小学校外国語部会の充実を図っております。平成27年度は、小学校英語レッツ・エンジョイ・イングリッシュ研修講座などを実施し、また同年度から、国で研修を受けた英語教育推進リーダーを活用した「小学校教員外国語活動指導力向上研修」を開始し、平成32年

度まで実施していく予定です。

高等学校においては、全県立高校に配置しているALTの総時間数を拡大し、生徒がさらに、ネイティブスピーカーと授業などで触れ合うことにより、英語によるコミュニケーション能力の向上を図っております。

また、国際・英語教育を特に推進する高校には重点的にALTを配置し、国際社会で活躍できる人材を育成しております。

国際バカロレア認定校の設置に当たっては、国際バカロレア機構の定めた手順と基準に従い準備を進めていく必要がありますので、国際バカロレアのプログラム内容を適切に行えるような教育環境の整備に向け予算を計上したところです。引き続き対応に努めてまいります。

生徒の英語力をさらに高めていくためには、動画教材や通信機能を使って、生徒がネイティブスピーカーの英語に触れることができる情報通信技術の活用が有効であり、国の動向も踏まえつつ、今後ともeラーニングを含む情報通信技術を活用した英語教育を進めてまいります。

(要望)

7 18歳選挙権を見据えたシチズンシップ教育の充実について

公職選挙法の改正により選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、平成28年の参議院議員通常選挙から適用される予定であるため、「政治参加教育」において、教員の政治的中立性を確保し、また必要以上に政治を教育から遠ざけることのないよう配慮、対策をすること。

そのための参加型・体験型学習活動など、幅広く実践を重ねると同時に、関係団体への働きかけを促進し、連携を深め、更なる推進を図ること。

(回答)

選挙権年齢の引下げを受け、県選挙管理委員会とも連携した上で、各校のシチズンシップ教育担当者を集めた教員研修会を開催し、国の副教材を活用した生徒を主体とした授業事例を紹介するとともに、教員の政治的中立性についても指導いたしました。

また、各校では、高校3年生対象に、卒業までの間に、副教材等を活用した政治参加教育の具体的な取組を実施するよう促しております。さらに、平成28年度の夏には、参議院議員通常選挙を活用し、3回目となる全校での模擬投票を実施する予定です。

今後も、政治参加教育がさらに充実するよう、県や市町村選挙管理委員会等の、関係団体との連携を十分に図りながら、引き続き取り組んでまいります。

(要望)

8 学校多忙化の解消について

いじめや不登校問題など多様化する教育問題や、教育的ニーズへの対応により、学校の多忙化、ひいては教員が児童・生徒と向き合う時間の不足が問題視されている。学習をはじめ生活などの相談時間、指導準備時間を確保し、教育活動をより充実させるために各種調査をはじめ学校事務、教員の業務の見直し、多忙化解消に向けて、教員の事務作業を

軽減することを目的とし、学校事務員の強化、増員を図ること。

(回答)

県では、教員が子どもたち一人ひとりと向き合う時間を確保できるよう、これまで県立学校における教員の勤務実態の改善に向けた取組を進めてきており、学校に依頼する調査の減や教員が学校を離れて実施する研修の日数の減、さらには成績処理を支援するシステムの導入などに取り組んでまいりました。

平成 24 年度からは、これまでの取組を一層促進し、新たな課題にも対応するために、県立学校勤務実態改善推進会議を設置し、平成 27 年度も「平成 27 年度教員の勤務実態改善に向けた取組の基本方針」を定め教育委員会事務局と研修機関、学校が連携して取り組んでいくこととしております。

今後も多忙化の解消に向け、こうした取組を積極的に推進してまいります。

なお、学校事務職員の配置については、各学校の実態を考慮して、職員を配置しており、今後も適切な職員配置に努めてまいります。

(要望)

9 少人数学級の継続的な推進について

深刻化するいじめや不登校などの様々な教育問題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するため少人数学級を着実に推進すること。また、きめ細やかな教育環境の確保に向けて教員の適正な人員配置に配慮すること。

(回答)

義務教育における様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するために、県としては、地方が弾力的に教職員定数を決定できるようにするとともに、市町村が自主的、主体的に学級編制を行えるよう、義務標準法を改正する必要があると考えており、国に要望しております。

(要望)

10 学校給食等の食の安全確保と食育の充実について

学校給食においては、きめ細かい食の安全対策を行い、保護者など県民の不安を取り除けるような適切な情報提供や対策を国や県の関係機関と連携し、推進を図ること。

アレルギーへの対応など保護者の理解を進めるとともに、対策の強化を図ること。

一層の児童・生徒への教育効果を推進するため、栄養教諭・学校栄養職員の増員を引き続き図ること。実施率全国最下位の中学校給食については、実施率向上に向けて市町村と連携して給食等実施を促す取り組みを進めること。

(回答)

学校給食の食の安全確保については、平成 24 年度から国の補助事業を活用し、希望する市町村等の学校給食に使用する食材の放射性物資の検査を行っており、平成 28 年度についても、継続いたします。

また、学校におけるアレルギーへの対応として、学校給食での事故防止を図るほか、エピペンの使用等、緊急時の対応に関する研修を充実してまいります。

学校栄養職員等の配置については、標準法に基づき行っております。

また、中学校給食の実施については、学校の設置者である市町村が、諸事情を考慮し判断するものですが、県としては、財政負担を抑えて給食を実施している県外の取組事例なども広く収集し、市町村主管課長会議などできめ細かく情報を提供するなどその実施を促してまいります。

(要望)

11 県立図書館について

女性センター、川崎図書館の移転に伴う蔵書の管理については国内でも数少ない専門図書、貴重な資料、財産であり、散逸しない工夫をすること。

市区町村図書館への貸出しなどネットワークの強化と市区町村図書館への支援を充実させること。

今後の県立図書館の再整備については、その検討過程を広報し、知の拠点としての役割を踏まえ、県民・利用者のニーズを反映させること。

(回答)

平成 26 年度に女性センターから移転された蔵書については、県立図書館で管理してまいります。川崎図書館の移転に伴う蔵書については、企業支援に係るものに特化してかながわサイエンスパークに移し、それ以外の必要な図書は県立図書館で管理してまいります。

公立図書館間の相互貸借システムの運営など広域的サービスについては、市町村図書館とも協議しながら充実を図り、また、県立図書館の再整備に当たっては、県民・利用者の意見を広く聴取してまいります。

(要望)

12 子どもの体力・運動能力の向上について

本県は、「平成 26 年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査」の結果、すべての年代で統計上全国平均を下回っている。子どもの体力及び運動能力の向上は、体力、運動、健康に対する意識を高め、「未病」対策にもつながる。今後、県内すべての小・中学校児童・生徒の体力向上に向けた取り組みを行うこと。

また、子どもたち自身の健康を管理する力を育むためのツールとして、県内すべての小・中学校児童・生徒の健康管理に活用されるよう一部市町村で進められている健康手帳の普及・頒布の取組を進めること。

(回答)

平成 27 年度から「目指せ、子どもの時から健康寿命日本一！」を合言葉に「子どもキラキラプロジェクト」に取り組んでいます。この取組により、体力向上と運動習慣の確立、生活習慣の改善を図り、子どもの時から未病を治す基礎をつくっており、平成 28 年度も引き続き、充実した取組を行ってまいります。

また、健康手帳の使用については、それぞれの地域や学校の実情に応じた健康管理や指導が行えるよう、市町村教育委員会の判断を尊重してまいります。

地域要望

(要望)

横浜市

・幹線道路の拡幅、駅前広場・駐車場の設置と公共施設のユニバーサルデザイン化を推進を図ること。

(回答)

県では、平成 20 年 3 月に「神奈川県ユニバーサルデザイン推進指針」を策定しており、この指針に基づき、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れて政策を推進しております。なお、横浜市内の道路、駅前広場、駐車場の設置については、県の所管ではありませんので、県が整備することは困難です。

(要望)

・二俣川駅南口再開発の計画的な施行と都市計画道路の整備を図ること。

(回答)

二俣川駅南口地区の市街地再開発事業については、引き続き再開発組合が事業を進めておりますので、計画的な施行に必要な補助やその他の支援を行ってまいります。

(要望)

・横浜駅を經由せずに東京方面へ鉄道で移動できる、神奈川東部方面線の早期開通で通勤・通学の利便性向上を図ること。

(回答)

神奈川東部方面線は、横浜市西部・県中央部と東京都心との広域的な鉄道ネットワークの形成を図ることから、県は、整備主体である鉄道・運輸機構に対し、国や横浜市と協調して、事業への補助を行っております。

鉄道・運輸機構に対しては、早期開業とコスト縮減に最大限努力するよう求めるとともに、関係者間の連携を図りながら、着実な事業進捗に取り組んでまいります。

(要望)

・横浜環状鉄道を国の交通政策審議会答申へ位置付けを図ること。

(回答)

横浜環状鉄道は、県の「かながわ交通計画」において、計画路線として位置付けていることから、現在、国で審議中である交通政策審議会の答申へ位置付けられることが、重要と考えております。

これまで県は、広域自治体として国に対し、ヒアリングの場などを通じて路線の整備効果などを説明しており、引き続き、次期答申に盛り込まれるよう横浜市と連携し取り組んでまいります。

(要望)

・高齢者・障がい者が気軽に最寄駅や各種施設へとアクセスできるよう、ノンステップバスの運行などバス路線の充実を図ること。

(回答)

県は、公共交通の連続性・利便性の向上を含め、総合的に交通施策を推進しております。その中で、バスを中心とした地域交通については、基本的に市町村が事業者への働きかけにより計画的な取組を行い、県は、広域的視点により、市町村の取組に対し支援を行うものと考えております。

(要望)

・旭区の貴重な自然環境を保護し、自然に親しみ、ゆとりや潤いのある生活を営めるよう、水辺環境や緑地・遊歩道の整備を推進を図ること。

(回答)

政令市における水辺環境や緑地などの身近な自然環境の保全や遊歩道整備については、市が主体となって実施していくものと考えております。

県としては、都市緑地法に基づき市が策定する緑の基本計画の協議などを通じ、市と連携した自然環境の保全に努めてまいります。

なお、旭区における道路や河川管理については、県の所管ではありませんので、県が整備することは困難です。

(要望)

・多発傾向にある犯罪への対応として、地域防犯活動の拠点整備と防犯情報の開示を促進を図ること。

(回答)

防犯活動拠点の整備は、基礎自治体である市町村や地域住民が主体となって整備を進めております。

県警察では、防犯活動拠点に対し、ボランティア団体等の支援専従班である生活安全サポート班と警察署が連携し、犯罪情報の提供や活動に資するアドバイス等の支援を行っております。

また、県では、防犯活動拠点を利用する自主防犯活動団体が、より効果的な防犯活動を行うことができるよう、引き続き、県警察、市町村等と連携して支援を行ってまいります。

今後も、効果的な活動ができるよう継続的に支援を行ってまいります。

(要望)

・大型団地の耐震性向上と高齢者が住みやすい施設への改善を推進を図ること。

(回答)

県営住宅については、平成7年度から9年度までの3年間で耐震診断を実施し、必要な対策を終えております。

建物のバリアフリー化については、建替えを実施する場合には、エレベーターの設置

など、建物全体のバリアフリー化を図っております。

また、建替えを実施しない場合においても、階段や室内への手すりの設置など、部分的な改修を、進めているところです。また、入居者の高齢化が著しい県営団地を、健康で安心して住み続けられる「健康団地」に再生するため、団地の空き住戸や空き施設、余剰地を活用して、高齢者の支え合い活動や保健・医療・福祉サービスの拠点づくりに取り組んでまいります。

（要望）

・圏央道の早期全面開通。特に横浜湘南道路、横浜環状南線の工事完成、開通を2020東京オリンピック・パラリンピック前に実現させること。

（回答）

横浜湘南道路、横浜環状南線の整備促進については、県内市町村や民間団体と連携して、国や高速道路会社に要望しており、今後も、引き続き、様々な機会を捉え、国等に強く働きかけてまいります。

（要望）

・県道22号横浜伊勢原線（長後街道）と環状4号線が交差する、和泉坂上の交差点は、歩車分離式となっていない為、環状4号線から長後街道を左折するレーンで慢性的な渋滞が起こっている。信号機の改良を行い、渋滞の是正を図ること。

（回答）

和泉坂上交差点については、交通量が多く、県内有数の渋滞発生交差点であると認識しております。現在の交通量を勘案しますと、歩車分離式信号の導入により渋滞がさらに悪化するとともに、信号の待ち時間が増加することにより、歩行者又は車両の信号無視を誘発するおそれがあることから、信号の改良は困難であります。

今後、道路改良等を含めた渋滞対策について、道路管理者と連携し、検討してまいります。

（要望）

・県道22号横浜伊勢原線（長後街道）と県道402号阿久和鎌倉線（かまくらみち）が交差する立場交差点は長後街道方面、かまくらみち方面ともに、慢性的な渋滞が起こっている。信号機のタイミングの是正を行う等、抜本的な対策を図ること。

（回答）

立場交差点については、市営地下鉄立場駅に近接しており、歩行者の通行量も多いことから、その安全性、利便性を確保するために歩車分離式信号としております。

また、歩行者が安全に横断できる青時間を確保した上で、各方向の交通量に合わせコンピュータ制御により青信号の時間を配分しております。

今後、道路改良等を含めた渋滞対策について、道路管理者と連携し、検討してまいります。

(要望)

・横浜における都市農業は厳しい環境にありながらも、「都市農業基本法」の理念実現に向け並々ならぬ努力が続けられている。都市農業の持続可能な発展に向け、費用な税制上の軽減措置等を国に働きかけると共に、ブランド力向上に資する支援を行うこと。

(回答)

税制については、都市農業の持続的発展を図るため、相続税納税猶予制度の適用拡大を、「平成 28 年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で国に要望しております。

また、農畜産業の 6 次産業化等を推進することにより、付加価値やブランド力の向上の取組を支援してまいります。

(要望)

・掘割川はじめ県管理河川における不法係留船の一扫に向けた取り組みの推進を図ること。

(回答)

河川法の許可なく河川に係留している不法係留船は、船舶が流失した場合、河川管理施設が損傷する恐れがあるなど、河川管理上の支障を生ずることから、移動先となる保管施設の提供などを通じて自主的な移動を一層促し、それでもなお船舶を移動させない場合には、代執行による強制的な撤去も含めた対策を講じてまいります。

(要望)

・米軍根岸住宅の現状と返還にむけ、地域住民、横浜市との協議連携の促進と地元への情報提供に努めること。

(回答)

根岸住宅地区の跡地利用については、「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画（平成 19 年 3 月策定、平成 23 年 3 月改定）」において、民間土地所有者等によるまちづくり協議会設立を支援していくこととされ、平成 24 年 3 月に「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」が設立されました。現在、同協議会で具体的な土地利用の在り方等について協議しているとのこと。

県としては、今後とも広報面も含めて横浜市の取組を支援し、横浜市と連携しながら早期返還の促進に取り組んでまいります。

(要望)

・平和記念館の今後のあり方について

県の戦没者慰霊堂に併設されている「平和祈念館」は、戦後 50 年の節目に、県遺族会の協力のもと 5 億円の県費を投じて整備された。現在、その管理運営は県遺族会に委託されている。しかし「平和祈念館」の認知度は低く、強く平和を希求する本県の施設として、十分に活用されているとは言い難い状況にある。戦後 70 年を契機として、「平和祈念館」の今後の在り方について、幅広く県民の英知を集め拡充を図ること。

(回答)

県遺族会では、平成 27 年 8 月、終戦 70 年を機に戦争の悲惨さと平和の尊さを継承す

るため、平和祈念特別企画展として『伝えたい「戦中・戦後の暮らし」』を、かながわ平和祈念館を会場として開催し、県としても開催期間中、神奈川の塔に係るパネルを設置いたしました。

引き続き、平和祈念館を、戦争体験を風化させず、次世代に伝える場として有効に活用してまいります。

(要望)

・防犯カメラの設置増加に努めること。

(回答)

県警察では、これまで、川崎警察署管内に 50 台、金沢警察署ほか 9 警察署管内に 50 台の合計 100 台の防犯カメラを設置運用しており、加えて、平成 26 年 10 月からはモバイル式防犯カメラ 30 台の運用を開始しております。

今後も、犯罪情勢や県民ニーズ等を踏まえ、さらには 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や超高齢社会の到来など、急速に変化する社会情勢に的確に対応すべく、防犯カメラの整備拡充に努めてまいります。

また、県では、同オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、地域防犯力を更に高めて「安全・安心な神奈川」をつくりあげるため、防犯カメラの設置促進及び地域防犯活動の活性化に資する取組を支援するため、「地域防犯力強化支援事業」を創設いたしました。

(要望)

川崎市

・法令順守やマナーアップを徹底し、自転車安全対策をはかること。特に鹿島田及び塚越踏切における安全対策については、地域と連携した取り組みを検討すること。

(回答)

県警察としては、自転車運転者講習制度が平成 27 年 6 月 1 日に運用開始となったことを自転車のルールやマナーを浸透させる好機と捉え、街頭活動における交通指導取締りをはじめ交通安全教育を通じて、その周知に努めております。

また、御要望の鹿島田及び塚越踏切においては、関係機関・団体と協力し、平成 27 年中に、朝の通勤時間帯の街頭指導を実施しており、今後も計画的な街頭指導を行ってまいります。

(要望)

・広域的な街づくり推進のため、横浜市営地下鉄 3 号線 あざみ野から新百合ヶ丘駅までの延伸工事を早期に進めること。

(回答)

横浜市営地下鉄 3 号線の延伸は、県の「かながわ交通計画」において、計画路線として位置付けられており、重要な路線と認識しております。

現在、国で審議中である交通政策審議会の答申へ位置付けられることが重要であるこ

とから、県としては、広域自治体として、地元二市と連携して、次期計画に盛り込まれるよう、取り組んでまいります。

(要望)

- ・小田急線はるひ野駅前に交番を早期に設置すること。

(回答)

交番の設置については、限られた予算及び人員で交番としての機能を最大限に発揮するために、スクラップ・アンド・ビルドを原則として、要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況のほか、警察署、隣接交番・駐在所との位置関係、交番用地の確保状況、配置に必要な警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

はるひ野駅前地区は、約 2.0km と近接した地区内に麻生警察署「栗平駅前交番」があり、現在の交番の配置状況を踏まえ、前記事項を検討しますと、現時点での交番の設置は困難であります。

今後も同地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら、交番等の適正な設置に努めてまいります。

(要望)

相模原市

- ・横浜地方裁判所相模原支部の設置に向けて取り組むこと。

(回答)

横浜地方裁判所相模原支部はすでに設置されております。

(要望)

- ・トラック運転手の確保対策を講じること。

(回答)

トラック運転手を確保するには、荷主との取引環境の改善及び長時間労働の抑制等を実現することが、大変重要であると考えております。

また、国は、平成 27 年 7 月 27 日に、トラック運送事業者、荷主等の関係者からなる、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川県地方協議会」を立ち上げ、県もこの協議会に参加し、協議を始めたところです。

県としては、同協議会の中で、トラック運転手確保のための雇用関係の助成金の創設や、トラック運送業界に特化した合同説明会等の開催など、労働環境の改善について積極的に提案し、議論を深めながら、国に引き続き要請してまいります。

(要望)

- ・開発許可、農地転用許可、道路位置指定の許可を、市町村と協力して迅速化すること。

(回答)

開発許可及び道路位置指定の手続きに当たっては、日頃から公共施設管理者の市町村

と連絡調整を行っているところですが、引続き、事務手続きが円滑に進むよう努めてまいります。

農地転用許可については、国の農地法に係る事務処理要領に標準的な事務処理期間が定められており、県及び市町村農業委員会において、同期間内の迅速な事務処理を図っております。今後も引き続き市町村農業委員会と協力し、迅速な事務処理に努めてまいります。

(要望)

・神奈川県信用保証協会の保証料の減額に取り組むこと。

(回答)

県中小企業制度融資では、中小企業者の負担を軽減するため、保証料補助を実施しております。

(要望)

・建設業の審査窓口が一本化されたことによる建設業許可申請の処理期間の増加について対策を講じること。

(回答)

建設業許可の審査期間については、平成 27 年 4 月の改正建設業法施行に伴う許可申請様式変更を原因として同年 3 月に大量の申請があったこと等から、以後の審査に遅れが生じていましたが、審査方法等の見直しを行い、現在、新規申請に関しては通常の審査期間となり更新申請の審査期間も改善してきております。今後、更新申請についても、早期に通常の審査期間とするように努めてまいります。

(要望)

・ふぐ調理に関する条例改正によって、県民の安全・安心に不安がないよう、ふぐ調理師の皆様と連携して県として丁寧に対応すること。

(回答)

本条例の見直しにあたっては、県内のふぐ業者との意見交換を複数回行い、現状のふぐの流通形態に合わせた適正な規制となるよう努めました。

今後は、改正条例について、県内の業者のみならず、全国の自治体や関係事業者に向けた周知を徹底し、ふぐの適正な取扱いが遵守されることにより、県民の食の安全・安心の確保推進に努めてまいります。

(要望)

・JR相模線南橋本駅前に交番を早期に設置すること。

(回答)

交番の設置については、限られた予算及び人員で交番としての機能を最大限に発揮するために、スクラップ・アンド・ビルドを原則として、要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況のほか、

警察署、隣接交番・駐在所との位置関係、交番用地の確保状況、配置に必要な警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

南橋本駅前地区における交番の設置については、治安維持上不可欠であり、相模原市から新設要望が寄せられていることから、交番の設置の実現に向けて調整・設計を実施してまいります。

(要望)

- ・ JR 相模線の複線化の早期実現を目指すこと。

(回答)

県は、沿線市町などとともに相模線複線化等促進期成同盟会を通じ、これまで JR 東日本に対して、行違い施設や部分複線化など段階的な整備を提案し、輸送力の改善を働きかけるとともに、「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、要望活動を行ってまいりました。

こうした取組と併せて、新たな輸送需要を創出していくことも必要であるため、JR 東日本と連携し、相模線の利用促進策を継続的に進めていくことで、沿線地域の活性化と相模線の輸送力改善に繋げてまいります。

(要望)

- ・ JR 相模線の磯部駅の設置の早期実現を促進すること。

(回答)

JR 相模線の磯部駅の設置については、「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、今後も国及び JR 東日本に対して要望してまいります。

(要望)

- ・ JR 相模線の橋本発終電時刻の延長に取り組むこと。

(回答)

JR 相模線の橋本発終電時刻の延長については、「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、今後も国及び JR 東日本に対して要望してまいります。

(要望)

・ 県営上溝団地（中央区光が丘）の建替えについては、地元住民に対して丁寧に説明しご意見を伺うこと。

(回答)

県営住宅の建替えについては、近隣住民に必要な説明を行い、工事に対する協力を得て実施しております。現在建替時期は未定ですが、上溝団地についても同様の対応を行ってまいります。

(要望)

- ・ 県営上溝団地（中央区光が丘）の小公園内にある砂場については、居住者の高齢化に伴

い必要性が薄くなっていることや、高齢者にとって危険であることから、別の用途・用地にすること。

(回答)

自治会と調整し、必要に応じて予算の範囲内で対応いたします。

(要望)

・県営住宅の草刈りについて回数を増やすこと。

(回答)

県営住宅の草刈りについては、入居者が行うこととしておりますので御理解ください。なお、県が実施する箇所については、予算の範囲内で対応いたします。

(要望)

・県営住宅の草刈りについては、高齢者の住宅内について自らで行うことが困難のため、県として実施するよう検討すること。

(回答)

県営住宅の草刈りについては、入居者が行うこととしております。

(要望)

・県営鳩川団地(中央区上溝)の今後あり方については、居住者のご意見をしっかり受け止めること。

(回答)

御要望にある団地は、県営住宅でなく、市営住宅ですので、県が対応することはできません。

(要望)

・鳩川(相模原市内)の河川に草が増加し、そのことによりゴミ等が投棄されている状況があるため、より頻繁に河川の清掃・整備を行うこと。

(回答)

相模原市内の鳩川においては、河川内の草刈りを業者に発注して実施しており、草刈りにあわせて散乱ごみの収集も行っております。

また、河川巡視により自転車等の不法投棄物が発見された場合には、適宜、撤去するなどの不法投棄対策にも取り組み、良好な河川環境の保全に努めてまいります。

(要望)

・相模原准看護学院が継続して准看護師養成を行えるよう、県として丁寧に学院のご意見を伺うとともに、改めて県として支援を行うこと。

(回答)

相模原准看護学院は、平成27年度の入学生を最後に募集を中止することを決定しており、御要望には沿いかねます。

(要望)

・精神障害者保健福祉手帳 1 級の方の入院及び 2 級の方の通院・入院に対し拡充を図ること。

(回答)

重度障害者医療費助成制度については、平成 24 年度から、精神障害 1 級の方の通院を対象としております。

県では、身体・知的の重度障害者に相当するのは精神障害 1 級であり、身体・知的障害者との均衡を図る意味から、精神障害 1 級の方を制度の対象としております。

また、入院を対象とするためには、市町村の財政的負担の問題や精神障害者入院医療援護金制度との関係を整理する必要があると認識しております。

なお、今後の制度のあり方については、見直しによる県民や市町村の影響が大きいことから、まずは市町村との検討の場を設け、制度の様々な課題について協議してまいります。

(要望)

・二級河川境川について、境川水系河川整備計画に基づき、早期に計画的な整備を進めること。

(回答)

境川については、時間雨量概ね 60mm の降雨に対応できるよう、境川水系河川整備計画に基づき、遊水地や護岸の整備を進めてまいります。

(要望)

・相模原南警察について、住民の利便性の向上を図るとともに、警察と連携した効果的な交通・防犯対策等を進めるため、神奈川県高相合同庁舎のある敷地へ移転すること。

(回答)

高相合同庁舎の敷地については、同庁舎の建替えの可能性を検討しているところですが、敷地全体の有効活用が図られるよう幅広く利活用の方法を検討してまいります。

また、相模原南警察署については、高相合同庁舎の敷地への移転建替えを含めて、検討してまいります。

(要望)

・麻溝台地区について周辺に交番が配置されておらず、警察官の現場急行時間の増大等、安全・安心な市民生活の確保、維持が困難な地域となっているため、相模原南警察署管轄の交番を設置すること。

(回答)

交番の設置については、限られた予算及び人員で交番としての機能を最大限に発揮するために、スクラップ・アンド・ビルドを原則として、要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況のほか、

警察署、隣接交番・駐在所との位置関係、交番用地の確保状況、配置に必要な警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

麻溝台地区における交番の設置については、治安維持上不可欠であり、相模原市から新設要望が寄せられていることから、交番の設置の実現に向けて調整・設計を実施してまいります。

（要望）

・相模大野パスポートセンターにおいて、全ての県民がパスポートセンター利用を可能とすること。

（回答）

権限移譲先のパスポート申請窓口において、全ての県民の利用を可能とするためには、まず、全ての市町村が県からパスポートの発給事務の権限移譲を受け、その後全ての市町村が相互に事務の委託を行うといった手続きを経る必要があります。現在のところ、市町村から新たな移譲の要望はなされておらず、また、現に県の窓口がある横浜市、川崎市については、業務の非効率化を避ける観点から移譲対象市町村としていないため、現状では、困難な状況であると考えております。

（要望）

・国道357号線（横浜市金沢区～横須賀市夏島町間）の工事を早期に着工すること。

（回答）

国道357号線（横浜市金沢区～横須賀市夏島町間）の整備促進については、県内市町村や民間団体と連携して、国に要望しており、今後も、引き続き、様々な機会を捉え、国等に強く働きかけてまいります。

（要望）

・急傾斜地崩壊区域の指定基準と工事基準を指定基準に統一すること。

（回答）

急傾斜地崩壊対策工事は、急傾斜地法等に基づき、がけの勾配が30度以上、がけの高さが5m以上、がけ崩れにより被害が生じるおそれのある人家が5戸以上などの、一定の要件を満たした箇所を急傾斜地崩壊危険区域として指定した上で、県が県単独費や国の交付金により実施しているため、区域の指定基準と工事の実施基準は同一となっております。

（要望）

・三浦縦貫道路と本町山中線に、簡易ETCを早急に設置すること。

（回答）

県と道路公社は、道路公社が管理・運営する有料道路のさらなる利用促進や利便性向上対策を検討するため、「利用促進等検討部会」を設置し、簡易式ETCの導入の可能性について検討しておりますが、実用化されたものがなく、開発段階であるため、技術開発の動向を注視しながら、引き続き簡易式のETCの導入について検討してまいります。

(要望)

藤沢市

・小田急線片瀬江ノ島駅前の再整備に当たっては、藤沢市、小田急電鉄と協力しながら、オリンピックの玄関口として相応しい姿になるよう県主導の取組みを進めること。

(回答)

小田急線片瀬江ノ島駅の再整備については、これまで、「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、小田急電鉄に対して要望してまいりました。これに対して、小田急電鉄は前向きな姿勢を示していることから、県としても、この取組に対して、技術的な助言を行うなど、必要な支援を行ってまいります。

(要望)

・小田急線片瀬江ノ島駅からオリンピック会場に向かうまでの動線に当たる県有地のバリアフリー化を実現すること、また江ノ島島内についても藤沢市と協力しながら、可能な限りバリアフリー化を進めること。

(回答)

オリンピック会場につながる県管理道路の歩道の状況を再点検し、必要な対策について、大会組織委員会などの関係機関と連携して検討してまいります。

江の島島内における臨港道路のバリアフリー化については、会場の施設配置、選手や観客動線の計画と密接に関わることから、今後、大会組織委員会などの関係機関との調整により、対策の必要性が明らかになっていく中で、バリアフリー化の取組を進めてまいります。

(要望)

・江ノ島弁天橋と江ノ島大橋の老朽化が加速する中で、オリンピックを迎えるに当たっては架け替えが前提とする地域・藤沢市と、県との考え方に大きな差異を感じるところであるが、地域、藤沢市の声を丁寧を受け止めつつ、オリンピック後も視野に入れた改修、増強、架け替えなど、鋭意取組みを加速すること。

(回答)

オリンピック開催時における、選手や観客の円滑な輸送計画については、今後、組織委員会等の関係機関と調整していくこととなりますが、まずは、想定される輸送人員や、交通手段などを整理する必要があると考えております。

その結果を基に、交通規制等の対策を含め、適切な輸送計画を検討してまいります。江の島大橋や江の島弁天橋については、現在の橋を工夫して活用していくことが、基本と考えております。

(要望)

・夏季の海水浴場における禁煙が徹底されていない。来シーズン以降、ルールが徹底されるよう具体的な取組みを強化すること。

(回答)

「かながわの海水浴場では、喫煙場所以外では喫煙してはいけない」というルールの普及啓発に当たっては、関係市町や海水浴場設置者、海水浴場組合連合会など関係団体等を構成員とする「神奈川県海水浴場たばこ対策推進協議会」の場において、それぞれが役割分担をしながら、連携・協力して、取り組んでおります。

今後も、県、市町、海水浴場設置者、関係団体等それぞれが持っている既存の広報手段や媒体を最大限に活用しながら、できるだけ効果的・効率的な方法でルールの周知・定着を推進してまいります。

(要望)

・片瀬、鵜沼、辻堂地区を中心として依然として集団で爆音を響かせながら走行する暴走族が後を絶たない。交通安全の観点のもとより、周辺住民の安全安心を確保するためにも、引き続き取り締まりを強化、徹底すること。

(回答)

県内の暴走族は、構成員数のピークであった平成4年時に比べグループ数、構成員数ともに大幅に減少しているものの、依然として世代交代をしながら少人数によるゲリラ的な暴走行為を繰り返している実態にあります。

一方、暴走族風に改造した二輪車を運転する旧車會は、構成員数で暴走族を上回り、曜日や時間帯に関わらず幹線道路を大集団での爆音走行を敢行している実態にあります。

これら暴走族や旧車會は、地域住民に多大な迷惑と危険を与え、体感治安を低下させる大きな要因となっております。

県警察では、大集団での爆音走行を敢行する旧車會に対しては、旧車會が走行の目的地とする湘南エリアなどの県内の観光地や、同所に通じる幹線道路に拠点を設け、騒音関係違反を重点とした取締りを実施しております。

今後も、警察本部、管轄警察署及び交通機動隊が連携した取締りを継続的かつ計画的に実施してまいります。また、道路管理者と連携し暴走しにくい道路環境の構築や暴走族等を集合させないための施設管理者への働きかけなど、総合的な暴走族対策を推進してまいります。

(要望)

・湘南海岸公園内における松など緑の植栽、ハマボウフウなど海岸固有の緑の保全、再生について地域住民、団体と協働した取組みを進めること。

(回答)

県立湘南海岸公園として開園している区域の維持管理は、指定管理者が行っており、海浜植物の育成などを地域住民等と協働で行っているところです。今後も、海岸固有の緑の保全・再生について、地域住民等との協働による取組を指定管理者とともに進めてまいります。

(要望)

茅ヶ崎市

・県立北陵高校の再編整備を早急に行うこと。高校跡の遺跡が国指定となり、高校移転となりました。茅ヶ崎市と調整し、移転整備を早急に行うこと。

(回答)

茅ヶ崎北陵高校については、史跡保存の観点から、現在、茅ヶ崎市と移転について、検討を進めております。

(要望)

・茅ヶ崎ゴルフ場跡地を防災・緑地を残すことを配慮し、県市に有効な土地利用方針を決定すること。

(回答)

広域避難場所や緑地空間としての機能の確保については、重要であると考え、平成 27 年 11 月に策定した利活用基本方針に必須機能として位置付けたところです。

今後も有効な土地利活用が図られるよう、茅ヶ崎市と協議しながら検討を進めてまいります。

(要望)

・小出川整備計画の推進。特に遊水池の整備を早急に行うこと。

(回答)

小出川については、都市河川重点整備計画・新セイフティリバーに位置付け、時間雨量 50mm の降雨に対応できるよう、重点的な整備に取り組んでおります。

具体的には、下流から川幅を拡げる工事を進めており、現在、寺尾橋付近等で工事を実施しております。

また、中上流部での遊水池の整備について、複数の箇所を候補地として、経済性、施工性、環境保全の観点から検討を進め、合わせて、地元市町と調整を行い、平成 27 年度内に整備箇所を決定する予定です。

今後も、都市河川重点計画・新セイフティリバーに基づき、河川整備を整備してまいります。

(要望)

・里山公園の残り部分を早急に工事すること。

(回答)

茅ヶ崎里山公園の残り部分の整備については、公園外周の茅ヶ崎市道整備の進捗などにあわせ、優先順位を見極めながら予算の範囲内で取り組んでまいります。

00166

(要望)

・湘南海岸中海岸地域の養浜対策を引き続き行うこと。

(回答)

茅ヶ崎海岸の中海岸地区では、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、相模川上流のダムの堆積土砂を養浜材として利用しているほか、茅ヶ崎漁港西側の一帯に堆積した砂についても、漁港管理者である茅ヶ崎市と連携して、養浜材として活用しており、今後、企業庁や茅ヶ崎市と連携して、養浜事業を進めてまいります。

(要望)

平塚市

・子ども・子育て支援新制度における施設型給付の地方単独費用部分について

教育標準時間認定(1号認定)に子どもにかかる施設型給付の「地方単独費用部分」のうち、国基準に基づく県補助分について減額することなく全額補助すること。

また、早急に「地方単独費用部分」を廃止し、給付費全体を「全国统一費用部分」とするよう国に働きかけること。

(回答)

教育標準時間認定子どもにかかる施設型給付の「地方単独費用部分」については、平成28年度当初予算で、国通知どおり2分の1を県補助分として予算措置しております。

また、施設型給付については、認定区分にかかわらず、国は原則どおり給付費の2分の1を負担すべきと考えるため、県としては、1号認定子どもだけに経過措置として設定されている「地方単独費用部分」の速やかな廃止について、国に対し繰返し要望しております。

(要望)

・放課後児童健全育成事業について

放課後児童健全育成事業に係る交付金において、指導員の雇用安定や障がい児の複数受け入れへの対応と少人数利用時における指導員の配置に係る経費について、財政措置を講じるよう国に働きかけること。

(回答)

子ども・子育て支援新制度の円滑な実施にむけた国への提案・要望を行う際に、放課後児童健全育成事業に係る交付金の措置についても十分な対応を提案・要望してまいります。

(要望)

・特別支援学校への通学について

特別支援学校の生徒のうち、スクールバスによる送迎対象となっていない自力通学が困難な知的部門高等部の生徒について、教育行政について通学手段の確保を行うこと。

(回答)

知的障害教育部門高等部については、将来の自立と社会参加に向け原則としてスクールバス利用の対象としていませんが、障害の状況等により自力通学が困難な生徒もいることから、これらの生徒への対応について、何らかの工夫ができないか検討してまいります。

なお、通学支援連携システムは、障害者総合支援法上、市町村が実施する地域生活支

援事業の移動支援事業の中に位置付けられており、事業を実施しているNPO法人等との連携や働きかけを通じて、支援の充実に取り組んでまいります。

(要望)

・特別支援教育支援委員の充実について

障害のある子どもたちが学校(園)生活を円滑に送ることができるように、学習活動や日常生活を支援するために派遣する介助員について、県独自の財政措置を講じること。

(回答)

障害のある児童・生徒に対する学校生活上の介護や学習活動上の支援等を行う特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置の拡充については、今後も引き続き、国に要望してまいります。

(要望)

・障害者福祉の充実について

障害者総合支援法による市町村地域生活支援事業については、国が実施している統合助成金方式を改めるとともに、国庫補助率1/2を確保するよう国に働きかけること。

(回答)

地域生活支援事業の国庫補助率が2分の1を下回り市町村に大幅な超過負担が生じていることについては、本県としても大変深刻な問題であると認識しております。

そのため、例年「国の施策・制度・予算に関する提案」において重点的提案として必要な財政措置を国に要望しております。また、各種ブロック会議等においても国庫補助金の枠拡大と事業実績に見合った確実な財源措置を講ずるとともに、配分方法については各自治体に情報提供することについても国に要望しております。

今後ともあらゆる機会を通じて継続的に要望してまいります。

(要望)

・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)の施行に伴う諸施策に対する財政支援等について

バリアフリー新法に適合したノンステップバスの普及促進に向け、バス事業者のノンステップバス導入経費に対する支援制度を創設すること。

(回答)

県は、公共交通の連続性・利便性の向上を含め、総合的に交通施策を推進しております。その中で、バスを中心とした地域交通については、基本的に市町村が事業者への働きかけにより計画的な取組を行い、県は、広域的視点により、市町村の取組に対し支援を行うものと考えております。

ノンステップバス導入経費に対する新たな支援制度の創設については、県内の導入状況等を注視しながら、その必要性を含めて、検討してまいります。

(要望)

・金目川水系の改修・整備促進及び維持管理について

金目川水系の河川整備目標に対応できていない箇所を整備を早期に進めること。また、必要に応じて河床の浚渫を行い、適正な維持管理に努めること。

(回答)

金目川水系では、本川の金目川及び一次支川の鈴川については、都市河川重点整備計画・新セイフティリバーに位置付け、時間雨量概ね 50mm の降雨に対応できるよう、整備を進めております。

また、計画に位置付けられていない河川については、現地状況により緊急性に応じて必要な対応を行ってまいります。

維持管理については、平成 21 年度から河床に堆積した土砂の撤去を実施しておりますが、全体の状況を考慮しながら、今後とも堆積が著しい箇所から順次実施してまいります。

(要望)

鎌倉市

・国道 134 号下開口部への防潮扉の設置及び河川遡上対策を早急に進めること。

また、津波避難階段等の設置や帰宅困難者対策など、地震津波防災対策における補助制度を充実強化すること。

(回答)

国道 134 号に設置されている市管理の地下通路への防潮扉の設置や、浸水想定域への避難施設の設置に対する支援については、技術的助言を行うなど、県としても必要な支援を行ってまいります。

津波浸水想定に関するデータの提供など、必要な技術的支援を行ってまいります。

津波対策については、最大クラスの津波に対しては、避難することを最優先として避難体制の整備を進め、発生頻度の高い津波に対しては、内陸への侵入を防ぐ施設整備に取り組むことが基本となります。

また、県管理河川の津波遡上対策や、県が管理する防潮堤などの海岸保全施設の整備に当たっては、高潮と発生頻度の高い津波のいずれか高い方を設計水位として整備計画を策定する必要があり、平成 27 年 3 月に「相模灘沿岸海岸保全基本計画」を変更し、各地域の設計水位を設定しました。

今後、この設計水位等に基づき、施工性・経済性・周辺環境との調和などを総合的に考慮し、地域の皆様や、鎌倉市の御意見を伺いながら、施設の整備計画を取りまとめまいります。

また、大規模災害発生時における人的被害や経済被害を軽減するため、市町村が実施する減災の取組に対して重点的な支援を行い、新たな地震防災戦略等の減災対策を推進することを目的に、「市町村消防防災力強化支援事業」と「市町村減災推進事業」を統合し、新たに「市町村地域防災力強化事業」を創設することといたしました。この事業において、引き続き地震津波対策を支援してまいります。

(要望)

・都市計画道路腰越大船線の大船立体工事は昨年一部が暫定開通したが、工期の遅れが続
き、歩道も整備されていない状況である。地元や JR と連携しながら用地買収も含め、早
期完成に向けて整備を推進すること。

(回答)

平成 26 年 3 月に、大船立体の一部が暫定開通し、平成 27 年度は、旧橋の撤去や橋桁
の製作・架設などを行っております。

今後も、地元の御協力を得ながら工事を進め、歩道の整備も含め早期完成に努めてま
いります。

(要望)

・2020 年オリンピックのセーリング会場となる江ノ島周辺における観光客の増加を視野
に、江ノ島から腰越に向かう国道 134 号の歩道拡幅、及び腰越漁港付近の歩道整備を実
施すること。更に、防災力、景観の向上のために、134 号の電線地中化に取り組むこと。

(回答)

江の島から腰越に向かう国道 134 号については、両側に歩道が整備されております。

腰越漁港付近の歩道整備については、原則として、歩道設置のための用地確保が必要
ですが、確保する土地は、漁港内の国有海浜地であるため、買収が可能か、無償貸借が可
能かどうか等、県環境農政局及び漁港管理者である鎌倉市と調整を進めてまいります。

腰越橋の歩道整備については、新たに側道橋を設置しなくてはならないと考えますの
で、県全体の事業の優先度、緊急度、道路の利用状況などを考慮しながら検討してまいり
ます。なお、設置箇所は漁港区域になりますので、鎌倉市の協力が必要となります。

また、電線地中化事業を実施するためには、歩道下に設備を収容することなどから、
歩道幅員が最低 2.5m 必要です。当該区間の歩道幅員は、2.0m 程度となっていることか
ら、電線地中化事業の実施については困難です。

(要望)

平成 17 年度から 10 年計画で県道 311 号(鎌倉葉山)の歩道拡幅事業が進められてい
るが、地元の協力を得ながら用地買収も含め、早期完成に向けて整備推進を図ること。加え
て、当初の計画にある電線地中化事業に取り組むこと。

(回答)

県道 311 号(鎌倉葉山)の六地藏交差点から下馬交差点間について、現在歩道拡幅事
業を実施しており、平成 27 年 11 月末時点での用地取得率は 64%となっております。引
き続き、鎌倉市や地元関係者からの御協力を得ながら事業推進に努めてまいります。

電線地中化事業は、安全で快適な歩行空間の確保や都市景観の向上、さらには、防災
上の観点からも重要な事業であると認識しております。電線地中化事業を進めるためには、
道路管理者や電線事業者で構成する神奈川県無電柱化地方協議会が策定する「無電柱化推
進計画」に位置付けが必要であり、今後、事業が進められるよう関係事業者と調整してま
いります。

(要望)

・県道 21 号(横浜鎌倉)、県道 32 号(藤沢鎌倉)、県道 204 号(金沢鎌倉)の鶴岡八幡宮交差点、鎌倉大仏周辺は歩道の未整備や歩道幅員が狭小なところが多く、観光地でありながら危険な歩行環境となっていることから、県・市が連携を強化し、できるところから速やかに歩行空間を改善すること。また、渋滞対策として、公共車両優先システム(PTPS)を導入すること。

(回答)

歩道拡幅等で歩行空間を改善するためには用地買収が伴いますので、多くの時間を必要としますが、加えてこの地域においては、史跡や歴史的建造物が多いこと、自然環境の保全への配慮が必要なことなど、この地域特有の課題があります。

今後は、具体的にどのような取組ができるのか、鎌倉市と共通認識を持ちながら、検討してまいります。

鎌倉市内の公共車両優先システム(PTPS)については、鎌倉市及びバス事業者と連携し、平成 26 年 3 月に県道 204 号(金沢鎌倉)、311 号(鎌倉葉山)、21 号(横浜鎌倉)の一部において、導入いたしました。

御要望の路線への導入については、鎌倉市及びバス事業者と検討してまいります。

(要望)

・交通渋滞の改善に向けて、鎌倉地域の幹線道路(県道)における(仮称)鎌倉ロードプライシングの実現のための連携体制を強化すること。

(回答)

県は、鎌倉市が交通計画の策定及び推進に関し調査及び検討を行うために設置した「鎌倉市交通計画検討委員会」に委員として参加しており、引き続き、必要な技術的助言を行ってまいります。

(要望)

・毎年 2 千万人前後の観光客を受け入れる環境整備として、公衆トイレや観光案内所、観光案内板等の整備推進のための財政支援の拡大を図ること。

(回答)

外国人観光客の受入環境整備に向けては、ICTを活用した案内表示の多言語表記や飲食店のメニューの多言語化等に取り組むとともに、通訳ボランティアガイド団体の取組支援を通じて、通訳ボランティアガイドの育成を促進してまいります。

観光基盤施設の整備については、市町村自治基盤強化総合補助金の補助対象(補助率 3 分の 1)となっておりますが、協定等を結ぶなど、他市町村と連携のうえ実施されるものであれば、広域連携事業に該当し、補助率が 2 分の 1 となる場合もございます。

また、公衆トイレや観光案内所の整備促進については、県としても充実が必要と考えるため、市町村の現状やニーズを踏まえ、対応を検討してまいります。

(要望)

・海岸管理者として、海水浴場における海の家組合の自主ルールの遵守規定を占用許可条件に盛り込むこと。更に、占用許可権限及び財源の市町への移譲を図ること。

(回答)

県は、有識者等で構成された「かながわの海岸利用に関するあり方検討会」からの提言等を踏まえて、「海岸利用の課題等に関する今後の取組方針」を関係市町の参加をいたしながら、平成 27 年 1 月に取りまとめました。

この取組方針に基づき、現在、推進会議の中に「占用許可のあり方検討部会」を設置し、海水浴場ルール等の遵守を占用許可条件にできるか、占用許可権限等の移譲を要望する市町への権限移譲の条件や課題などの検討を進めております。

(要望)

逗子市・葉山町

・県道路公社の管理する逗葉新道は、使用開始から 40 年が経過しており受益者負担により建設費償還がなされているにも関わらず有料道路のままである。早期に無料化すること。

(回答)

逗葉新道の無料化については、道路公社の経営に与える影響をしっかりと見極め、施設の老朽化対策や無料化後の管理をどうするかといった問題についても検討していく必要があります。

そのため、当面、逗葉新道を無料化できる状況にはないと考えておりますが、三浦半島中央道路が県道 24 号(横須賀逗子)まで開通すると、周辺の交通の流れも変わってくるものと考えられますので、そうした時期を目途に、道路公社や市町との調整に努めてまいります。

(要望)

・三浦半島の道路ネットワーク確立のため、三浦半島中央道路の早期完成を実現すること。

(回答)

三浦半島中央道路の北側の整備要望区間約 1 km については、県としても大変重要な路線と認識しており、「改定・かながわのみちづくり計画」の整備推進箇所に位置付け、現在、道路の計画の具体化に取り組んでおり、平成 26 年度に交通状況を把握する調査を行い、平成 27 年度は地質調査を実施しております。

事業着手には、何より、地元との合意形成を図る必要がありますので、引き続き、地元市町からの御協力を得ながら、丁寧に地元説明を行い、今後、更に必要な調査等を実施してまいります。

(要望)

・三浦半島国営公園の誘致を実現すること。

(回答)

小網代の森や池子の森など、周辺の緑の拠点づくりが着実に進む中、緑のネットワークの中核として国営公園の誘致が重要であることを、引き続き国などに強く働きかけてま

いります。あわせて、東京オリンピック開催などを絶好の機会ととらえ、様々な場面で国営公園の必要性を内外にPRするなど、機運の醸成を図り、三浦半島国営公園の実現に向けて取り組んでまいります。

(要望)

・砂浜の養浜対策強化。養浜砂の改善対策を講じること。

(回答)

逗子海岸では、沿岸流により西側から東側に砂が移動する傾向があり、県では、西側において養浜を行ってまいりましたが、これまで実施した養浜による侵食対策の効果を検証したところ、海岸中央部で侵食傾向が確認されたため、西側に加えて中央部も含めて養浜を行うこととし、養浜の効果を検証しながら、対策に取り組んでまいります。

なお、利用する養浜砂については、土砂の検査を実施しながら、良質な養浜材の確保に努めてまいります。

(要望)

厚木市

・厚木市中心市街地における環境浄化対策の強化と本厚木駅周辺の中心市街地に設置するスーパー防犯灯の復旧、又は再整備の検討をすること。

(回答)

県警察では、本厚木駅前地区を歓楽街総合対策の推進重点地区として指定し、環境浄化対策に取り組んでおりますが、今後も、風営法、神奈川県迷惑行為防止条例、厚木市客引き行為等防止条例などによる指導、取締りを実施するとともに、官民一体の継続的かつ効果的な環境浄化対策に取り組んでまいります。

また、県警察では、平成20年度から、老朽化の著しいスーパー防犯灯に代わり、同等の効果が期待でき、1基単位で設置できる街頭緊急通報装置を整備しております。今後も、県内全体の治安情勢や県民の要望等を考慮しながら、街頭緊急通報装置の設置について検討してまいります。

(要望)

・厚木市内に、生徒が通学できる県立特別支援学校の分教室の設置を検討すること。

(回答)

特別支援学校の設置については、「県立教育施設再整備10か年計画(まなびや計画)」に基づき新設校の整備を進めており、計画終了後の対応については、児童・生徒の通学状況やインクルーシブ教育の推進の状況を踏まえ、検討してまいります。県央地域においては海老名市内にえびな支援学校を設置することとし、平成28年4月の開校に向けて、準備を進めております。

00188

(要望)

・ごみ処理広域化の実施主体として、厚木市・愛川町・清川村で構成する厚木愛甲環境施設組合に対し、施設整備に伴う循環型社会形成推進交付金確保に向けた指導・協力を行うこと。また、施設整備に向けた計画策定業務や環境影響評価に対する技術的な指導・助言などの支援を行うこと。

(回答)

ごみ処理広域化の推進のため、循環型社会形成推進地域計画に位置付けられた事業の実施に必要な循環型社会形成推進交付金の予算確保について、「平成 28 年度 国の施策・制度・予算に関する提案」の中で国に要望しております。

また、施設整備に係る計画策定業務や環境影響評価などの技術的支援についても、具体的な事案に応じて助言・支援に努めてまいります。

(要望)

・神奈川県ニホンザル保護管理計画における被害防止対策の推進を積極的に行うこと。また、厚木市においては、市内（鳶尾群・煤ヶ谷群・経ヶ岳群）に生息するサルの全頭捕獲を行うこと。

(回答)

県では、「第 3 次神奈川県ニホンザル管理計画」に基づき、人の生活圏とサルの行動域の棲み分けに向けて、毎年実施するモニタリング調査により得られた被害状況及び生息状況を基に、市町村をはじめ多様な主体と連携して、総合的、計画的に管理事業を推進し、可能な限り被害の軽減に努めてまいります。

「第 3 次神奈川県ニホンザル管理計画」では、捕獲要件を見直し、生活被害のみを発生させている群についても、個体数調整の対象とすることとしており、鳶尾群、経ヶ岳群、煤ヶ谷群ともに、生活被害・人身被害軽減のための個体数調整が図られているところです。

県は、こうした個体調整や計画的な追い払い等を組み合わせた地域の取組を引き続き支援してまいります。

なお、鳶尾群、経ヶ谷群、煤ヶ谷群の群れ捕獲については、現在の「第 3 次神奈川県ニホンザル管理計画」に規定している要件に該当しておりませんが、計画は、平成 28 年度に改定する予定となっておりますので、今後、地域の方々の御意見を伺い、専門家の検証を踏まえて、対策の強化について検討してまいります。

(要望)

・相模川の水辺環境を生かした都市緑地として、相模川、中津川、小鮎川の三川合流地点上流部に対岸の海老名市側と併せ計画が進められている県立相模三川公園については、厚木市側の公園整備の実現が大幅に遅れている。人と自然が共生する都市環境の確保や人々の余暇空間の確保から整備が切に望まれるため、県立相模三川公園厚木市側の整備を進めること。

(回答)

厚木市側の堤内地については、流通業務施設が整備され、さらに、隣接する厚木市環境センターが建替整備されることとなったことから、広域避難地の機能を有する県立都市

公園の整備が困難となり、市環境センター施設として公園的な整備を行うこととなりました。残る堤外地側については、市が設置している「新ごみ中間処理施設建設に伴う基本協定書に係る相模三川緑地関係会議」に参画しておりますので、市環境センターや道路など都市計画施設の配置などの検討状況に応じて検討を行ってまいります。

(要望)

・相模川厚木市水辺拠点創出基本計画に必要となる河川基盤施設の整備を相模川・中津川河川整備計画に位置付け、本計画の策定に合わせ低水護岸整備を早期着手すること。

(回答)

三川合流地点では、現在、治水安全度を高めるため、特に川幅が狭い河原口地区の拡幅や掘削などを重点的に進めており、その整備が完了するまでの間、厚木市の利用計画に基づく河川占用などに関する打合せを行いながら、低水護岸の整備について、調整してまいります。

(要望)

・相模川河川敷での樹林化対策の更なる推進を図ること。

(回答)

樹林化対策は、平成 17 年度から行っており、平成 27 年度は約 5 万 m² の対策を実施しております。今後も引き続き対策を進めてまいります。

(要望)

・相模川三川合流点地区の水辺に親しむ環境改善に向けた河原の再生を図ること。

(回答)

三川合流点付近で土丹が露出していることについては、川の流れが厚木側に寄っていて河床が削られやすくなっていることが原因の一つと考えられます。そこで、川の流れを海老名市側にも造る必要があると考え、平成 26 年度までに、海老名側の河原の一部を水路状に掘削し、厚木側の土丹の露出箇所への敷き均す等の対策を進めてまいりました。

平成 27 年度も土丹露出箇所への土砂の敷き均しを行うなど、引き続き、現地の状況を見ながら、必要な対策を進めてまいります。

一方、抜本的な対策については、県内河川での類似の対策の実績や確立された手法もないことから、試験施工やモニタリング等を行いながら進める必要があり、実際の効果が得られるまでには時間を要することが想定されますが、国と県が協働し、学識者や地域住民、漁業者などで構成する「相模川川づくりのための土砂環境整備検討会」において、学識経験者からの意見をいただいた上で、今後、具体的な対策の検討を進めてまいります。

(要望)

・浸水被害対策として、雨水の放流先である一級河川玉川、小鮎川及び荻野川において厚木公共下水道計画に基づく計画放流量が河川へ抑制されずに放流できるようすること。

(回答)

玉川、小鮎川及び荻野川では、一部の区間を除き、時間雨量概ね 40mm の降雨に対応できる整備状況となっており、現在は、上下流と比較して流下能力の低い箇所の整備に取り組んでいるところです。

浸水被害を軽減する対策としては、河川整備の進捗状況に応じて、下水から河川への放流量を見直すことなどについて、市と調整してまいります。

(要望)

・本厚木駅南口地区市街地再開発事業推進のため、引き続き現行補助制度における必要な財源確保支援、及び助言をおこなうこと。

(回答)

本厚木駅南口地区の市街地再開発事業については、引き続き再開発組合において権利者調整等を進めておりますので、当該手続きの進捗等を見極めながら、必要な財源確保や必要な助言を行ってまいります。

(要望)

・東海道新幹線新駅(ツインシティ)とリニア中央新幹線新駅を結ぶ相模川以西への広域的な大量輸送が可能な公共交通機関の整備の必要性を「かながわ交通計画」に位置付け推進をはかること。

(回答)

相模川以西への広域的な大量公共交通機関の整備については、まずは地域において必要性の議論を深めていただきたいと考えております。

御要望の点については、今後の地域での検討状況や、交通を取り巻く環境の変化等を注視しながら検討してまいります。

なお、小田急多摩線の相模線方面への延伸などについては、かながわ交通計画の中で、計画路線に位置付けております。

(要望)

・多くの県民・市民が利用する本厚木駅の安心・安全を確保するため、国が定める協調補助の制度活用を図り、駅の耐震化を推進する必要があることから、鉄道駅の耐震事業に補助を実施する制度の創設と補助を推進すること。

(回答)

駅の耐震補強を含め、鉄道施設の安全性を確保することは、基本的には、鉄道事業者の責務であり、必要に応じて地元市町村が主体となって取り組むべきものと考えております。

なお、御要望の点については、今後の検討課題とさせていただきます。

(要望)

・新東名高速道路、厚木秦野道路(一般国道 246 号バイパス)について、完成目標年度に遅延することなく事業展開を図り、積極的な予算確保を図ること。

特に、厚木秦野道路については、さがみ縦貫道路から（仮称）厚木北ICまでは事業化されているが、道路ネットワークのミッシングリンクを解消し、道路整備の効果を最大限発揮するためにも、全線を事業化し早期整備を図るよう国に働きかけること。

（回答）

新東名高速道路や厚木秦野道路の事業化区間の整備促進や、厚木秦野道路の未事業化区間の早期事業化については、県内関係市町村や民間団体と連携して、国や高速道路会社へ要望しており、今後も、引き続き、様々な機会を捉えて、両路線の早期整備などを国等へ強く要望してまいります。

（要望）

・周辺観光拠点等への円滑な交通の確保を図る上で、厚木秦野道路（仮称）森の里インターチェンジから県道 64 号（伊勢原津久井線）へのアクセス道路の県道整備（仮称・上古沢煤ヶ谷線）を早期に実現すること。

（回答）

県では、「改定・かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的・効果的な道路整備を進めており、本県の道路を取り巻く状況の変化に対応するため、本計画の見直しを行っております。

見直しに当たり、御要望の区間について検討したところ、厚木秦野道路森の里ICから清川村方面へのアクセスを強化するなど重要な道路であることから「将来に向けて検討が必要な道路」として次期「改定・かながわのみちづくり計画」に反映する予定となっております。

（要望）

・国道 129 号の船子北谷交差点では、国道 271 号側道へ向かう右折車両が多く、右折車が右折レーン内に収まらず、右折待ち車両によって渋滞が発生している。右折レーンの延長を整備すること。

（回答）

国道 129 号船子北谷交差点の右折レーン延長については、事業の優先度や緊急度を考慮いたしますと困難です。

（要望）

・国道 412 号「みはる野入口交差点」から愛川町との行政界までの区間については、歩道が狭隘であるとともに未整備の箇所もあり、地域からの発生交通量も増えていることから、歩行者の安全確保と車両の円滑な通行のため、拡幅と歩道整備の推進を図ること。また、「まつかけ台入口交差点」については、右折車線がないため、団地方面への右折車両により渋滞を来たしており、右折レーンを設置すること

（回答）

県では、「改定・かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的・効果的な道路整備を進めており、本県の道路を取り巻く状況の変化に対応するため、平成 27 年度末の策定

を目指し、本計画の見直しを行っております。

見直しに当たり、御要望のあった、国道 412 号「みはる野入り口交差点」から愛川町との行政界までの区間について検討いたしました。優先度が低いことなどから、次期「改定・かながわのみちづくり計画」に反映しない予定となっております。なお、歩行者の安全対策については、必要に応じて実施してまいります。

また、「まつかけ台入口交差点」の右折レーン設置については、県全体から見た事業の優先度や緊急度、道路の利用状況などを考慮しながら検討してまいります。

（要望）

・厚木市の市街地を形成する上で重要な路線である県道 43 号（藤沢厚木）は、松枝交差点から中町交差点までの間は道路幅が狭く、歩道も未整備区間があり、朝夕の通勤通学時には、多数の市民が通行する上で危険な状態が続いている。道路拡幅及び歩道設置は地元の悲願であることから、早急な拡幅整備を図ること。

（回答）

県では、「改定・かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的・効果的な道路整備を進めており、本県の道路を取り巻く状況の変化に対応するため、平成 27 年度末の策定を目指し、本計画の見直しを行っております。

御要望の松枝交差点から中町交差点までの区間については、次期「改定・かながわのみちづくり計画」の「事業化検討箇所」に位置付ける予定となっております。

（要望）

・県道 601 号（酒井金田）の歩道整備の未整備区間については、早期整備をはかること。また、元町交差点から市営プール前交差点までの歩道整備についても早期完成をはかること。

（回答）

県道 601 号（酒井金田）の金田交差点付近の改良については、「改定・かながわのみちづくり計画」において、整備推進箇所に位置付けられており、市と連携を図り、平成 26 年度中に、すべての工事が完成しました。

隣接区間についても、引き続き、市の協力をいただきながら、事業推進に努めてまいります。

また、県道 601 号（酒井金田）の元町交差点から市営プール前交差点については、市営プールよりの歩道の無い 80m 区間について事業を行っており、引き続き、市や地元関係者の協力を得ながら事業促進に努めてまいります。

（要望）

・県道 43 号及び 601 号は沿道の家屋が密集し、電線類を支える柱は通行に支障を来しており、都市防災、良好な都市環境形成、交通安全、商業地域の活性化等の観点から電線類地中化の整備推進をはかること。併せて、厚木市の行う電線類地中化事業についても、補助金の重点的配分を行うこと。

(回答)

県道 601 号 (酒井金田) については、歩道の安全、かつ、円滑な通行の確保や、都市景観の向上などが図られることから、幸町 (旭町三丁目交差点) から厚木町までの約 400 m の区間の電線類の地中化や歩道のバリアフリー化を進めているところです。これまでに、電線類を地中化する電線管の埋設工事が完了し、平成 27 年度は、各戸への引込管の埋設工事や新しい照明灯の設置工事を実施しており、今後も、市と連携を図り、早期の完成を目指して整備を進めてまいります。

なお、社会資本整備総合交付金については、市から御要望があれば、国へ要望を行ってまいります。

(要望)

・愛名・飯山地区の県道 63 号 (相模原大磯) については、拡幅整備の推進など、早期完成を図ること。特に通学路に指定されている愛名入口から小野宮前バス停間については、歩道の未整備区間があり危険な状態により、早急な歩道整備をすること。

(回答)

県道 63 号 (相模原大磯) 愛名・飯山地区の歩道整備については、引き続き市や地元関係者の協力を得ながら事業促進に努めてまいります。

また、愛名入口から小野宮前バス停については、平成 26 年度に測量に着手し、平成 27 年度は詳細設計を実施しております。なお、工事着手については、事業中区間の進捗状況や県全体から見た優先度や緊急度、道路の利用状況などを考慮しながら検討してまいります。

(要望)

・県道 42 号 (藤沢座間厚木) については、第二期整備区間の早期完成に向けて整備推進を図ること。また、県道 63 号 (相模原大磯) から国道 412 号までの第三期区間についても、県道として整備推進を図ること。

(回答)

県道 42 号 (藤沢座間厚木) の第二期区間については、「改定・かながわのみちづくり計画」の整備推進箇所に位置付けております。

引き続き、用地取得を進めるとともに、橋りょう下部工の工事に取り組み、事業推進を図ってまいります。

また、本県の道路を取り巻く状況の変化に対応するため、平成 27 年度末の策定を目指し、本計画の見直しを行っております。

見直しに当たり、第三期区間について検討したところ、市街地の環状機能を強化するなど重要な道路であることから「将来に向けて検討が必要な道路」として、次期計画に反映する予定となっております。

(要望)

・県道 604 号 (愛甲石田停車場酒井) 酒井前田交差点は、国道 271 号や県道 601 号 (酒

井金田)と連絡する路線の主要な交差点であり、厚木ICの直近でもあることから渋滞が著しくなっている。右折車線の設置を行うこと。

(回答)

県道604号(愛甲石田停車場酒井)の酒井前田の交差点改良については、事業の優先度や緊急度、道路の利用状況などを考慮しながら検討してまいります。

(要望)

・多くの住民が通勤・通学に利用している県道22号(横浜伊勢原)においては、特にセブンイレブン交差点から戸沢橋までの間は、交通量も多い中、歩道がなく危険な状況であることから、道路拡幅及び歩道の設置を行うこと。

(回答)

県道22号(横浜伊勢原)の綾瀬市吉岡～厚木市戸田までのL=約4.1kmが現道2車線のままであるため、整備効果の早期発現等を考慮し、有効な整備手法を調査検討していくこととしております。

県道22号(横浜伊勢原)のセブンイレブンから戸沢橋間については、現在あるガードレールの外側の県有地を有効活用した安全対策の検討を進めており、速やかな実施を目指してまいります。

(要望)

・商店会が管理している街路灯については、老朽化が著しいため、市補助金を活用して、省エネルギー化と電気代の節約などにつながるLED化事業を推進しているが、国の商業振興施策として必要な財源措置を要望すること。

(回答)

県としても、商店街の活性化を図るため、商店街街路灯のLED化事業に対する支援継続について、国に引き続き働きかけてまいります。

(要望)

・現下の厳しい財政状況の中、不交付団体に対しては、財政力指数による国庫補助金等の較差が設けられたり、臨時財政対策債の借り入れができなくなるなど、不交付団体を理由に財政負担を余儀なくされ、財政運営が厳しい状況にある。国に対し、不交付団体における国庫補助金等の補助率の較差の解消及び特例債の創設を申し入れる等の要望をすること。

(回答)

市町村が自立かつ安定的な財政運営を行うことができるようにするためには、国と地方の適切な役割分担のもと、公平かつ十分な財源が確保される必要があります。

こうしたことから、御要望の趣旨も踏まえ、国庫補助金等の補助率の較差の解消等を国に求めてまいります。

(要望)

伊勢原市

・伊勢原市は7月31日に「市歴史文化基本構想策定委員会」を発足させた。大山を中心とする包括的な歴史・文化遺産の登録を目指している。地域の活性化を図るために取り組む「日本遺産」への早期登録に対し、指導、支援をすること

(回答)

平成27年7月から、市と文化庁との事前協議に県も同行し、日本遺産認定に向けた協議を実施してまいりました。

今後も、文化庁との事前協議に同行し調整するとともに情報収集に努め、国の動向などについて、適宜、情報提供を行ってまいります。

(要望)

・ニホンザルについて、第3次神奈川県ニホンザル管理計画に沿った被害防除対策を着実に実施するとともに、農業被害の軽減を図るためニホンザルの個体数調整の頭数について農業被害の減少及び追い払いがスムーズに行なえる頭数まで減らすこと。

また、県が平成23・24年度の2年間において実施した、追い上げ候補地選定のための生息調査や効果的な追い上げ手法調査等のモデル事業結果を踏まえた効果的な対策手法について、鳥獣被害防除対策専門員等から市へ早急に情報提供することと、各群の追い上げ候補地を示すこと。

(回答)

「第3次神奈川県ニホンザル管理計画」では、農作物被害の軽減に向け、新たな加害群又は集団(第2次保護管理計画策定時に確認されていない群又は集団)を発生させないことを基本方針としております。

事業の実施に当たっては、市町村をはじめ多様な主体と連携して、毎年モニタリング調査を実施し、得られた被害状況及び生息状況を基に、総合的、計画的に管理事業を推進しております。

個体数調整については、「第3次神奈川県ニホンザル管理計画」に基づいて、生活・人身被害の防止や分散防止等を目的として実施しており、農業被害の分裂減少や追い払いに及ぼす影響について、引き続き注視してまいります。

また、平成23・24年度に実施した追い上げ候補地選定のための生息環境調査や効果的な追い上げ手法調査などのモデル事業の成果については、市町村に情報提供しております。

なお、追い上げ候補地の選定については、被害が発生している地域の実情に応じて行うことが効果的であると考えられるため、モデル事業に関する情報提供のほか、鳥獣被害防除対策専門員による技術的支援等に努めてまいります。

(要望)

・今後もツキノワグマについて、早い段階で出没警戒等の注意喚起や対策を県と市が連携して行っていけるようにすること。また、人的被害を防止する観点から、丹沢山地におけるツキノワグマ生息数調査の精度を上げること、及び学習放獣される個体にGPS首輪等を装着した追跡調査を実施し、市町村にも情報提供すること。

さらに、人里での出没について、人的被害を防止するため、「神奈川県人里でのツキ

ノワグマ出沒時の対応マニュアル」に基づき素早い対応を実施し、錯誤捕獲後の個体についても同じ個体が捕獲された場合同様に殺処分の対応を行うこと。

(回答)

ツキノワグマの対応については、「神奈川県人里でのツキノワグマ出沒時の対応マニュアル」を平成 25 年 12 月に改訂し、地元市町村の意見を踏まえ、地域住民の安全確保を最優先で図る観点から、同一個体が再捕獲された場合は原則殺処分することとするなど、対策を強化したところです。出沒の際は、同対応マニュアルに基づいて、人里での目撃情報等に応じた対策を市町村と連携して引き続き行ってまいります。

また、ツキノワグマの生息数等について、関係機関が収集した目撃情報や各種調査データなど、既存のデータを活用した分析を行うとともに、出沒に備え GPS 調査費用などを平成 27 年度に引き続き平成 28 年度予算においても引き続き措置してまいります。

(要望)

秦野市

国道 246 号秦野 IC 関連事業の促進について

・平成 32 年度の新東名高速道路の供用に向け、国道 246 号秦野 IC 関連事業（約 0.75 キロメートル）の事業促進を国に働きかけるとともに、県も積極的な支援をすること。

(回答)

国道 246 号秦野インターチェンジ関連事業（（仮称）秦野インターチェンジへのアクセス道路）については、県内関係市町や経済団体と連携して、国に早期整備を要望しており、今後も、引き続き、様々な機会を捉え、国に働きかけてまいります。

(要望)

・県道の改良等について

(1) 県道 612 号(上粕屋南金目)の歩道整備について、早期の完成を試みること。

(1) 延命地藏尊先から伊勢原 15 号踏切までの歩道整備(延長約 250m)

(2) 延命地藏尊前からおおね公園方面までの歩道整備(延長約 650m)

(2) 県道 705 号(堀山下秦野停車場)秦野駅前通り

当市の玄関口である、秦野駅北口の県道 705 号(堀山下秦野停車場)の市道 336 号線から片町通り交差点までの区間については、第一工区と第二工区に分けて事業が進められています。第一工区について用地の取得がほぼ完了し、順調に進んでいることから、引き続き第二工区の用地測量に着手すること。

(回答)

(1) (1) 県道 612 号(上粕屋南金目)の延命地藏尊先から伊勢原 15 号踏切までの延長約 250m 区間の整備については、「改定・かながわのみちづくり計画」において、整備推進箇所位置付け、用地取得を進めております。

平成 26 年度末の用地取得率は 9 割を超えており、まとまった用地が確保できた箇所については、暫定形での整備を実施し、歩行者等の利用に供してまいります。

平成 27 年度、用地取得完了に目処が立ったところであり、今後も、鶴巻温泉駅南口周

辺整備事業と協調し、事業を進めてまいります。

(2) 延命地蔵尊からおおね公園までの約 650m 区間の歩道整備については、県全体から見た事業の優先度や他の事業箇所の進捗状況を考慮しながら、検討してまいります。

なお、現道内で可能な歩行者等の安全対策については、引き続き対応してまいります。

(2) 要望区間である、市道 336 号から片町通り交差点までの約 250m 区間については、「市道 336 号」から「ひがしみち」との交差点までの約 110m 区間を先行整備区間(第一工区)として、事業に着手しております。

平成 22 年度から用地買収に着手しており、概ね用地買収を終えております。

用地買収できた事業用地については、物件の除却が終わったところから順次仮舗装を行い、歩行者の通行の用に供しております。

平成 28 年度は、第一工区における、未買収地の交渉を引き続き行うとともに、工事にも着手し、事業推進に努めてまいります。

また、第二工区においては、平成 28 年度から測量等の調査に着手する予定です。

(要望)

・産科医の確保対策について

神奈川県では、第 6 次神奈川県保健医療計画を策定して医療従事者の確保対策を推進しており、また、本年 3 月の県産科医師確保対策研究会による提言書が提出された経過もありますが、産科医が不足している地域の危機的状況に対し、質の高い効率的な保健医療体制を整備するための施策を早急に打ち出し、総力を挙げて取り組むようこと。

(回答)

県では中期的な取組として、県内 4 大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことで、県内の医師確保を図っております。

また、平成 27 年 1 月に医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療従事者の勤務環境改善に向けた支援を行うとともに、特定の診療科や地域による医師の偏在の解消に取り組むため、10 月に地域医療支援センターを設置いたしました。

さらに、医師臨床研修制度の見直しや、不足している特定の診療科や地域による医師の偏在を解消し、必要な医師を配置できる仕組みを構築するよう国に対して要望しております。

小児救急支援事業については、国庫補助事業としては平成 25 年度限りで廃止となり、平成 26 年度から「地域医療介護総合確保基金」を活用して、各都道府県においてより柔軟な形での対応が可能となったところです。本県においても、当該基金を活用し事業が実施できるよう、各市町村から提出された事業計画を国へ提出しており、事業計画書どおりに交付決定が行えるよう機会をとらえて国に働きかけてまいります。

(要望)

愛川町

・日本語が理解できない外国籍児童・生徒支援のため、各言語の通訳をはじめ、生活支援

などのコーディネートを専門とする人材の配置といった人的支援を講じられるよう支援すること。

(回答)

外国籍児童・生徒の支援にかかる人的支援については、厳しい財政状況の下では、困難ではありますが、県では、帰国児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会を毎年度開催し、学校間での情報交換の場を提供するとともに、国際教室担当教員等の研修に努めております。

また、県内の国際教育にかかわる全ての方々、日々の授業に悩んでいる先生方の一助になるよう「外国につながるの児童・生徒への指導・支援の手引き」を作成し、県のホームページにも掲載をして、学校がいつでも活用できるようにしております。

(要望)

・河川区域内の環境保全に係る市町村との連携・協力についての具体的な取り組み、及び処理・処分にかかる費用負担のあり方について、「神奈川県循環型社会づくり計画」に則った対応と県と市町村との協議の場を設ける様、支援すること。

(回答)

県では、河川区域内の不法投棄の未然防止の対策として、河川への車輛の乗り入れを規制する車止め柵や警告看板の設置、ダム放流警報施設を利用した河川美化の呼びかけや夜間監視パトロールを実施しております。

さらに、原状回復対策としては、不法投棄された廃棄物や散乱ごみの撤去を業者に委託して実施しているほか、沿川の自治会等に委託して、地元の皆様に草刈りや清掃を実施していただく取組も進めております。

また、河川区域を含めた不法投棄対策については、市町村の地域の実情に応じた効果的な取組を進めることが重要であると認識しております。

今後とも個別に市町村の御要望をお伺いしながら対応してまいります。

(要望)

・県道54号(田代交差点～馬渡橋)の道路改良及び歩道の整備促進、及び、県道63号及び65号における交差点改良整備促進、県道511号における交差点改良・歩道整備を促進すること。

(回答)

県道54号(田代交差点～馬渡橋)の道路改良については、現行の「改定・かながわのみちづくり計画」に位置付けがないことから、現段階では、御要望に沿いかねます。

なお、交通安全上の対策については、愛川町などの御意見を伺いながら、必要性や実現の可能性などを検討してまいります。

県道54号(相模原愛川)の馬渡橋については、平成27年度は、旧橋台の撤去および新橋の下部工を実施しており、平成29年度の供用を目指して架け替えを進めてまいります。

一本松交差点については、平成23年度から交通量調査や現地測量などを実施してきて

おり、平成 26 年度に交差点予備設計を実施し、平成 27 年度は交差点詳細設計を実施しております。なお、工事着手については、事業中区間の進捗状況や県全体から見た優先度や緊急度、道路の利用状況などを考慮しながら検討してまいります。

県道 65 号（厚木愛川津久井）の箕輪交差点については、平成 21 年度から、交差する県道 54 号（相模原愛川）の広幅車線化の事業に着手し、平成 26 年度に工事完成しております。

「愛川郵便局入口」及び「中津電話局前」交差点については、県全体から見た事業の優先度や緊急度、道路の利用状況などを考慮しながら検討してまいります。

高田橋際交差点の改良事業については、平成 23 年度から事業に着手しており、引き続き愛川町や高田橋を管理する相模原市、地元関係者の協力を得ながら事業促進に努めてまいります。

なお、県道 511 号（太井上依知）の歩道整備については、事業の優先度や緊急度、道路の利用状況などを考慮しながら検討してまいります。

（要望）

清川村

・県道 64 号（伊勢原津久井線）及び県道 70 号（秦野清川線）の整備について、村内の主要県道 2 路線について、次の安全対策等を進めること。

（1）県道 64 号（伊勢原津久井線）

「古在家バイパス整備事業」全線の早期完成に向けた事業促進と清川村役場前への信号機の設置、及び、村道山岸外周線が接続する T 字路への信号機の設置

（2）県道 70 号（秦野清川線）

札掛境橋～長者橋の拡幅改良整備

（回答）

(1) 県道 64 号（伊勢原津久井）「古在家バイパス整備事業」については、「改定・かながわのみちづくり計画」の整備推進箇所に位置付けており、第 1 期区間の橋りょう下部工工事や第 1 期区間の用地調査などを進めております。

引き続き、地元清川村と連携して事業の進捗を図ってまいります。

信号機の整備については、交通の安全と円滑化を図るため、道路状況、歩行者を含めた交通量、沿道環境及び交通事故の発生状況等を総合的に検討し、必要性の高い箇所から順次整備しております。

御要望箇所については、村道の交通量が少ないため設置の必要性は低いと考えております。

(2) 県道 70 号（秦野清川）の札掛境橋から、ハタチガ沢林道との交差点付近の長者橋間における拡幅改良整備については、今後の検討課題と考えております。

（要望）

大磯町

・葛川・不動川の適切な維持管理及び整備の推進について

不動川では上流から運ばれてきた土砂が河道内に堆積し、流路の断面を減じる状況となっているため、降雨時にも溢水しないように適切な堆積状況の把握を行うとともに、定期的な浚渫を行うこと。

また、葛川と不動川合流点から葛川河口付近では、強風や波浪に伴う河口閉塞や降雨による溢水、津波の遡上による被害が懸念されています。つきましては、河口部の流路確保のための護岸整備や導流堤並びに水門と排水ポンプなどのハード整備や、2河川合流点付近への水位計と監視カメラの設置及び県ホームページ等による関係機関や住民への観測情報の提供などのソフト整備についても検討を行い、対策を講じること。

(回答)

不動川については、これまでも必要に応じて河床掘削を行ってまいりましたが、平成27年度から、JR東海道線と並行している約1kmの区間について河床掘削工事を実施する予定です。

葛川の河口閉塞については、出水がない状態で波浪が続くと閉塞するため、職員が週1回のパトロールで状況を把握し、堆積が見られる場合には、掘削工事を実施しております。

河口閉塞の抜本的な対策として、導流堤などの構造物を設置する方法もありますが、まずは、測量などの調査により、河口部の土砂堆積や砂浜の状況に関するデータを蓄積し、どのような対策が可能か検討してまいります。

津波対策については、発生頻度の高い津波に対しては施設で防御し、最大クラスの津波に対しては、人命を守るための避難を基本とするという考え方で進めており、葛川では、発生頻度の高い津波による浸水予測の結果、津波の遡上による浸水は発生しないことを確認しております。

監視カメラ等の設置については、河口部の土砂の堆積状況などを把握するためのカメラの新設に取り組んでまいります。

(要望)

二宮町

・県道71号歩行者安全対策について

県道71号は、主要地方道秦野二宮線として、国道1号、西湘バイパス、小田原厚木道路や東名高速道路へ結ぶアクセス路線であり、多くの車が通過しています。また第1次緊急輸送路にもなっており、重要な県道として、年々交通量は増加傾向にあります。この県道を横断できる箇所には限りがあり、歩道橋による横断のみの箇所もある状況です。近年、高齢化が加速するなか、県道のみでなく道路全体において歩行者も増加傾向にあり、横断箇所の必要性や交通バリアフリーに関する対策が急務となっています。

県道71号に対する高齢者、障がい者、子育て世代等の安全対策及びバリアフリー対策を講じること。

(回答)

横断歩道橋については、高度経済成長期に集中的に整備され、歩行者の安全確保に大きな役割を果たしてきましたが、時代とともに、その使われ方が変化してきております。

小学校の統廃合等に伴う通学路の変更や、周辺の土地利用の変化により、利用者が極めて減少したところでは、横断歩道橋を撤去して横断歩道などに変更した場所もあります。

御要望のありました県道 71 号の横断歩道橋は、通学路であることから、通学児童の安全を確保するうえで必要な施設であると認識しております。

この箇所のバリアフリー化対策については、御要望の趣旨を踏まえ、現在交通管理者と道路管理者で、横断歩道の設置に向けた調整を進めているところです。

今後も引き続き調整を図りながら、交通管理者、道路管理者それぞれの役割分担のもと、バリアフリー化整備を進めてまいります。

また、歩道橋設置場所付近には、原則として横断歩道を設置しないこととしております。しかし、歩道橋は高齢者や身体障害者にとって利用しやすいとは限らないことから、危険性を見極めながら、歩道橋設置場所付近への横断歩道の設置の必要性について個別に判断しており、交通管理者と道路管理者が連携した対策を検討してまいります。

(要望)

・小田原厚木道路二宮インターの改良・新規インターチェンジの設置及び西湘バイパスの無料化について

二宮町を横断する国道小田原厚木道路、西湘バイパスについて、近年の交通車両の増大と車両の大型化などに伴い、インター及びその周辺で交通量が増加、西湘バイパスと平行に走っている国道 1 号は、慢性的な交通渋滞を引き起こしています。

その主な原因として、国道小田原厚木道路は、インターの構造が複雑化していること、西湘バイパスは、二宮インターに下り線ランプがなく、二宮インターを挟んだ東西で有料・無料区間に分かれてしまうことが挙げられます。

周辺市町の都市化に伴い、交通量も増加が予測されることから、国道小田原厚木道路については、インターの構造改良、また交通車両が円滑に走行できるよう新規インターの設置、西湘バイパスについては、通行料を朝夕の通勤時間だけでも無料にすべく、国へ働きかけること。

(回答)

小田原厚木道路二宮インターチェンジの改良などについては、御要望の趣旨を中日本高速道路(株)に伝えておりますが、地形の制約や事業計画の観点から困難であると聞いております。

高速道路料金の低減や無料化については、その実現に当たって、整備のため借入れた資金の確実な返済や維持修繕・更新のための財源確保等の大きな課題が考えられます。

現在、首都圏の高速道路料金について、国は、平成 28 年度の導入を目途に、新しい料金体系の検討を進めており、平成 27 年 7 月に国の社会資本整備審議会 道路分科会 国土幹線道路部会より示された『高速道路を中心とした「道路を賢く使う取組」』の中間答申において、大都市圏の料金体系のみならず、高速道路全体の将来の利用者負担のあり方について、検討を進める必要があるとされていることから、国や部会の動向を注視してまいります。

(要望)

中井町

・主要地方道平塚松田線のバイパス整備について

中井町グリーンテクなかい入口交差点から平塚市土屋霊園入口までの約1.7kmの区間を含む新たな道路網の「かながわみちづくり計画」への位置付けと、周辺の一体的土地利用に向けた支援と協力を行うこと。

(回答)

県では、「改定・かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的・効果的な道路整備を進めており、本県の道路を取り巻く状況の変化に対応するため、平成27年度末の策定を目指し、本計画の見直しを行っております。

見直しに当たり、御要望の区間について検討したところ、秦野中井インターチェンジへのアクセスを強化するなど重要な道路であることから「将来に向けて検討が必要な道路」として、次期「改定・かながわのみちづくり計画」に反映する予定となっております。

グリーンテクなかい入口交差点周辺は、現在、第7回線引き見直しにおいて一般保留として位置付けるべく調整を進めております。まちづくりの具体化に向けて、まずは、町において具体的な計画を定めるとともに、地元の合意形成や関係機関との調整を進めることが必要です。県としては、第7回線引き見直しに向けた調整の場や市街化区域編入等を促進する検討会などの場を通じ、必要に応じて、技術的な支援を行ってまいります。